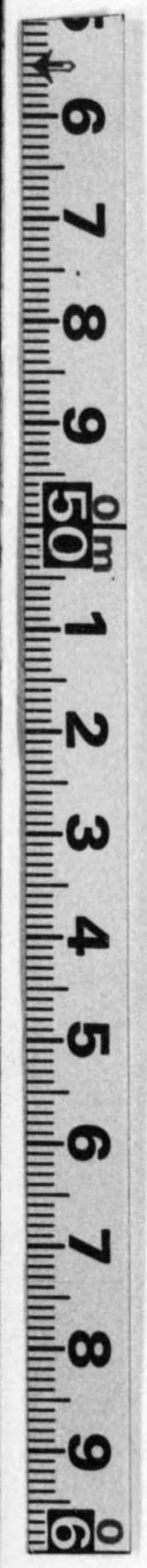


14. 4-776



1200501208566

4.4
776



始



The Co-operative Year-Book 1929

年 四 和 昭

合 組 業 產

鑑 年



會 央 中 合 組 業 產

例言

産業組合中央会

帳簿は便利で経済的な

を **バインダー** 特許  商標

御使用におかれれば必ず満足を得られる



此バインダー式なるも構造を異にする
△印バインダーには紙海軍用品なり

○永久の御使用に耐へざる類似品あり△印に御注意を乞ふ○購入定價表贈呈

全國多數の産業組合に御買上を蒙り理想的實用帳簿と御賞賛を賜る

製造始祖

佐の富の商店

大阪西區立賣堀北通五丁目

電話新町 七八九番

振替大阪 二四三七番

例言

寄贈本

産業組合年鑑は、昨年末に於て初めて、昭和三年用として第一回を編輯した。それは極めて速急の間に編輯せるものであるが故に、幾多の缺陷ありし事は確かである。それにも拘らず、産業組合関係者は勿論、其他の方面に於て其の需要の熱烈なりし事は、本年鑑が如何に大なる使命を有するかを實證し得たるものであつて、我が産業組合運動の爲め大なる愉快とするところである。

爰に、昭和四年用として編輯したる第二回産業組合年鑑は、第一回編輯當時と同じく、擔當者等は其の常務多忙なる時間を割いて、急速に之を完成せなければならなかつた。然、本年鑑は、昨年比して、質に於ても量に於ても一段の進歩を見たることは、本會の欣快とするところであつて、産業組合運動の爲に盡粹せらるる諸君の批判と助言とを得て、更に次年に於て一層の進歩を期したいと思ふのである。

昭和三年十二月

産業組合中央會

昭和四年己巳年平略曆

明治元年以来八十年

平三年三百六十五日

神武天皇
即位紀元
二五八九年

西曆紀元
一九二九年

靖國神社祭 十月廿三日	産業組合記念日 三月六日	明治神宮祭 十一月三日	海軍記念日 五月二十七日	陸軍記念日 三月十日	白河天皇 百年式年祭 七月卅一日	皇太后誕辰 六月廿五日	地久節 三月六日	大正天皇祭 十二月廿五日	新嘗祭 十一月廿三日	明治節 十一月三日	神嘗祭 十月十七日	秋季皇靈祭 九月二十三日	天長節 四月二十九日	神武天皇祭 四月三日	春季皇靈祭 三月二十一日	紀元節 二月十一日	新年宴會 一月五日	元始祭 一月三日	四方拜 一月一日	
小	大	春	立	夏	至	暑	秋	分	冬	至	冬	立	秋	立	大	春	分	夏	至	
寒	寒	春	春	夏	暑	暑	秋	分	冬	至	至	立	立	立	立	春	春	夏	暑	
一月六日	一月廿一日	二月四日	三月廿一日	五月六日	六月廿二日	七月八日	七月廿三日	八月八日	九月廿三日	十一月八日	十二月廿二日	二月六日	三月十日	四月廿四日	五月十八日	六月二日	七月十六日	八月三十日	十月十四日	十一月廿八日
社	彼	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
三月十八日	三月廿四日	三月廿四日	九月廿日	一月十七日	四月十七日	七月廿日	十月廿一日	二月六日	二月十日	三月三日	四月八日	五月一日	五月五日	七月卅一日	八月卅日	九月一日	九月十七日	十月十二日	十月十二日	十月十二日
西の市 十一月十二日	西の市 十一月廿四日	西の市 十一月十五日	クリスマス 十二月廿五日	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月
6	13	20	27	3	10	17	24	31	1	8	15	22	29	5	12	19	26	1	8	15
晝 13	晝 20	晝 27	晝 3	晝 10	晝 17	晝 24	晝 31	晝 1	晝 8	晝 15	晝 22	晝 29	晝 5	晝 12	晝 19	晝 26	晝 3	晝 10	晝 17	晝 24
夜 20	夜 27	夜 3	夜 10	夜 17	夜 24	夜 31	夜 1	夜 8	夜 15	夜 22	夜 29	夜 5	夜 12	夜 19	夜 26	夜 3	夜 10	夜 17	夜 24	夜 31

卷頭言

振興刷新時代の我が産業組合

千石興太郎

振興刷新時代にある我國の産業組合は、如何なる目標に進向すべきものであるか、これ私が、こゝに
宣明せんとするところなのである。

私は、大正十四年より現在及び今後の十ヶ年位を、我が産業組合の振興刷新時代と稱するのであつて、
其れ以前、即ち明治三十三年より大正十四年までを、我が産業組合の數量的發達時代と稱する。二十五
年間の數量的發達時代に於て、一萬四千五百有餘の數に達したる我が産業組合、事業の分量に於ても急
激な増進を見たる我が産業組合、同時に幾多の弊害と缺陷を醸成したる我が産業組合をして、其の弊害
と缺陷とを整理して、眞に産業組合主義の發露を現出するに至らしむるのが、振興刷新時代の任務なの
である。

産業組合主義によりて、民衆の經濟生活を統制すること、即ち産業組合主義の經濟組織を樹立するこ
と、これが我が産業組合の到達すべき最後の地點であつて、振興刷新時代に於ては、これに對する諸般
の準備を完成せなければならぬのである。故に私は、我が産業組合は、振興刷新時代に於て、産業組合

主義の經濟組織を樹立するが爲に、必要なる諸般の準備的施設を完成することを以つて、其の目標として進向すべきであると主張するのである。

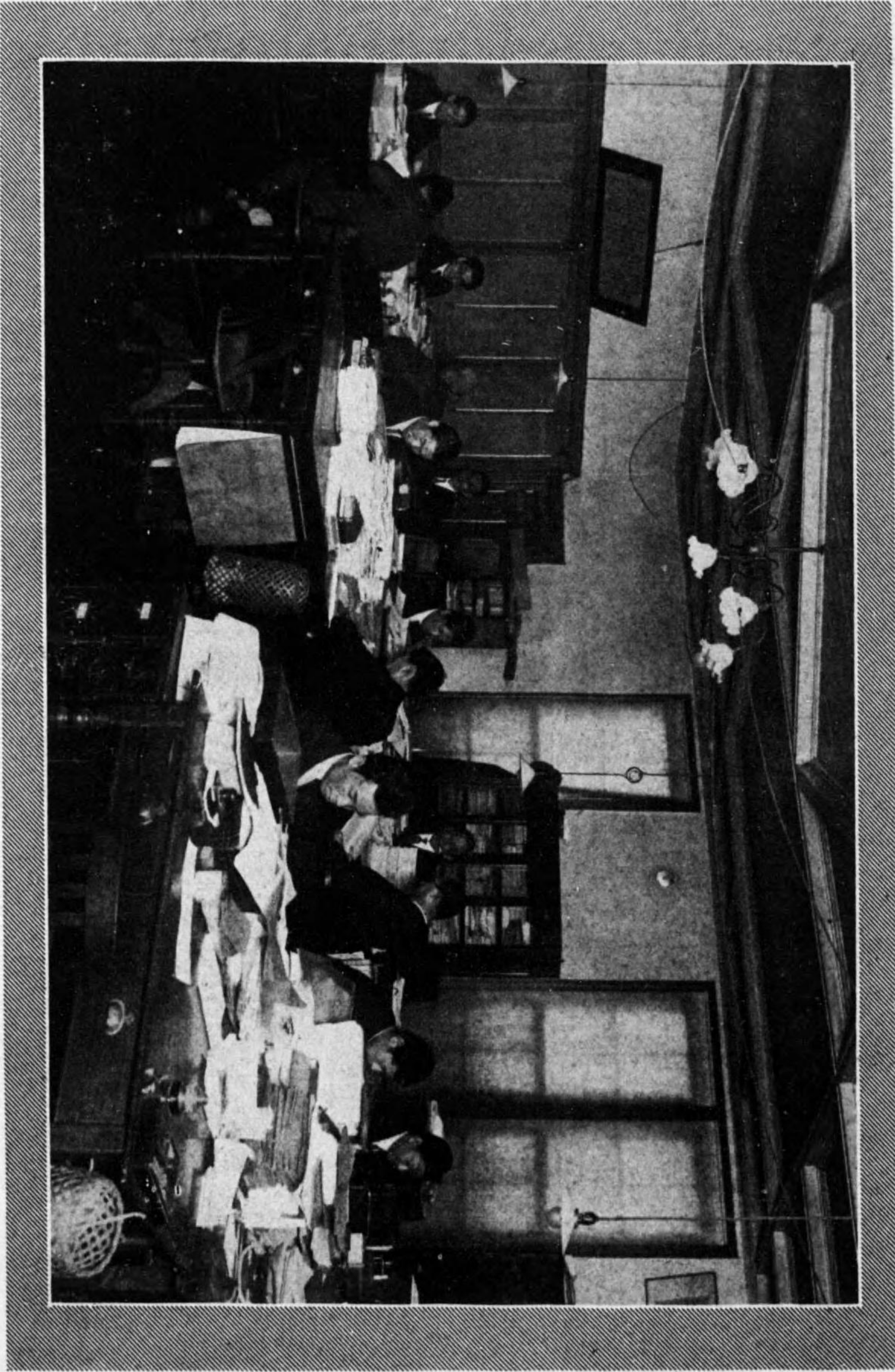
三 我が産業組合の總てが、振興刷新時代に於て完成せざるべからざる必要なる諸般の準備的施設とは、其の第一は、産業組合の四種類の事業と、農業倉庫の事業を、産業組合に於て併進的に且つ積極的に發達せしむることである。從來の如き、金融事業にのみ偏重したる我が産業組合の働きでは、決して民衆の經濟的生活を、産業組合によりて統制する事は不可能である。

四 其の第二は、總ての産業組合は、其の地方的聯合會に加入して、之を絶対に利用なすこと、更に進んで全國的の聯合會に加入して、之を絶対に利用することである。特に現在に於ける全國的聯合會は産業組合中央金庫、全國購買組合聯合會、大日本生糸販賣組合聯合會の機能の發揮、威力の増進、其の相互間の聯絡協調と、更に近き將來に於て、全國的聯合農業倉庫、數府縣を區域とする販賣組合聯合會等の設立の如きは、我が全産業組合將來の運命を決する根本事である。

五 其の第三は、都市に於ける産業組合を發達せしむることである。特に都市に於ける、消費者の産業組合の活動を隆昌ならしめ、これと生産者の産業組合との關係を密接にし、聯絡を圓滑ならしむることは、産業組合によりて物資の需給を調節し、民衆の經濟生活を統制するが爲に、最も必要なることなのである。

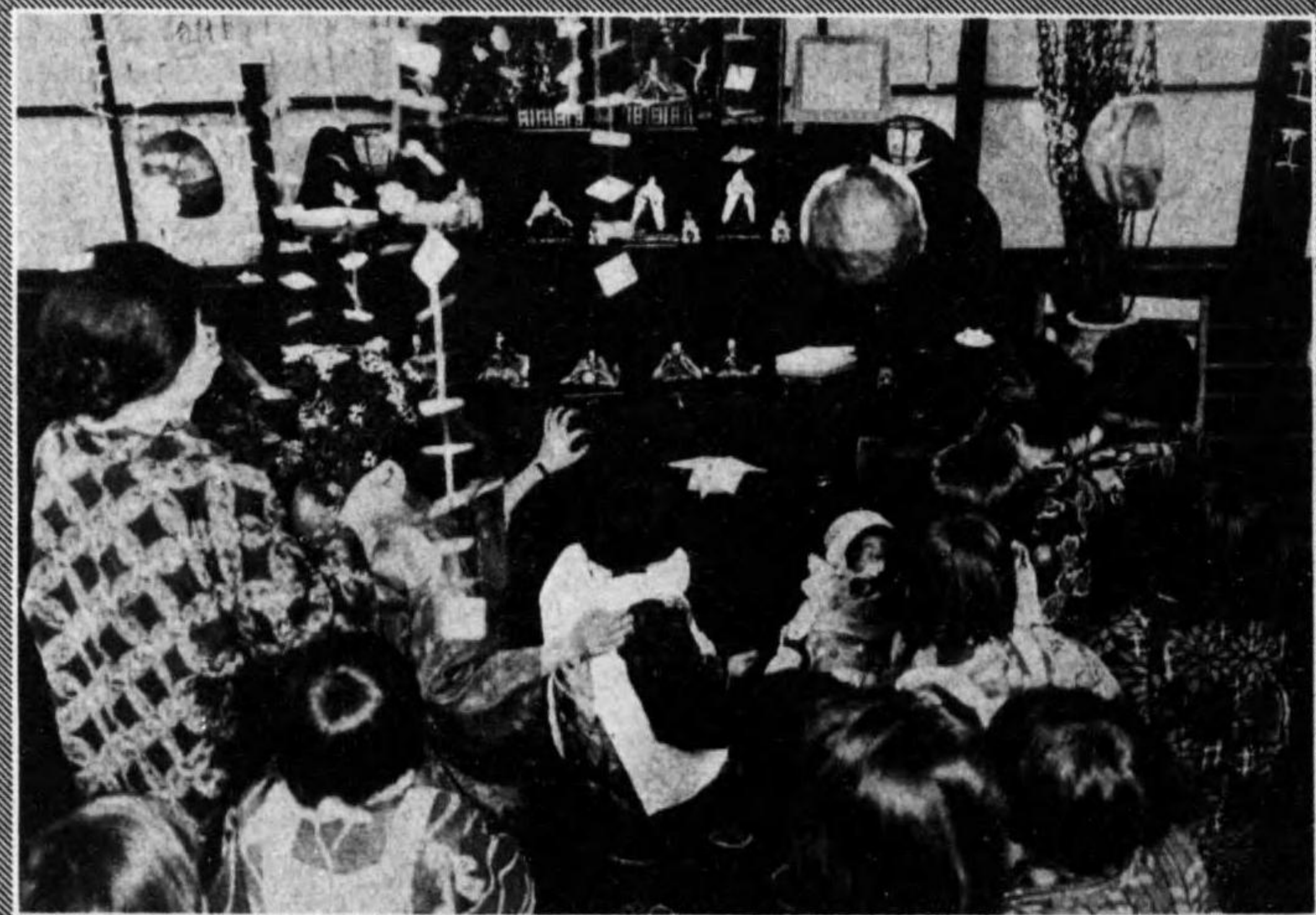
我が全産業組合は、この三重要事項の實現を目標として勇往邁進し、公正無私其の事業經營の上に熱烈なるに於ては、今後十年を俟たずして振興刷新時代を経過し、産業組合の理想實現時代に入ることが出来るのである。

第一の室務事會中央組業産





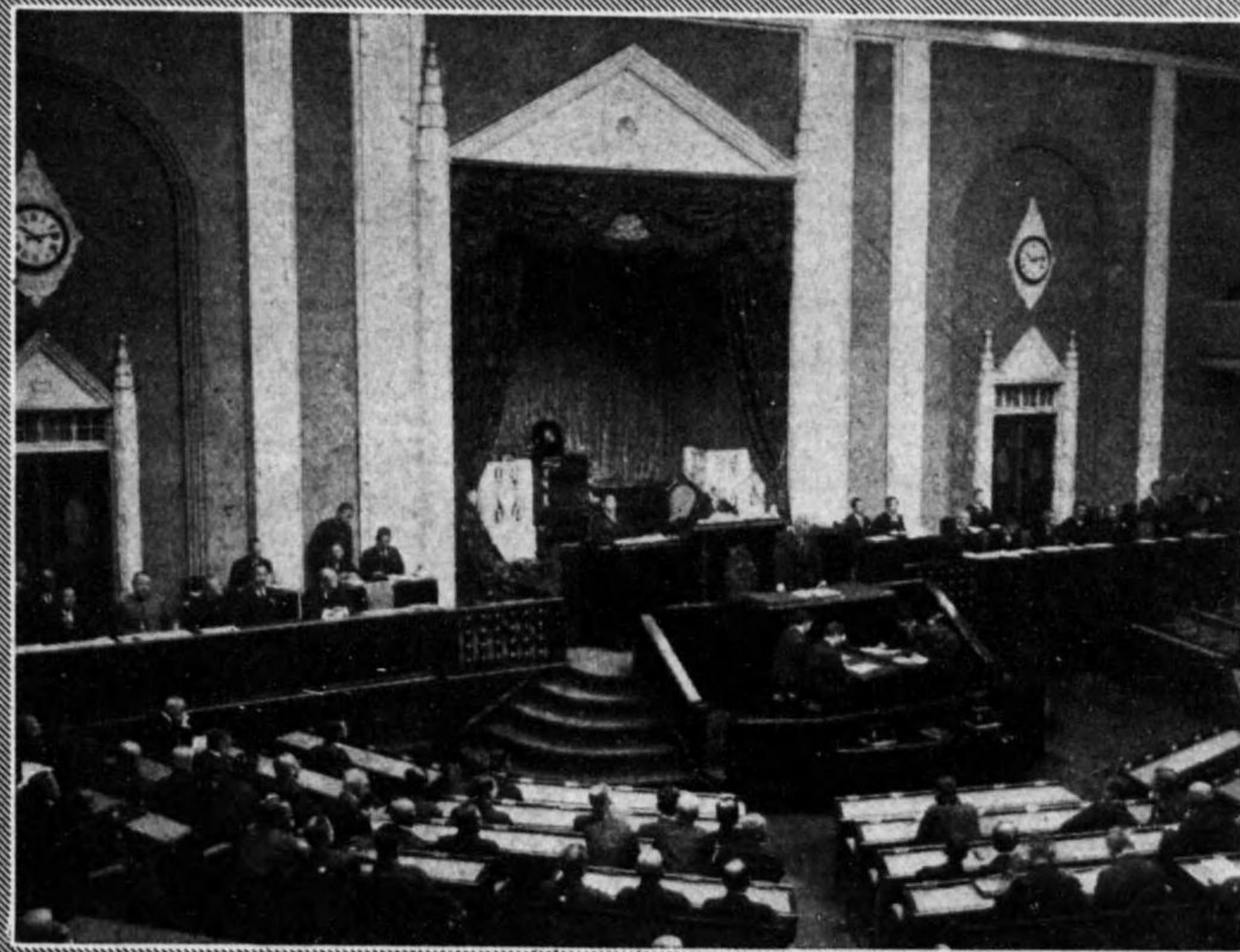
上圖 一月二十六日内務省より地方に配布せる普選の心得の印刷に多忙の有様



下圖 三月一日神田ヤリスト教青年會の日米聯合雑祭



上圖 第三回産業組合記念日の長崎縣南高來郡内組合聯合の自動車宣傳隊

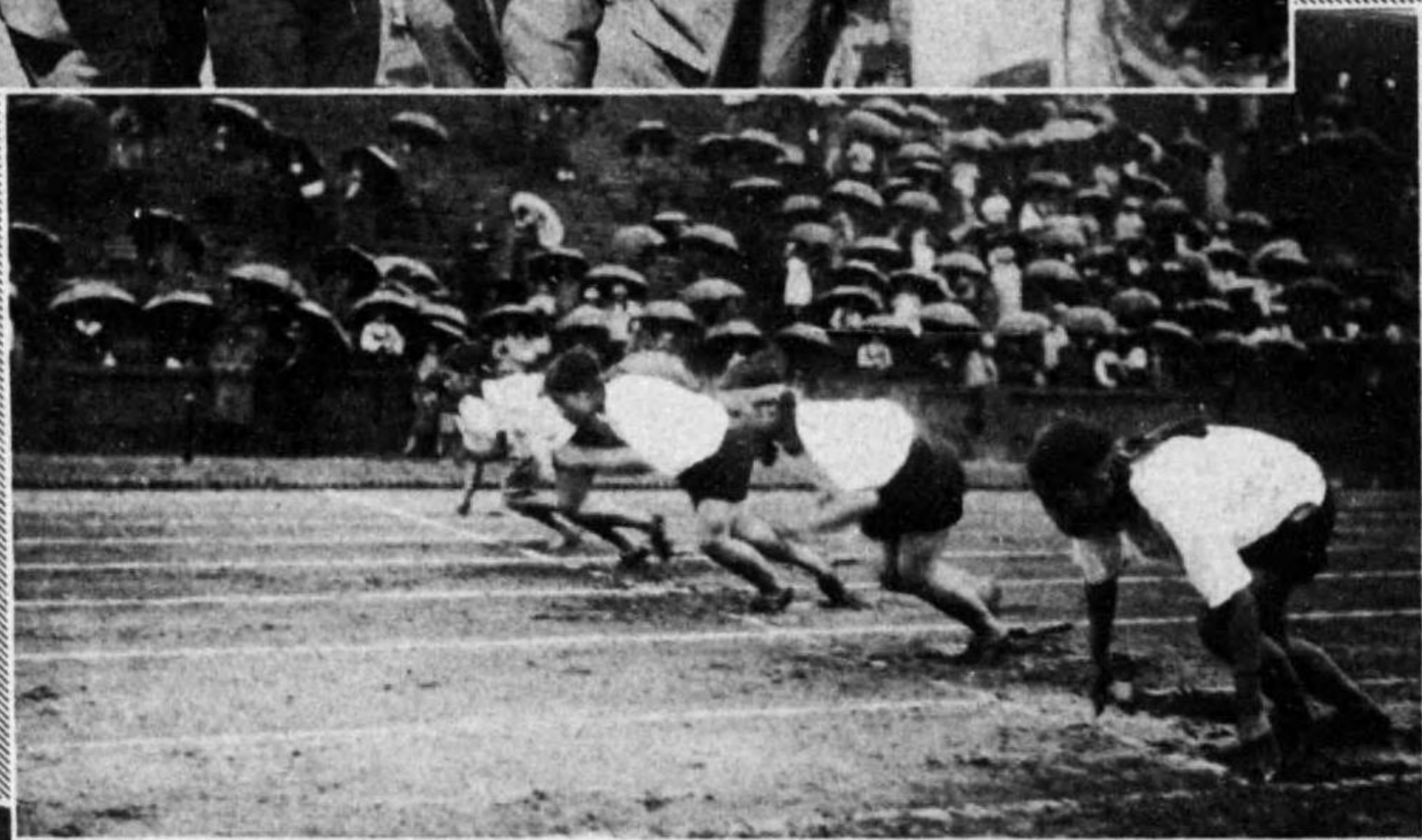


下圖 一月二十一日第五十四議會に於ける田中首相の施政方針演説

上圖
七月六日麻布三聯隊モダン
兵舎を訪れた秩父宮殿下



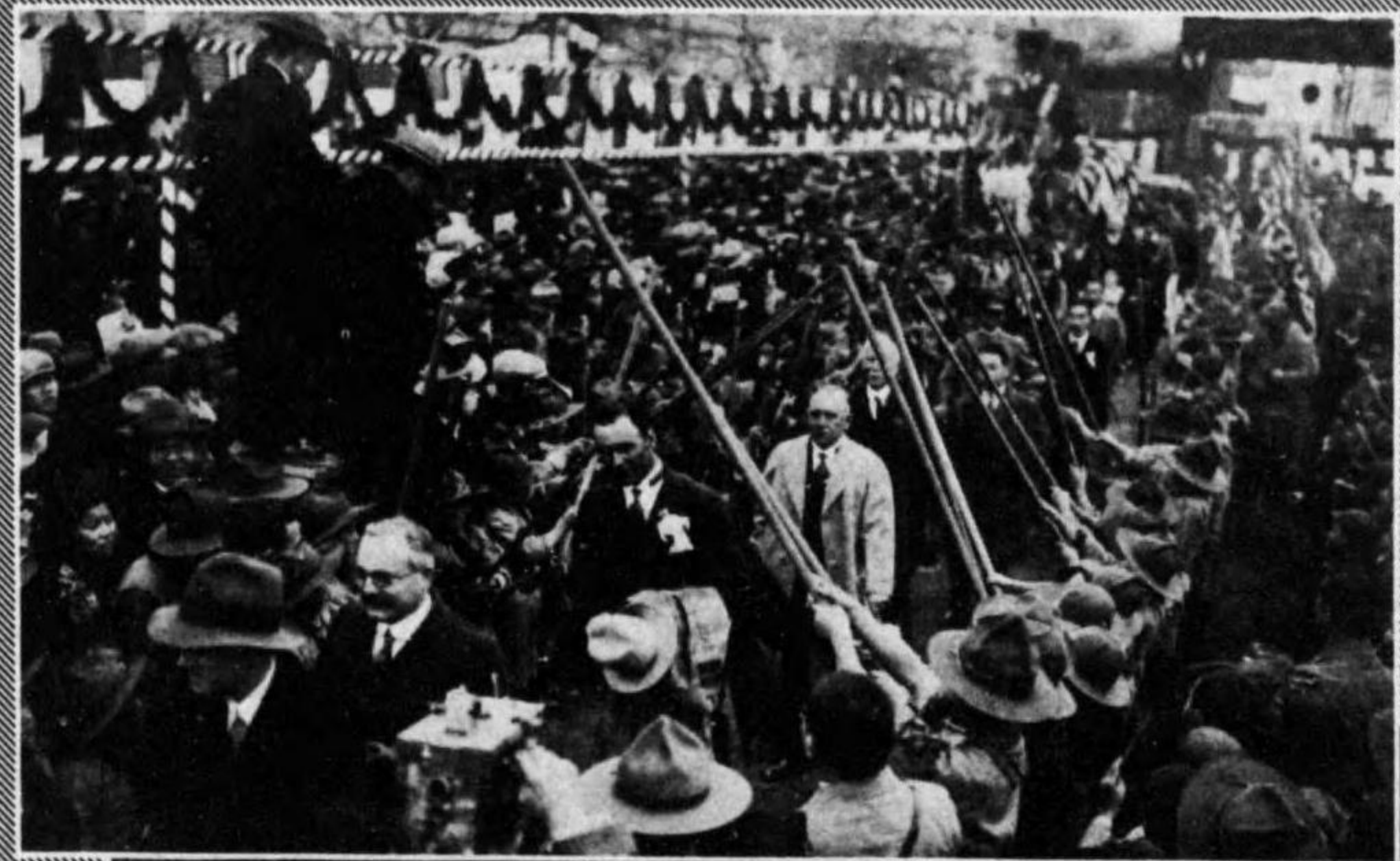
中圖
五月十三日明治神宮トラックに於ける
第四回女子體育運動大會の五十米豫選



下圖
十月二十六日不戰條約に使せ
る内田全權コリア丸にて歸る



上圖
四月一日大禮博に招待され少年團
の歓迎を受けつゝある空の三勇士

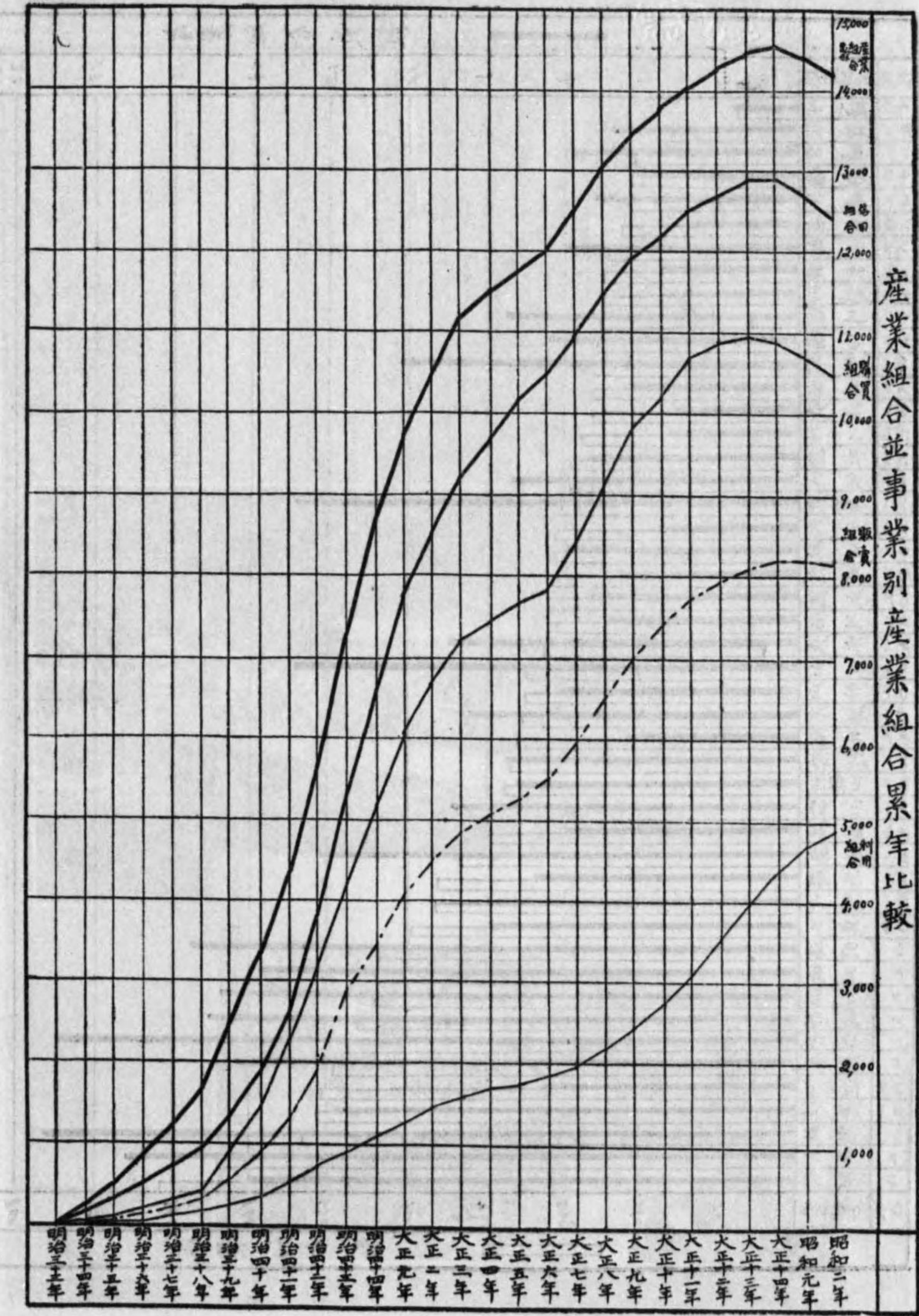
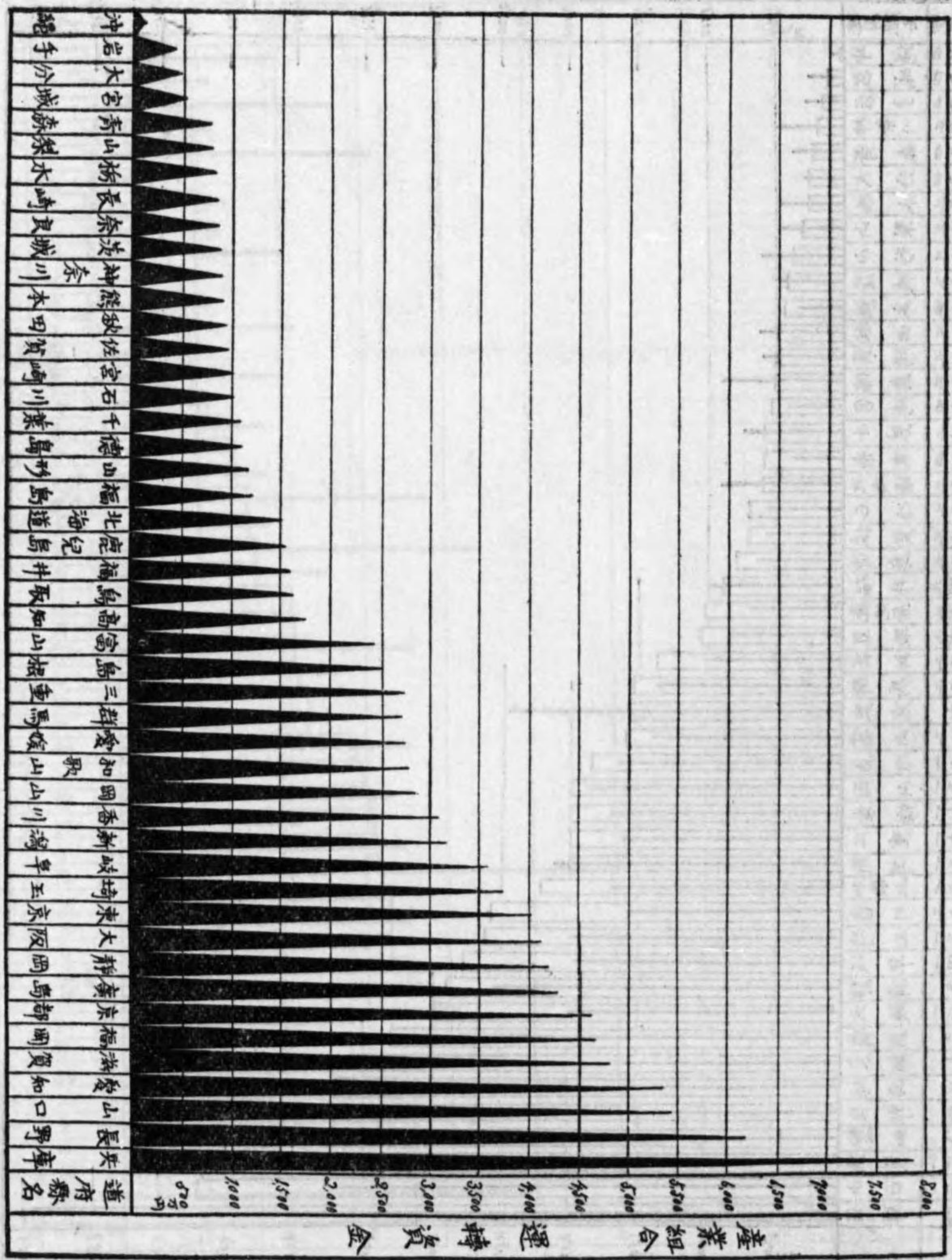


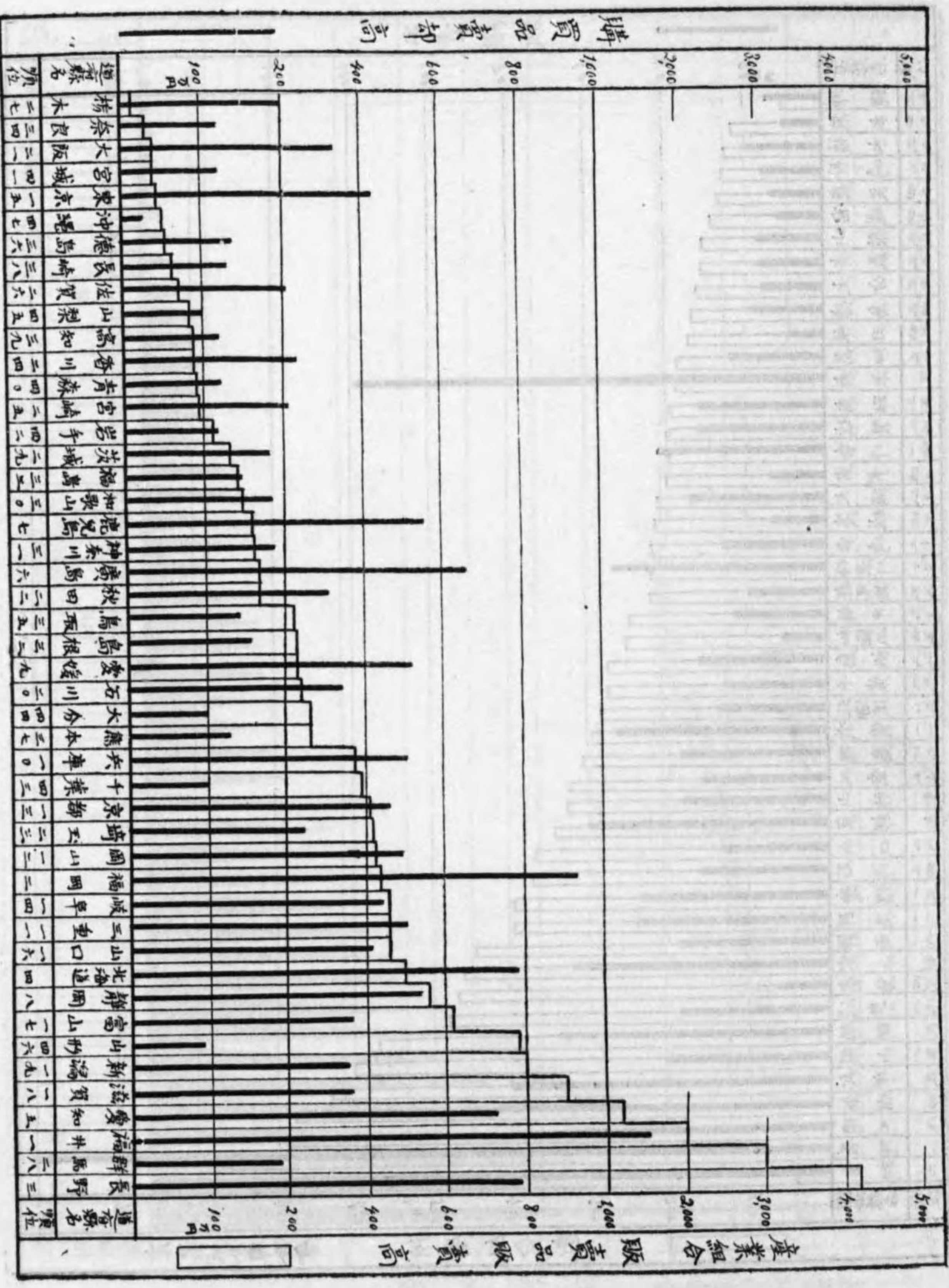
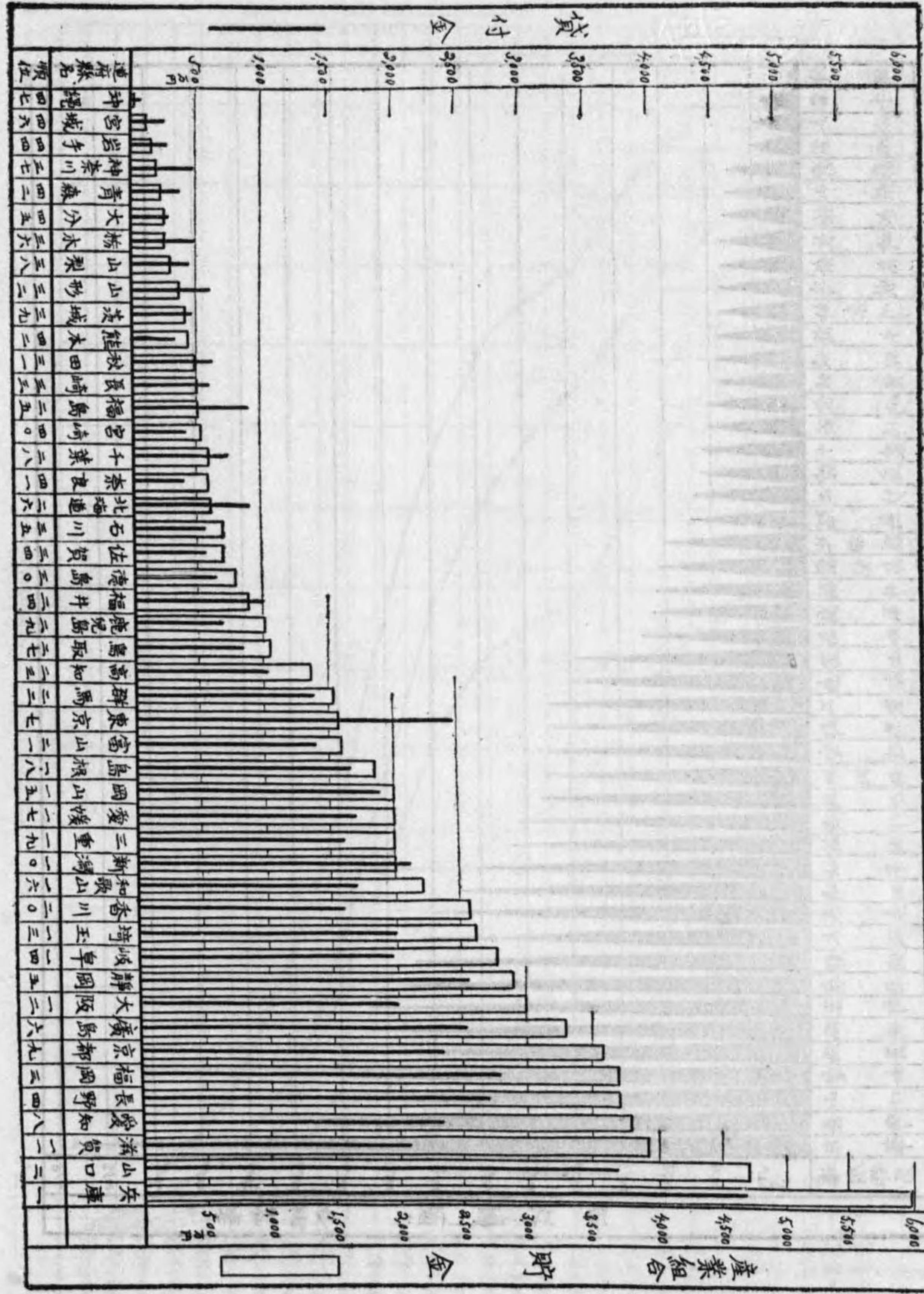
中圖
四月二十一日中野
電信隊の出動準備

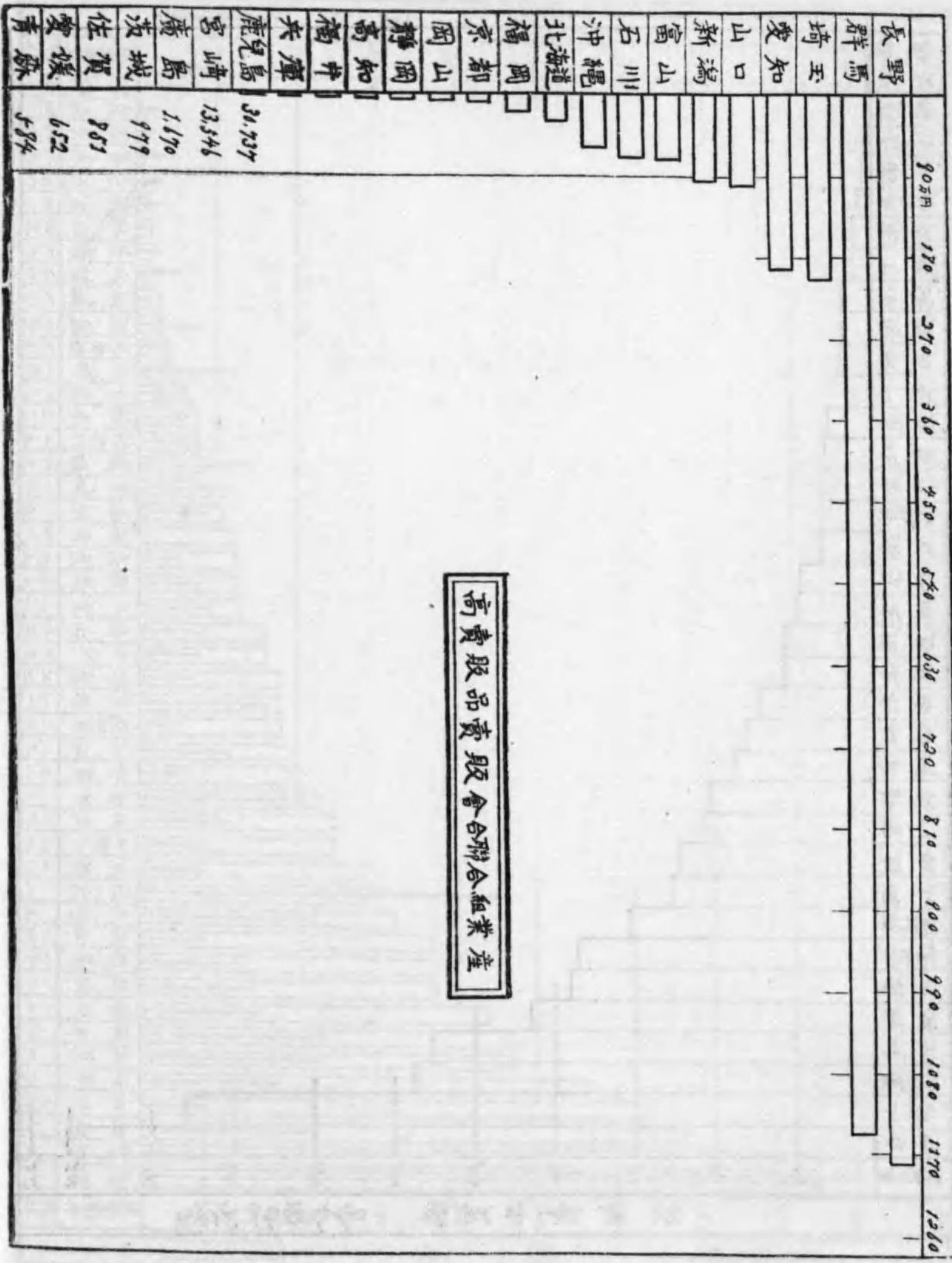


下圖
四月二十二日大阪ビルに
於ける婦選聯盟の大會

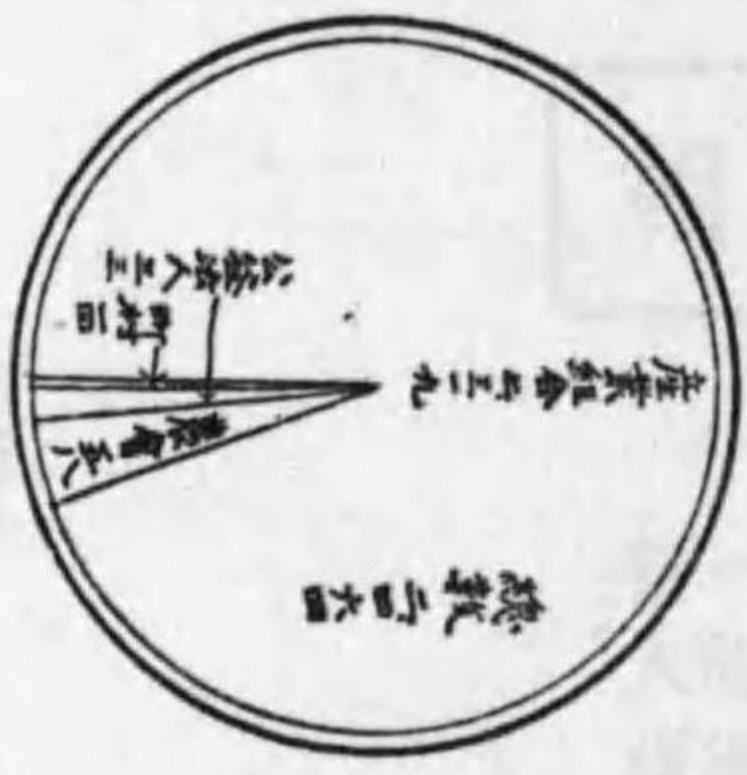
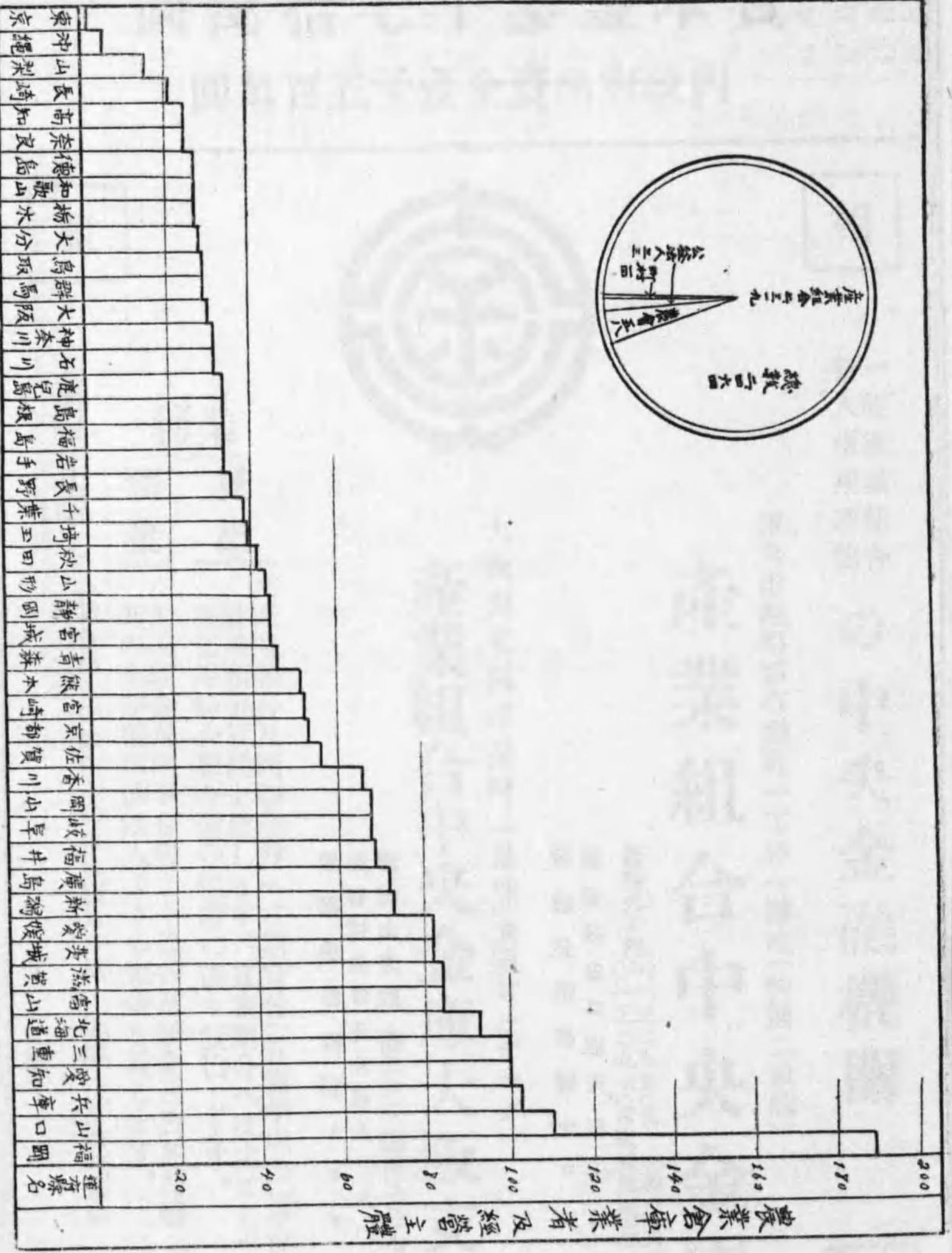








高貴股品賣股會台附合組業産



農業倉庫業者及經營主體

資本金參千七拾萬圓

內政府資壹千五百萬圓

相

對一般產業組合
人信用本位

の中央金融機關

互



産業組合中央金庫

東京市麴町區有樂町一丁目一番地(仲通二號館)

電話丸ノ内(表)三三九五
振替貯金口座東京七二二三番
電報受信略號チカキン

大阪市北區宗是町一番地(大阪ビルヂング)

産業組合中央金庫大阪支所

電話土佐堀三六二・四三三・七四二七
振替貯金口座大阪六八八〇〇番
電報受信略號チカキン

組

金融相談

△當金庫との取引上の事に限らず廣く金融上の御相談に
應じます

業務 貸出 預金

△産業組合及同聯合會へ定期貸付(五箇年以内)手形割引、
當座預金貸越を致します。産業組合へは主として道府、
縣信用組合聯合會の保證に依り貸出します。
△産業組合及同聯合會よりの各種預金及公共團體
其の他非營利的法人よりの預金を致します。

織

め獎御の料肥合配(産)

成竣場五合配料肥

地ノ便至近附港浜横

お互の力
で出来た

産 配合肥料ヲ使ヒマセウ

△ 施肥を合理化するために

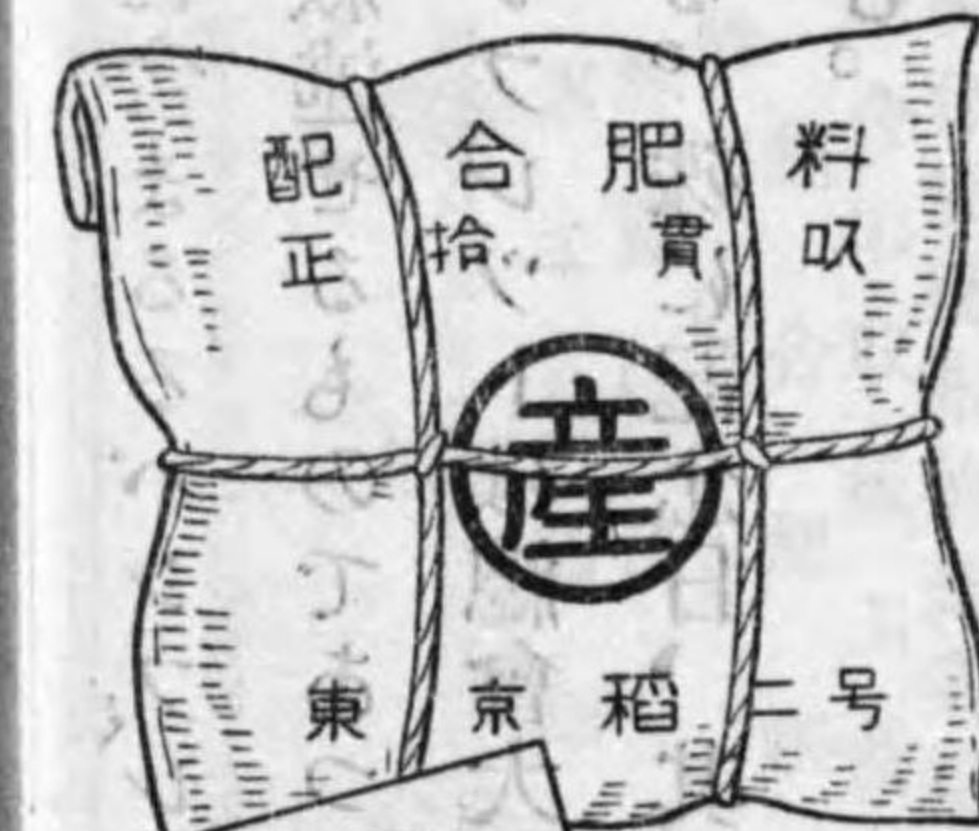
△ 産業組合の肥料取引を安全確實化するために

△ 品質優良

原則として指定配合肥料で各府縣関係当局者の設計になつて居ります

△ 價格低廉

格安なる原料—生産費の節約



會合聯合組買購國全京東

昭和四年

第二回産業組合年鑑目次

例言

昭和四年略曆

巻頭言—振興刷新時代の我が産業組合

口繪

一、産業組合中央會事務室

二、時事寫眞

産業組合統計圖表

一、産業組合數及産業組合員數

二、産業組合數並事業別産業組合累年比較

三、産業組合運轉資金

四、産業組合貯金並貸付金

五、産業組合販賣品販賣高並購買品賣却高

六、産業相聯合會所屬組合數並出資總額

七、産業組合聯合會運轉資金

八、産業組合聯合會貯金並貸付金

九、産業組合購買品賣却高

十、産業組合聯合會販賣品販賣高

十一、農業倉庫業者及經營主體

第一部 産業組合運動

第一編 日本の部

第一章 産業組合史

第一節 初期より昭和二年前期迄

明治初期の社會事情

信用組合法案(明治二十四年)

信用組合論争(明治二十四年)

信用組合設立運動(明治二十四年以降)

事業組合の先驅(明治十一年以降)……………六
 第一次産業組合法案(明治三十年)……………八
 産業組合法の成立(明治三十三年)……………九
 大日本産業組合中央會の創設(明治卅八年)……一〇
 全國産業組合大會(明治三十八年以降)……………二
 支會の成立(明治三十八年以降)……………三
 組合法第一次改正(明治三十九年)……………三
 組合法第二次改正(明治四十二年)……………四
 産業組合中央會の成立(明治四十二年)……………六
 産業組合中央會の光榮(明治四十四年)……………七
 組合法第三次改正(大正六年)……………八
 農業倉庫業法の公布(大正六年)……………二〇
 米騒動と産業組合(大正七年)……………二二
 勤儉宣傳と産業組合(大正八年)……………二三
 組合法第四次改正(大正十年)……………二三
 全國購買組合聯合會創立(大正十二年)……………二四
 産業組合中央金庫の設立(大正十二年)……………二五
 中央會監査部の設置(大正十三年)……………二六
 平田伯の薨去(大正十四年)……………二七
 産業組合法發布二十五週年記念事業(大正十四年)……………二七
 産業組合學校創立(大正十五年)……………二九

第六次組合法改正(大正十五年)……………二九
 農業倉庫業法の改正(大正十五年)……………三〇
 金融恐慌と産業組合(昭和二年)……………三三
 大日本生糸販賣組合聯合會の創立(昭和二年)……三三
 第二章 昭和二年十月より昭和三年九月迄……………三三
 第一 昭和二年後期……………三四
 第二十三回全國産業組合大會……………三四
 協議問題及決議……………三五
 第二十八回支會役員協議會……………三六
 道府縣區域信用組合聯合會協議會……………三六
 第四回全國生糸販賣組合大會……………三六
 第二 昭和二年前期……………三六
 第二十九回支會役員協議會……………三六
 大典記念事業……………三六
 産業組合歌の制定……………三六
 産業組合歌……………三六
 第二十四回全國産業組合大會……………三六
 協議問題及決議……………三六

第三十回支會役員協議會……………三九
 全國道府縣區域信用組合聯合會協議會……………四〇

第三章 産業組合曆(明治三十三年—昭和三年)

第二章 全國産業組合概況

第一節 産業組合

一、産業組合累年比較……………四〇
 組合數と市町村數……………四〇
 種類別組合數……………四〇
 事業別組合數……………四〇
 組織別組合數……………四〇
 總括概況……………四〇
 二、地方別産業組合現況……………四一
 産業組合總括概況……………四一
 信用組合(兼營包含)……………四二
 販賣組合(兼營包含)……………四二
 購買組合(兼營包含)……………四二
 利用組合(兼營包含)……………四二
 市街地信用組合……………四二

市街地購買組合(消費組合)……………四二
 農業倉庫……………四二

第二節 産業組合聯合會

第一 産業組合聯合會累年比較……………四三

一 種類別聯合會數……………四三
 二 事業別聯合會數……………四三
 三 産業組合聯合會事業概況……………四三
 第二 地方別産業組合聯合會現況……………四三

第三章 全國的産業組合中央機關

第一節 産業組合中央會……………四三

第一 會員數及支會數累年比較……………四三
 第二 地方別會員數及加入率……………四三
 第三 事業概況累年比較……………四四
 第四 收支累年比較……………四五
 第五 昭和二年度事業報告……………四六
 一 事業の狀況……………四六

- 二 農林省囑託事業 一三
- 三 貸借對照表(昭和二年度末) 一六
- 四 收入支出決算 一七
- 五 家の光發行費收入支出決算(特別會計) 一三
- 六 基本財産及積立金 一三
- 七 昭和二年度剩餘金處分案 一三
- 六 昭和三年度經費收入支出豫算 一三
- 七 各支會昭和三年度經費收支決算表 一三
- 八 各支會昭和三年度豫算表 一四
- 九 道府縣產業組合監督獎勵費豫算(昭和二年度) 一四
- 第一節 產業組合中央金庫 一四
 - 設立以來の事業比較表 一四
 - 第一 第五年度(自昭和二年四月三十一日業務概況) 一四
- 第三節 全國購買組合聯合會 一五

- 第一 財産目録及貸借對照表 一五
- 貸借對照表(昭和二年度) 一五
- 第二 所屬聯合會及組合數並ニ出資口數(昭和二年度) 一五
- 第三 損益計算書(昭和二年度) 一五
- 第四 事業の狀況 一三
- 買入れ又は賣却したる物の數量及價格 一三
- 第五 剩餘金處分案(自昭和二年八月一日至同三年七月三十一日) 一七
- 第四節 大日本生糸販賣組合聯合會 一六
 - 事業の狀況 一六
 - 一 生糸の受入 月別生糸(季別、織度別、色別)受入表(自昭和二年七月至昭和三年六月) 一六
 - 二 生糸検査 一六
 - 三 販賣 月別生糸販賣數量金額表 一七
 - 四 金融 月別假渡金現在表 一七

- 五 其他 一五
- 第四章 殖民地に於ける産業組合 一五
 - 第一節 台灣の産業組合 一五
 - 第二節 樺太の産業組合 一七
 - 第三節 朝鮮の産業組合 一八
 - 金融組合 一八
 - 第四節 關東州の金融組合 一八
 - 關東廳下附補助金
- 第五章 地方別産業組合狀況 一八
 - 北海道 一八
 - 青森縣 一八
 - 岩手縣 一九
 - 秋田縣 一九
 - 山形縣 一九
 - 宮城縣 一九

- 福島縣 一九
- 茨城縣 一九
- 栃木縣 一九
- 群馬縣 一九
- 埼玉縣 一九
- 千葉縣 一九
- 東京府 一九
- 神奈川縣 一九
- 新潟縣 一九
- 富山縣 一九
- 石川縣 一九
- 福井縣 一九
- 長野縣 一九
- 岐阜縣 一九
- 滋賀縣 一九
- 山梨縣 一九
- 静岡縣 一九
- 愛知縣 一九
- 三重縣 一九
- 京都府 一九
- 兵庫縣 一九
- 大阪府 一九

奈良縣	二二三
和歌山縣	二二四
鳥取縣	二二五
島根縣	二二七
岡山縣	二二八
廣島縣	二二九
山口縣	二三〇
德島縣	二三〇
香川縣	二三二
愛媛縣	二三三
高知縣	二三三
大分縣	二三三
福岡縣	二三四
佐賀縣	二三五
長崎縣	二三五
熊本縣	二三六
宮崎縣	二三七
鹿兒島縣	二三七
沖繩縣	二三九

第六章 雜
第一節 産業組合記念日.....二四〇

神奈川縣支會	二四二
兵庫支會	二四二
長崎支會	二四三
新潟支會	二四三
埼玉支會	二四三
群馬支會	二四四
千葉縣支會	二四四
茨城支會	二四四
栃木支會	二四四
奈良支會	二四五
三重支會	二四五
愛知支會	二四五
靜岡縣支會	二四六
山梨支會	二四六
滋賀支會	二四六
岐阜支會	二四六
長野支會	二四七
宮城支會	二四七
福島支會	二四七
岩手支會	二四七
青森支會	二四八
山形支會	二四八

第五 産業組合中央金庫役員氏名.....二四九

秋田支會	二四九
福井支會	二四九
石川支會	二四九
富山縣支會	二四九
鳥取支會	二四九
島根支會	二五〇
岡山支會	二五〇
廣島縣支會	二五〇
山口支縣會	二五〇
和歌山支會	二五一
德島支會	二五一
香川縣支會	二五一
愛媛支會	二五一
高知支會	二五一
福岡縣支會	二五一
大分支會	二五一
佐賀支會	二五一
熊本支會	二五一
宮崎支會	二五一
鹿兒島支會	二五一
沖繩支會	二五一

産業組合記念日の意義及び發生	二五〇
第三回産業組合記念日	二五三
指示事項	二五三
中央會及全購聯の催	二五三
各地に於ける記念日	二五三

第一節 産業組合振興刷新に關する要綱.....二五三

第二節 産業組合界關係者名簿.....二五三

第一 道府縣産業組合主任官氏名	二五三
第二 農林省産業組合係官氏名	二五三
第三 大藏省産業組合係官氏名	二五三
第四 産業組合中央會役職員氏名	二五三
産業組合中央會支會	二四一
北海道支會	二四一
東京支會	二四一
京都支會	二四一
大阪支會	二四一

第六 全國購買組合聯合會役員氏名……………二五五

第七 大日本生糸販賣組合聯合會役員氏名……………二五五

第八 産業組合聯合會所在地……………二五五

第四節 産業組合關係法規……………二五九

産業組合法……………二五九

産業組合法施行規則……………二六〇

市街地信用組合拂戻準備金の管理に関する件……………二七五

産業組合法第一條の規定に依る市街地指定の件……………二七五

産業組合法第一條第八項の規定に依る利用組合の設備指定に関する件……………二七六

關東州及南滿州鐵道附屬地金融組合……………二七七

農業倉庫獎勵規則……………二八〇

農業倉庫建設獎勵金に関する通牒……………二八五

農業倉庫及聯合農業倉庫建設獎勵金に関する件……………二八五

産卵能力檢定規則……………二八六

産業組合事務所に対し家屋稅賦課の件通牒……………二八七

副業團體に関する件……………二九七

養蠶應急資金及米作者應急資金償還方法變更……………二九七

昭和三年度耕地整理事業及産業組合地方資金供給決定の件……………二八八

府縣が住宅供給を目的とする産業組合の有する抵當權を擔保とする附記登録稅に関する件……………二九〇

産業組合の出資請求權讓渡に関する大審院判決……………二九一

第五節 表彰産業組合及産業組合功勞者……………二九三

表彰規程……………二九三

功勞章規程……………二九四

第二十次普通表彰組合名(昭和三年)……………二九四

特別表彰産業組合……………二九四

第十四回功勞章贈進者氏名……………二九六

第六節 産業組合大會並協議會……………二九六

第一 全國的のもの……………二九六

一 全國産業組合大會……………二九六

二 全國産業組合協議會……………二九八

三 全國市街地信用組合協議會……………二九八

第四 全國生糸販賣組合大會……………二九八

第五 全國農業倉庫協議會……………二九八

第二 地方的のもの……………三〇〇

第七節 産業組合關係團體名……………三〇二

甲 産業組合の聯絡設備……………三〇二

乙 郡市部會名……………三〇六

第八節 産業組合宣傳用演藝其の他……………三〇四

一 地方別催物……………三〇四

二 活動寫眞……………三〇七

第九節 關係諸團體……………三〇二

第十節 産業組合文獻……………三〇三

第二編 世界之部……………三〇七

第一章 世界産業組合史一觀……………三〇七

第二章 各國産業組合概況……………三〇七

埃太利……………三〇〇

バルチツク沿岸諸國……………三〇一

エストニア……………三〇一

ラトヴィヤ……………三〇二

リトアニア……………三〇二

白耳義……………三〇三

ブルガリヤ……………三〇四

チエツコ・スロヴァキア……………三〇五

英國……………三〇六

デンマーク……………三〇五

ノルウェー……………三〇七

芬蘭……………三〇九

佛蘭西……………三〇九

獨乙……………三〇九

ギリシヤ……………三〇〇

オランダ……………三〇〇

匈牙利……………三〇一

アイスランド……………三〇四

伊太利……………三〇四

バレスチン……………三〇五

ポーランド……………三〇五

ルーマニア……………三〇六

ソヴェット聯邦	四〇七
ウクライナ共和國	四〇九
トランスカウカシヤ	四一〇
チヨルジヤ	四一〇
アゼルバイヂヤン	四一〇
スペイン及びポルトガル	四一一
ポルチユガル	四一一
スエーデン	四一二
ユーゴ・スラヴィア	四一四
瑞 西	四一四
オーストラリヤ	四一六
ニュー・ジブラント	四一七

第二部 社會事情

第一 政治	四一三
第二 國家財政	四一七
第三 財界重要記事	四二二

加奈陀	四一七
印 度	四一八
南アフリカ	四一八
南 米	四一九
アルゼンチン	四一九
ブラジル	四一九
英領ギアナ	四一九
チリ	四一九
エタアドル	四一九
北米合衆國	四一九

第三章 國際産業組合運動

第四 租 稅	四二四
第五 農 業	四二五

第三部 論 文

一 昭和三年を回顧して	四三三
二 農業金融の新境地	四三五
三 農業土地問題	四四〇
四 昭和三年の經濟界概観	四四六
五 消費組合と農業的産業組合との關係	四九三

産業組合

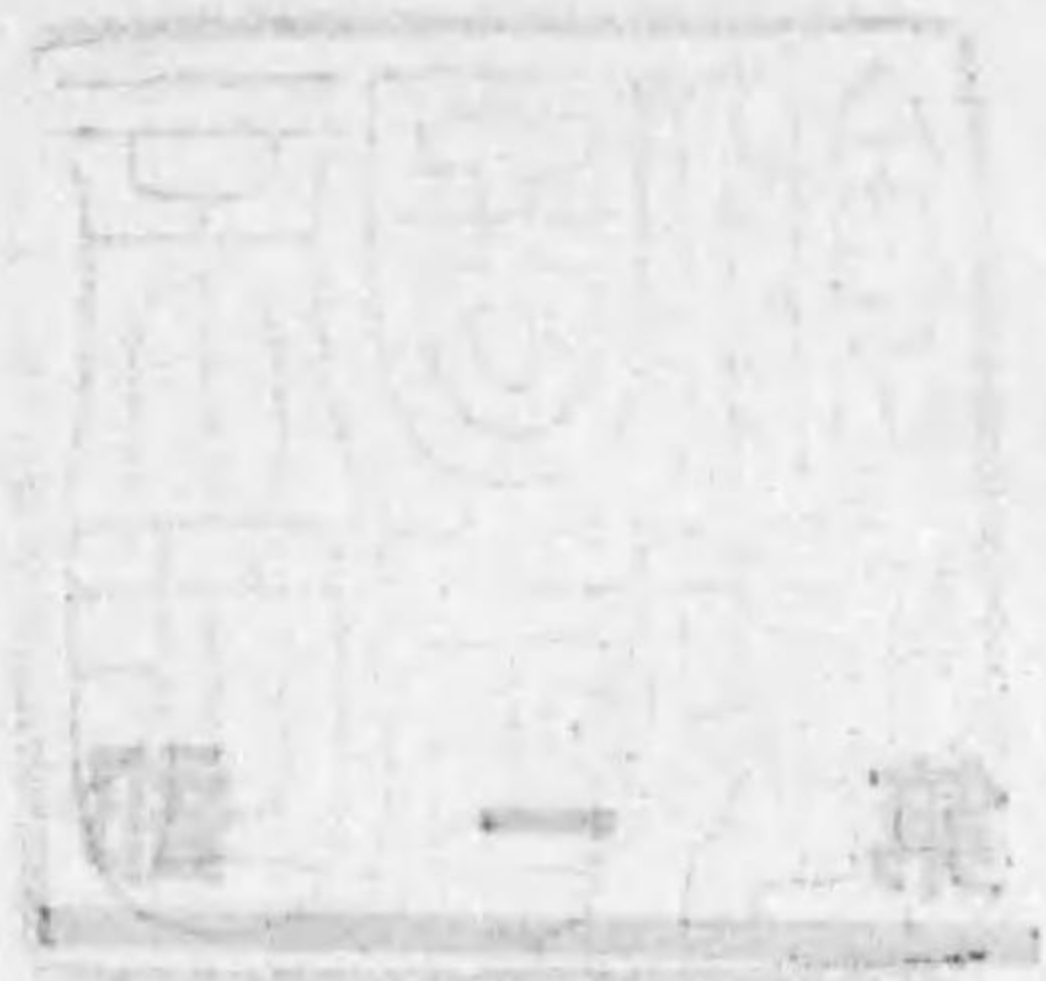
第一部

産業組合運動

第一部 社會政策

- 一 産業組合の意義とその關係
- 二 産業組合の歴史
- 三 産業組合の組織
- 四 産業組合の活動
- 五 産業組合の意義とその關係

謝本勲著 門田啓一編
岩波書店



産業組合叢書

第二回産業組合同年鑑

第一編 日本 の 部

第一章 産業組合史

第一節 初期より昭和二年前期迄

明治初期の社會事情

産業組合史

我が國に産業組合法が制定せられて産業組合制度の確立を見たのは明治三十三年である。併し、其の計畫の起つたのは遠く其の以前からである。

封建時代に於ては、各藩其の政治經濟の獨立を圖つて居たので、其の相互の交通は勿論、居住地及職業さへ個人の自由を許さず、従つて已に職業を有する者は天變地異、戰爭又は藩地取上げ等の場合の外は、生活の安定を得て居た。尤も生活の程度は概して低く欲望も未だ發達増加せず、個人として事業の積極的開發を圖る様なことは期待し得なかつたが、明

治維新は此等封建の各藩獨立の經濟を廢し、各個人の職業居住の制限を撤廢し、全國を統一した廣い社會を生み出し、各個人に財力と心身の能力を發揮し得る舞臺たらしめたのみならず、開國進取の國是を採つて、自由競争の範圍を擴大した。然るに我が國では資産及事業が比較的廣く國民の間に分裂せられ、農工商何れも小規模であつて、文明の利器があつても一般に利用し得ず、科學の進歩は廣く應用する域に達せず、事業經營上最も重要な資金の如きは得るに容易でなかつた。明治十七、八年頃の調査に據れば、地所を抵當とした負債額は已に二億三千餘萬圓の多きに達し、而も此等の借金は主として附近市街地の資産家に仰いだものだが、彼等は本來農家

(1)

の經濟及生活狀態を知らず、随つて農業に對し同情なく、農家が彼等に貸與を求めるとは、懇請哀願し、少からぬ贈物をし、擔保は言ふが儘に提供し、時としては收穫物を質物に充て、期限が來ると悉く之を債主の云ふが儘の値段で引渡さざるを得ない場合もあつた。返金をすることの出来ないときは、先祖傳來の家屋敷迄を提供して小作人となる者があつた。土地生産物の殆ど全部を舉げて都市の資本家に吸収せられ、自ら凋衰を來し經濟上政治上に及ぼす損害決して少なくなかつた。又市街地の小商工業者は元金五圓に對し月二十五錢（五兩一分）即ち年六割の高利を拂ひ、安いものでも年三割の利子を徴せらるゝのを普通とした。

尙此の外に不知不識の間に得た借金に對しては更に不利益の大なるものがあつた。農家は金肥を使用すること年々多くなつたが、之を購入するのに現金の用意がないので、價格は荷主の定める儘に高く賣り渡され、其の代金は米其の他の收穫物を安價に提供して決済せらるゝこと多く、甚だしいのは粗悪な肥料を高價、高利で賣り付けられ、生産上の元も子も悉く肥料商に入れ、一朝凶作に遇へば、肥料代償還の途立たず、所有して居る僅かの土地さへ肥料商の手に歸したのである。製紙其他の工業原料を購入する力のない者は問屋の下に所謂安賃銀請負制の束縛を受け、生産物の總べてを問屋に與へるが如きことは珍しいことではなかつた。販賣上に於ては其

の數量が少い爲め、引渡しに際し勝手に量り取られ、價格量目共に買手の爲すが儘に任じた、殊に漁村の漁獲物や交通不便な山地の林産物の如きも亦販賣するには頗る不利益の事情の下に在つた。

封建時代の風習永く彼等には貯蓄の念がなかつたので、收穫高又は漁撈高の多い年は獲るに従つて濫費し、一朝其の收穫を減すれば、俄かに生計の程度を低くすることも出來ず、財産を失ふても濫費の習慣を維持する者のみだつた。随つて日常の必需品も購買し得ず、子弟の教育すら中絶し、遂に家産を蕩盡して一家離散の禍を被る、是れ皆豫め業務非運の時に供ふべき貯蓄を爲さぬ罪で自業自得だつた。此の禍から脱し新しい經濟社會に處する道を開かねば、彼等の將來は暗黒だつた。

此處に於て是等中産以下の困難なる産業と生計を救済し、其の生活の安定を得せしめる爲に、信用組合制度を本邦に施行しやうとする試みが行はれた。即ち明治二十四年の第二議會に信用組合法案が提出されたのである。

信用組合法案（明治二十四年）

我が産業組合運動の先驅者は子爵品川彌二郎氏、伯爵平田東助氏である、兩氏は明治初年永く獨逸に在り、同國産業組合の實績に通じ國情に明るく、我が國本來の共同的な金融機關

である講及報徳社に就き深い研究をして居たが明治二十四年品川彌二郎氏の内務大臣に就任するや、直に信用組合法の立法に着手し、時の法制局長平田東助氏、主として立案の局に當り其の成立の爲に努力された。

信用組合設立の目的は國民中の多數を占める小農小工小商等をして金融の便宜を得させ、其の困難を除き其の生産力を増し、生活の安定を期すると共に、自治自助の精神を涵養し、町村自治の制度の根柢を培ひ、地方經濟の獨立を維持し其の改善進歩に資し、信用經濟の普及を圖り利子を低下し、中産以下の人民の産業を維持し、其の勤儉貯蓄の精神を鼓舞し、資本を生産事業に投下させ、貧富懸隔の弊を防ぎ、以て國際間に於ける後進國たる我が國民の總動員向上を期するにあつた、而して何故に信用組合のみを設け他種組合の設立に及ばなかつたか。當時我が國には已に報徳社あり、諸種の講會あり、就中前者に關しては二宮尊徳翁の遺業として其の維持は勿論其の普及を圖るを要すとされ、而も國粹論の擡頭せんとする時であつたので平田氏の如きは當時法制局長の激職に在つたのに拘らず、親しく尊徳翁より直接教を受けた福住正兄及岡田良一郎の兩氏を訪ひ、報徳社の精神を明かにし尙ほ時勢に適應するには信用組合を以てすべきを論じ尊徳翁の事蹟に就きては詳細に調査をし贈位を奏請し、翁に關係の深い日光、今市及小田原附近には二宮神社の建設を見たのであ

る、品川氏等は封建時代に大功を樹てた勤勉と徳行とを獎勵する報徳社を時勢の變遷に應じて之を改良し、之を無窮に發達せしむるには事業經營方法を詳密に確定し、社員會議、役員職務權限及社員の權利義務に付き明確の分界を定むべきであるとしたと同時に、報徳社は報徳社として存続させ、別に時勢に適應する新制度として信用組合を設けむとしたのである。又今日の産業組合となつたのは、當時の國情に取つて金融の方面から地方の人々の經濟上の獨立を圖るのを急務としたのみならず、金融其の宜しきを得る時は、購買、販賣、製造の上に便宜を與へることが出來、信用組合事業に習熟した後に他の組合に及んでも遅くはないと爲したのである。

當時は未だ民法及商法が施行せられて居なかつたので、信用組合法案は現行産業組合法とは立法の體裁、必しも同一ではないが、其の精神に至つては嚴として一貫する所がある。本法案を現行産業組合法制定當時の規定に比較して著しく異なる點は、名の如く信用組合のみを認めたと此の信用組合に於ては貯金の便宜を組合員に對して與ふる外、預り金は組合員に限らず廣く一般に對して爲し得ることである。尤も廣く預り金をなし得るので、之を爲す組合に於ては無責任の組織を採用せざるを得ずとした。

信用組合法案は明治二十四年十一月二十八日附を以て貴族

院に提出せられ、同十二月一日の日程第三に掲げられた。内務大臣品川彌二郎氏は提案理由を極めて丁寧懇切に述べた、以後特別委員数を常例の九名に依らず十五名と爲し、十二月三日及十一日の二回委員会を開いたが、第二議會は政府の與黨少数で政府の案悉く反對せられ、遂に解散を命ぜられたので、信用組合法案も遂に世に出づる機会を得なかつた。

信用組合論争 (明治二十四年)

信用組合の設立問題に付ては、明治二十四年九月頃から諸種の議論があつた。賛成論者の内にも信用組合に對し國家に於て保護すべきであるとした者がある。即ち信用組合が地方中小産者の金融の圓滑を圖らうとするには一般金利の高い我が國では、特に低利の資本を他より供給する途を開くを必要とすべく、此の途を開くには直接又は間接に保護を加へねばならぬ。一組合毎に、國庫から基本資金を貸下げれば町村信用組合は之に依つて其の基礎を強固にすることが出来る。併しこれは愈に實現し得ることでないから、府縣に農業銀行を起し、これに町村の信用組合に低利の資金を供給させる義務を負はせる法を設け、此の義務に對して政府は特別の保護を加ふれば獨立して他から資金を仰ぐ必要はない。しかし農業銀行は必しも政府より直接保護を受けるとも限らぬとすれば、是非中央に大なる農業銀行を起し、之に充分なる保護を

與ふる代りに大なる義務を負はせ、恰も日本銀行が各銀行に資金を供給し各銀行から各需要者に貸出を行ふ様にするのがよいとした。信用組合、農業銀行及興業銀行の三者共立して運用するの策を設くるか、三者其の一を選ぶべきであるとした。併し明治二十四年は大津の湖南事件、濃尾の大地震があつて内外多事多端の時、到底政府の保護に依る農業興業二銀行を設立する餘裕がなかつた。又一方信用組合に對し保護を與ふるのば其の常を得ないと云ふ論に定まつた。明治政府が過去二十年民間の事業を保護した成績を見ても、得失相半ばするもの多く、甚だしいのは害を遺した例さへ無いではない。殊に信用組合は本來自助自給の趣旨に依るものであるから、政府の保護に依るべからず若し保護を加ふれば、數に於ては頗る隆盛に到らうが、此の隆盛こそ却て後日困難の種とならう。従來、民業保護の實績に鑑みて深く戒心を要すると云ふのである。

信用組合法案に反對の者もあつた。殊に有力なる反對論は信用組合構成の基本に關するもので、本法案の目的が困厄の極に沈淪して居る農民を救ふのに在るとすれば、信用組合は勤勞徳義に基いたる對人信用を興へて小農をしての便を圖り可成小農をして加入の便宜を與ふべき筈なのに加入金を徴收し、持分高を限定し、而も持分金額を高くする傾向ある條項を設けてあるのでは、其の趣旨に反して小農の加入に困難と

ならう。又信用組合の純益金は其の一部を準備金の積立てに充てるが、準備金は僅に全持分合計高の十分の一に達すれば足るとし、組合の利益金は持分高に達する迄は之を持分拂込に加へるが、持分現在高が持分の全額に達した後は利益の幾分を配分することを得と定めてある。又理由書中に利潤は剩餘ある時は學校への補助、書籍館、孤兒院の維持に供用することを得るとあり、斯く純益金を配當し、又之を種々に用ふるときは、組合員は純益金の多きを求め、組合は其の希望に添ふ爲に一種危険な株式会社の如きものとなり、低利に資本を供給する利益は夢想に歸するに至らうとした。

更に信用組合法は内務省より提出することに付き疑念があつた。政府は既に市町村制及府縣制を定め、之が實施に努力しつゝあつたので、其の基礎を定める爲に信用組合法案を内務省より提出したと云へば多少の理由がないではないが、該法は専ら農業の改良進歩を圖るに於て、主務省は農商務省でなければならぬのに、農商務省に別段の打合せさへなく議會に提案するに至つた爲か、舊習舊慣を重んずる農民を相手とする法案は、民情に適するものでなければならぬのに、獨逸の法律を其の儘我國に移したのでは、農業の實際に適合せぬ點が多い。獨逸にはシユルツエ式、ライフアイゼン式との二種の信用組合があるが、我が國に於ては寧ろ後者を選ぶべきに、該法案は其の選擇を誤つて居る、又信用組合は日本

の現時に於て、農事に明かな者の意見を徴するの必要があるとした。當時農商務省の渡邊朝氏は、信用組合のみを起すよりは寧ろ同時に他種組合の設立を認むるのを可とし、從つて農商務省こそ主務官廳とすべきであるとの意見であつたので、氏は即ち農學會の意見書として之を公にした。「信用組合論附生産及經濟組合に關する意見」と題し、高橋昌及横井時敬兩氏の署名あるものが即ち之である。而して第二議會で信用組合法案が立ち消えとなつた後は産業組合法の立法事業は農商務省に移され、大正十四年農林省内に産業組合課を新設するに至つた遠因は此の時に在るのである。

信用組合設立運動 (明治二十四年以降)

品川子爵等の信用組合法案は他の政治的理由に依る議會解散の爲に成立するに至らなかつたが、各地の有志に對して爲された子爵等の組合設立の獎勵は漸次反響を生じ其の地歩を占むるに至つた。殊に報徳社を中心とする信用組合設立の議は、明治二十五年春福住翁の招集に應じて湯本に來集した三河、駿河、遠江、伊豆の諸國に於ける同志の間に成立し、明治二十五年八月には早くも岡田良一郎氏の指導の下に静岡縣掛川町に掛川信用組合設立せられ、同年九月には見付町に伊藤七郎平氏の努力に依り見付報徳社聯合信用組合の設立を見た。興津信用組合、三川信用組合、清水港信用組合等相亞

いで起り、明治二十六年一月には山形縣小松町第一信用組合等生れ、品川氏の那須開墾地には平田氏指導の下に傘松信用組合が組織せらるゝ等、漸次各地に普及した。

此の當時信用組合設立運動に従つた地方先覺者の苦心困難は寔に甚だしいものがあつた。此等設立者の遭遇した最初の困難は經營に必要な同志の組合員を得ることが容易でなかつたことである。當時世人の最も疑ひ且つ恐れしたのは、組合を頼母子講又は無盡と同一視し到底其の終りを全ふせぬのみならず、多大の損害を蒙らせるものと思つた。設立者は或は戸別訪問に、或は講話に依つて漸く其の誤解を解き、相當の組合員を得るの狀態だつた。次に來るものは産業組合其の物に對する世間、殊に一部有識階級の誤解と反對である。其の誤解の一は、危険視される社會主義との混同であつて、當時社會問題を説くと、動もすれば社會主義者と同一視せられ、爲に社會政策を説き、産業組合の事業に及ぶと直に危険視せられた。誤解の二は他の各種の組合との混同である。今日でも尙ほ同業組合、蠶業組合等と混同するものがあるのを免れないが、産業組合發達の當初に於ては、其の弊が一層甚だしかつた。斯くの如く上下の誤解混同を解き、漸く同志を得て其の設立に着手すると、茲に定款の作成及設立手續不明といふ難關が横たはつて居る。彼の見付組合及傘松組合の定款の作成に際しては、品川、平田兩氏が之に數多の補導を與へら

れた一事に徴しても明かである。見付組合及傘松組合は幸にして斯かる便宜を得たが、其他の組合は然らず、殆ど暗中摸索の狀態に在つたと云ふてもよいのである。

斯うした困難があつたのにも拘らず、當初の設立者は熱心に努力し、漸次組合數も増して來た。明治二十九年農商務省の調査に據れば信用組合の數、百一に達し、其の組合員數は一萬八千七百四十九人(一組合當百七十五人)を數へ、財産四十一萬二千六百七十七圓(一組合當四千三百餘圓)を算し、更に明治三十一年の調査に依れば、組合數百四十四、組合員數二萬千六百五十四人、財産九十二萬二千三百九十六圓となり、前調査に比すれば組合數に於て四十三、組合員數に於て二千九百五人、財産に於て五十萬九千七百七十九圓を加へた。尤も前調査に漏れた組合で此の年の調査に加はつたものもある。

事業組合の先驅 (明治十一年以降)

以上記述した信用組合の外、農會等の指導に依つたもの及地方の實際上の必要より起つた組合も亦尠くない。殊に碓氷社、甘樂社及下仁田社の如き生絲販賣組合と名付くる共同事業は、比較的大規模で組合的に主要養蠶地方に成立したのである。碓氷社は明治十一年五月群馬縣碓氷郡磯部村に、甘樂社は明治十三年五月同縣富岡町に、下仁田社は明治二十六年甘樂社より分れ、下仁田町に事實上の販賣組合を組織した。

これら三社は夫々座繰生絲を集めて海外貿易及内地販路獲得上の便宜を得て居た。碓氷社創設の地たる磯部村地方の農家は古來普通農事の傍ら自家の收購を座繰して居たが、精良無比とて到處に歡迎せられた。これは各農家が其の信用を重んじ、精良の生絲を製出するのを名譽とする風があつた爲である。然るに横濱港が開かれ、生絲は重要輸出品となり、價格は俄に騰貴し生産高激増の勢となり明治十年頃には製造及販賣上に於て往々徳義を省みず、悪辣な手段を弄する輩さへ生じ、外人の信用を失墜し、價格暴落し、農家は桑樹を抜いて麥を植えると云ふ慘狀を呈せんとした。是に於て磯部村地方の有志相謀り、此の弊を矯める爲、生絲合同販賣の團體を組織し、之を碓氷精絲社と名づけ、從來専ら仲買人の手に依りて集められたる座繰生絲は、茲に合同改良の機關を得、製絲界に地歩を占むるに至つた。富岡地方に於ては古來多く提絲を製造して、夙に外商に知られて居たが、好景氣時代に一部製絲家の間に粗製濫造に依り奇利を博しようとするの弊を生じ、信用を失墜する者が出て、眞面目の製絲家は多大な損害を蒙つたので、地方有識者は大に警戒して、其の弊風を矯正せむとし、明治十一年各町村揚返工場を設置し、互に警めて販賣上の故障を除き、品位の齊一を圖り販路の開拓に力を注いだ、之に依りて従前の提絲製造に比し著しい収益の増加を見たので之に倣ふて設立する工場も尠くなかつた。併し各工場

の製産額は少量で、資金の潤澤を缺いたので、充分の成果を収め得なかつた。偶、三井物産會社の社員が來て分立經營の不利を説き、各工場結合すれば、製絲の販路、爲替金の取組等に就ても便宜を圖らうと申出たので、明治十三年五月廿甘樂精絲會社を設立し、事務所を富岡町に設け、米國機業地に輸出の途を講じたのである。其の後明治二十六年下仁田社を分ち同二十八年に至つて單に甘樂社と改稱した。以上は群馬の南三社と云ひ、販賣組合の先驅をなしたものである。購買組合の先驅は農家の肥料共同購入組合である。神奈川縣中郡金目村北金目に於ける同仲社の如きは、明治二十一年九月に創立し、組合員五百人、肥料を購入して之を頒ち、代金は農作物收穫の後に徴收することとし、群馬縣勢多郡横野村に於ける横野村蠶種改良組合の如きは、明治二十二年四月之を開始したが、明治三十一年には三百四十三人の組合員を有して居た。此の如き購買組合があつたが多くは農會の事業として會員の爲に、共同購入の斡旋に止まるものも尠くない。

此等事業組合設立の概況を述べれば、明治二十九年の調査に於ては原料購買組合二十一、組合員數四千四百五十九人、財産一萬五千九百五十六圓、製産組合は其の數八、組合員數六百九十一人、財産高不明、器具使用組合其の數九、組合員數三百六十六人、財産高不明、販賣組合八十、組合員數一萬一千

五百六十八人、財産高二萬三千九百十六圓であつた。更に明治三十一年の調査に於ては原料購買組合三十九、組合員數八千七百三十三人、財産高三千十六圓。製産組合十四組合員數一千六十八人、財産高二千圓。器具使用組合八、組合員數三百五十三人、財産高不明、販賣組合百四十一、組合員數三萬二千五百六十一人、財産高四萬七百二十九圓に及んで居る。

第一次産業組合法案 (明治三十年)

斯くして明治十年頃より組合團體は各地に勃興するに至つた。組合に依つては地方當業者の爲に便益を與へ、従つて事業の分量の増嵩するのを見ると、名を組合に藉るもの各地に起り、地方の質朴な人々に損害を與ふるものも尠くなく、此等のものを取締ると同時に眞の組合の發育を遂げさせるの途を講ずるの必要が起つた。斯る間に日清戦役後の戦後經營の急を告ぐるものがあり、政府は金融機關の整備をなす爲め先づ日本勸業銀行法、府縣農工銀行法を制定した。此等銀行設立の目的を充分達するには、地方に各種組合の健全な發達を前提とせねばならぬ。夫れ故に政府は明治三十年二月に至つて産業組合法案を農商務省より第十議會に提出することになつた。信用組合法を内務省に於て管理するよりも、地方中産以下の産業者の運命に關しては農商務省が其の監督の任に當るのを好都合とし、農商務省に於て立案したのである。立案

者は農務局農事課長渡部朔氏及參事官織田一氏で、明治二十四年の信用組合法案が廢棄せられた後を承け、地方長官に諮詢し且つ關係當事者の意見を蒐集して立案の參考としたる外、一八八九年の獨逸組合法を参照して得た所甚だ尠くなかつた。尤も消費組合又は建築組合に關する事項は省き、全體に於いて獨逸組合法に比すれば著しく範圍を少くしたものとした。

明治三十年立案の産業組合は組合員間の産業又は經濟の發達を企圖する爲め、本法の規定に従ひ設立するものに限つて居た。茲に經濟とは、組合員間に於ける金融、製産、販賣等の經濟行爲の集團を指すもので、今日の法律に於ける經濟とは其の意義を異にしてゐた。其の種類は、信用、購買、販賣、製産及使用の五つで、信用組合は組合員に營業の資金を貸付し及組合員の貯金を預るのを目的とし、購買組合は組合員所要の商品、營業用の原料、器具機械及家畜に限つて取扱を爲し得るが、日用品は取扱ふことを得ぬ。販賣組合は組合員所産の農産物、工業物、水産物を販賣するもので、共同して加工することは認めぬ。製産組合は組合員共同して農産物、工業物、水産物を製産するのを目的とするものであるから、正面解釋に依れば工業労働者の生産組合をも認めたものだが、立法者の説明に依れば、單に自家用の物を共同製産して、各自に分配する位の程度のものに過ぎなかつた。使用組合は營

業用の器具、機械及家畜を使用するもので、土地又は工業設備の使用は之を認めなかつた。故に現行産業組合法は勿論、明治三十三年成立の組合法に比較すると其の範圍が頗る狭いのみならず、本法の目的は専ら組合員の農業、工業、商業、水産業即ち産業の發達を企圖して組合員の生活安定を圖り經濟力の増大を期するにあつた。是れ産業組合法案の名稱の起つた所以で、我が國の産業組合なるものは實に其の名稱を明治三十年の産業組合法案に依つて得たるものであることを記憶する必要がある。

明治三十年二月十五日附を以て政府より貴族院に提出せられた産業組合法案は同月十八日本會議の日程に上げられ、二三の質問應答があつた後、委員十五名を擧げて審査せらるゝこととなり、二月二十三日より三月二十三日迄一ヶ月間審議を續行したが、審議中質問續出した爲め小委員を擧げ、其の修正案を作成せしめたにも拘らず、遂に議論纏まらず、本會議に報告することなくして、立法の目的を達するに至らなかつた。

産業組合法の成立 (明治三十三年)

明治三十年代の我が國は國民的總動員に依つて戦後の經營に任じ、三國干渉に依る臥薪嘗膽の最も重大なる時であつた政府は金融制度の整備に盡し、農工商業の經濟的發展に必要

な施設を怠らなかつたと共に、他方大規模事業の發達に伴ふ小規模産業者の困難な地位を擁護し、増加する労働者及俸給生活者の生活安定の爲には、産業組合の制度を布くのを以て最大急務の一であるとし、明治三十二年八月農商務大臣會根荒助氏は岡野敬次郎、織田一、加納友之助及月田藤三郎の諸氏を産業組合法起草審查員に任命し、鋭意調査を進めた。今回は産業組合の本旨に従ひ、出來得る限り諸種の組合を認むる主義で、信用、販賣、購買及生産の四組合を規定し、購買組合には日用品を取扱ふことを認め、生産組合に於ては土地の利用その他産業止必要なるものゝ利用を爲さしめたのみならず、必要に應じては勅令の定むる所に従つて上記四種組合以外の組合をも設立し得るの途を開くこととし、明治三十三年二月同法案を第十四帝國議會に提出し、前二回は貴族院の先議に處したが、今回は最初に衆議院の議に附して本案成立に必成を期した。

明治三十三年政府は産業組合法案を二月上旬衆議院に提出し、同月九日議題となり直に委員附託とした。委員會は組合事業を勅令を以て指定する條項を削除し、且つ免稅を所得稅營業稅とする様修正をなした。此の案は二月十五日の議會に報告し、何等の發議なく全部委員長報告通り可決確定し、次で貴族院に回附せられ、二月十七日の議事日程に上り、特別委員に附議した。

貴族院の第一回の特別委員会は明治三十三年二月二十日午後開會し、第二回委員会は翌二月二十日開かれ、種々議論もあつたが結局會期が切迫して居るので衆議院修正通り一字一句も變更なく通すことに決し、二月二十二日谷委員長が本會議にこれを報告した。併し本會議に於ても種々の議論が行はれたのである。谷委員長、平田東助兩氏は熱心に其の通過を希望したので遂に滿場一致貴族院を通過し、信用組合法案提出の時から十年後に於て初めて成立を告げたのである。信用組合法案の當時から陰に陽に組合制度の爲に盡力せられた品川子爵は京都の客舎で病を得、歸京後組合法成立の後二月二十六日に薨去せられたのは、皆人の遺憾とする所だつた。

産業組合法は斯くの如くして成立し、同年三月六日公布同年九月一日より施行せらるゝことになり、茲に我が國の産業組合なる制度の存在を見るに至つたのである。

大日本産業組合中央會の創設

(明治三十八年)

日本の興廢を決すべき日露戦役は明治三十七年二月宣戰の大詔煥發せられると、先づ第一に戰爭に對し、第二に戰後經營に關し朝野の痛心苦慮一方ならぬものがあつた。このことは國民の總動員を必要とすべく、就中、國民の最大多數を占むる中小産者の自覺と努力とを促し、以て大に産業を振興し、

民力を涵養せねばならなかつた。而して之を實現するには主として中小産者より成る産業組合の普及を圖り、其の發達に俟つに如くはない。我國の産業組合は年と共に其の數を増加したが、明治三十七年末には僅に七百五十一に過ぎず、指導機關としては農商務省、地方廳、府縣農會があるが、其の係員は少數で然も經驗に乏しく、隨つて組合の普及發達を圖ることは容易ならず、況んや組合相互の連絡を通じ、資金供給上の利便を圖り組合の利益を代表して官廳と組合との聯絡疎通に努め、且つ其の事業の發達に資し、設立の普及を圖り、戰後經營上重要な役目を果すには、到底當時の機關のみでは十分でなかつた。そこで平田東助氏、酒匂常明氏等は、産業組合の普及發達及聯絡を圖る爲め産業組合の中央機關を組織せむとし、明治三十八年二月二十二日を以て、子爵加納久宜氏を始め、産業組合關係者を東京市麹町區富士見軒に招き、大日本産業組合中央會設立の可否、設立發表の時期、發起者の選定、設立趣旨書、會則の作成、會員募集及經費等に關し協議する所があつた。子爵芳川顯正、同加納久宜、男爵清浦奎吾同會根荒助、及び平田東助の諸氏を名譽會員とし、且つ平田男爵を會頭に加納子爵を副會頭に選舉し、酒匂常明、森田茂吉、水町製襪六、吉原三郎、安席伴一郎、岡田良平の諸氏を參事とし、西垣恒矩氏を書記長とし、茲に産業組合中央會の前身たる大日本産業組合中央會の設立を告げた。超えて三

月一日、設立趣旨書を發表し汎く世間の賛同を求めた。大日本産業組合中央會は其の設立の趣旨目的を達する爲、會誌の發行、其筋に對する各種の建議、支會の設立、全國産業組合協議會の開催、役員及講師の派遣、中央及地方に於ける講習會の開催、組合の經營、設立、其他の手續に關する實地指導又は成績優良なる組合の表彰を爲す等大に産業組合の爲に活動する所があり、又内には役職員の増員あり殊に小松原英太郎が新たに副會頭に就任せられ其の事業を援けらるゝや、更に一層の活氣を呈するに至つた。

創立當時の役員は前記會頭、副會頭、書記長の外、柳田國男、岡實、月田藤三郎、有働良夫、佐藤寛次、惠登代磨、岡崎國臣の諸氏等は講師とし、會務の遂行に當つて居たが、當時會員の數多からず、従つて會費の納入は殆ど謂ふに足らず而も各地方より出張の要請多く、甚だ困難を感じたが幸にして明治四十年以來理事者養成の事業を農商務省より囑託せられ、講習、講話、實地指導の任に當らしむることを得た。

中央會は明治三十八年十一月二十二日を以て機關雜誌「産業組合」を發行した。當時會員の加入申込があつても、會費の送金少く、爲に經費に窮するも何時も平田會頭に立替を願ひ、辛じて一時を凌いだ。平田會頭からの出金は一再に止らず「産業組合法要義」の印刷費の立替金を加へて其の額少くなかつたが、後ち中央會の會計も漸く經費を支持する様にな

り立替金を返済しやうとしたが、會頭は之を受けられず、悉く寄附せられたが、中央會の通常基本財産は此の寄附を基本としたのである。雜誌發行の初には經費の支出に困難したのみならず、其の發送にも頗る悩まされた、常務としては書記長西恒矩及書記金田爾郎の兩氏あるのみであるから、雜誌の發送の時には手不足を告げ、有働、惠、佐藤、横山の諸講師の助勢を得たるのみならず、遂には平田會頭の令夫人を始め、令息に迄手傳を煩はした。會報の發行部數は初號三千部、第二號は僅かに二千部だつた。

全國産業組合大會 (明治三十八年以降)

大日本産業組合中央會創立に關する協議會を開催した時、子爵加納久宜氏から全國産業組合協議會開催に就て申出があつた。其の主旨とする處は産業組合は新制度であるから各組合の理事は組合運用の經驗に乏しく、殊に地方の登記事務取扱の如きは區々で人々はその據る所を知らぬ有様だつた。故に各地方の産業組合員を一堂の下に會し、其の經驗談を交換し、疑義を明かにし、長を探り短を補ひ、以て一層組合の發達に資せしめやうとするに在つた。此の種協議會は當然中央會の開催すべきことだが、當時已に招集の準備が出来て居たので、第二回以後は中央會で主催者となることとし、入新井村信用組合長加納久宜氏の名を以て出席勸誘狀を發した。

第一回全國産業組合役員協議會は加納子爵の熱心と帝國農會の前身たる全國農事會の斡旋とに依り、五月十日より三日間東京市赤坂區溜池町三會堂に於て開催された。此の時來賓農商務大臣清浦奎吾氏を始め多數の臨席者があり、組合當事者として參會した者は四十二名で、協議事項は四十三件の多きに達し、來會者は休憩の暇もなく、三日間會議を續行し、其の結果は明治三十九年の法律改正の動機を爲したが、來會者一同亦其の有益なるを認め、毎年繼續して此の種の會合を開催することを決議した。是れが全國産業組合大會の濫觴である。斯くて翌三十九年五月、大日本産業組合中央會主催となり、同月八日より三日間、農商務省會議室に於て第二回産業組合役員協議會を開催した。第五回に至り、其名を全國産業組合大會と改め、第六回大會は會場を名古屋に定め開催した。是れが地方に於て大會を開いた始めである。又大會の際、産業組合聯合會協議會を合せ開催することとなり、大正三年廣島市に於て開催した。第十回全國産業組合大會の時から之を開催したが、大正十四年の大會から別の機會に開くこととした。

大會の成績を觀るのに、或は會頭の訓辭に依り、或は宣言決議に依つて、其の時局に對する組合の大方針を決定し之が實行を促すと共に、組合員の士氣の振興に資し、又諸大家の講演に依つて一般會衆の知識を啓發し、組合の實験談に依つ

て長を採り短を補ふの助とし、殊に地方に開ける大會は中央と地方とが相接する機會を作るの外、全國産業組合運動の如何なるものかに付き強い印象を地方人一般に與へ、組合經營者の自信力を高め、其の責任の重大なる所以を自覺せしめた效果は蓋し頗る大であると謂ふべきである。大會の決議事項は或は組合經營の指針となり、或は當局への建議若くは交渉となり、之に依つて組合法改正の目的を達するなご組合發達上に與へた利益決して少くない。其他優良組合表彰式、組合資料展覽會、組合生産品即賣會の開催の如き大會と共に進行するもので、來會者を裨益すること特に大である。

支會の成立 (明治三十八年以降)

大日本産業組合中央會の設立せらるゝや支會の制度を設けた。地方の實況に通じた支會に獎勵指導の任に當らしめるときは、一層産業組合の普及發達に便であり、而も其の支會は中央會と相呼應して活動する時は、中央會設立の目的を果すに便であるとしたのに依るのである。支會に關する規定を會則に設けたのは明治三十八年十月十日十一日、支會々則を定めて其の基準を示してから、漸次支會の設立を見るに至つた。

支會として最初に設立したのは靜岡縣支會である。同縣より明治三十八年五月東京に開催の全國産業組合役員協議會に

出席した者が歸つて其の狀況を報告した時、同縣にも地方的協議會を開催せむとの議が起り、同三十八年八月一、二の二日間、同縣下産業組合關係者が相集つて靜岡縣産業組合聯合會設立の事を決した。其の名稱は聯合會だが、其の實、後の支會で、中央會の會則が改正せらるゝに及んで、直に靜岡縣支會と改會した。第二の支會は新潟支會である。始め新潟縣では縣農會が主催となり、八月六日を以て十二の産業組合の理事二十名を新潟市に集め靜岡と同じく東京協議會の狀況報告を兼ね登記事項、組合設立の獎勵及其の發達に關する方法等に付いて協議し、且つ斯る協議會を年々開催することとして協議會々則を定めた、是れ亦中央會々則に依り新潟支會と稱するに至つた。併し手續上最初に設立したのは千葉支會で、愛知支會之に次ぎ、逐次各府縣に支會の設立を見た。

其後次に述ぶる如く明治四十二年の組合改正に依り中央會の組織が變更されたが、其の定款中の支會に關する規定に依り其の儘存續することとなり、同四十三年三月末日迄に新潟外十支會を數へた。爾後中央會の勸誘と又地方に於て其の必要を認めたる爲に、年を逐ふて其數を増加し、大正十年五月に設立した沖繩支會を以て最終とし、全國道府縣に支會の設立なき所なきに至つた。

各支會には會長一名、副會長一名又は二名、理事、評議員各若干名を置き、理事は會長の指揮を承けて會務を執行し、

評議員は會長の諮問に應じ且つ會務執行の狀況を監査する。其他會則を以て適宜に定めた役員がある。事業は中央會の指揮を承け、中央會と略同様の事業を其の府縣の区域内に於て行ふのである。

組合法第一次改正 (明治三十九年)

組合法發布以來五年、組合理事者は事業經營上組合法中數多の條項に就て不便を感じるもの少くなかつたので、加納子爵が主唱して前記の全國産業組合役員協議會を開催したのであるが、一方主務省に於ても此れが研究をして居た。其の結果、明治三十九年四月十八日法律第四十五號を以て第一次の改正が行はれた。

- 一、信用組合の兼營を認めたること
- 二、總代會を認めたること
- 三、組合員脱退の際に於ける持分拂戻方法に修正を加へたること
- 四、登記手續を簡便ならしめたること

信用組合に於て金融事業と通常事業經營と混同するときには失敗を起し易いので、他事業の兼營を許さなかつたのであるが、組合は銀行とは性質が異り、相手方が組合員に限られ、

組合の細則と、理事の指導で貸付の調査をするのであるから銀行と同様に兼營を禁止するの必要を認めないと共に、實際に組合を經營して行く上には兼營を認めた方が便利である。農村の組合では資金の需要は週期的で、事務の繁閑があり、購買販賣等の季節的業務を兼ねてこそ、事務の繁閑を調節出来るのである。購買販賣等を兼營する時は、貯金、資金の利便等の連絡がよくつき、亦同一區域に二種の組合を設立すれば理事も、組合員も同じであつて、結局事務上、金銭上の徒勞、冗費が起つて来る。此點に於て法律改正が行はれて信用組合の兼營を認めたのである。

總代會の設置は聯合會制度を設くる要望に答へたものである。群馬縣に發達した生糸販賣組合の聯合會である碓氷社、甘樂社、下仁田社は産業組合法の下に統一した永續的團體とならうとしてゐたが、聯合會制度がないので、組合法に依ることによる不便を感じてゐた。此の間の不便を緩和する爲に千五百人以上の組合員を有する組合に對して總代會を認めたのである。

從來組合員が脱退の際は總べて脱退した事業年度末に於ける組合財産に依つて持分を定めることであつたが、定款に規定すれば、區域外轉住、又は死亡に依る脱退組合員は脱退當時の財産に依つて持分を計算し、其の年度末より三ヶ月以内に持分の拂戻を爲すことを得せしめた。

第四の改正は登記手續を簡便としたことである。從來は商業登記と殆ど同一の登記手續を課してゐたが、組合關係者は何れも登記に不熟練であつたのみならず、組合員名簿記載事項の變更の如きは一圓又は二圓の出資金額の變更さへ、變更後二週間以内に其の都度變更の手續をなす様な煩瑣をして居た。改正法は組合員名簿に記載してある各組合員の拂込んだ金額及其の拂込の年月日に付て定款を以て期日を定め、一事業年度内一回又は數回に取纏めて、期日後二週間内に記載を爲すことを得せしめたので、非常に簡便となつた。

組合法第二次改正 (明治四十二年)

明治四十二年四月八日法律第二十七號を以て公布された組合法の改正は極めて廣汎に亙つたものであつて、組合法全部を通じて、十二箇條に重要な修正を施し、新に十七箇條の新規定を追加した程である。其の重要な事項を挙げれば次の如くである。

- 一、購買組合の加工を認めたこと
- 二、信用組合に豫約加入の制を設けたこと
- 三、組合員名簿の外組合原簿を設け、組合員名簿の代りに之れを主たる事務所所在地の裁判所に差出すこととしたこと
- 四、産業組合聯合會の設立を認めたこと

五、産業組合中央會を認めたこと
六、登録税法の規定を以て産業組合の登録税を軽減したこと

第一の改正は購買組合に於て配合肥料を作つて、組合員に賣却するとか、玄米を購入して白米として分配するとかと云ふことは組合として當然すべきものであつたが、中には組合事業として適しないのもあつたので、從來販賣組合には認められて居た加工を購買組合に認めなかつたのであるが、今回許したのであつて、購買組合が生産にまで及ぶ一階段を進めた譯である。

信用組合の豫約加入の制度は、組合に加入しやうとしても加入の際拂込む出資金を有せぬ小産者に加入豫約貯金をさせ、零細な貯金を累積して組合員の資格を得させる爲めである専ら小産者の加入を便ならしめ、産業組合の惠澤を多數の國民に及ぼす爲めである。

從來裁判所に組合員名簿を提出して居たが、非常に手数であるので、組合員名簿の記載事項中第三者の權利義務に關係ある事項を引き抜いて組合原簿に記載することとなり、組合員名簿は裁判所に提出する必要なく、單に組合事務所へ備へればよくなつた。殊に有限責任組合の原簿記載事項は單に出資總口數拂込出資金額のみになつたから最も簡單となつた譯である。

登記の手續を簡便にすると同時に、其の登録税の軽減を行つた。從來は營利を目的とせざる法人と同一の登録税を課せられてゐたが、組合法中登録税に關する規定を削除すると共に、登録税法中に産業組合の登録税に關する事項規定し、之に依て、登録税を減じて組合の設立に便とした、又行政區劃又は其の名稱の變更を生じた場合には登記簿又は組合原簿に記載した、行政區劃又は其の名稱は當然變更したものと看做し、理事者が過怠の處罰を受けるの機會を少なからしめた。産業組合聯合會の制度を認めることは、組合界の宿年の希望だつた。總代會を認めたが、實際群馬の南三社は諸種の事情から、組合法に依ることが出来なかつた。第一回全國大會以來毎年度要望されて來た要望が實現の運びに至つて南三社も聯合會を組織し、又各地方は聯合運動の機運に向つて來たのだ。

産業組合中央會の規定は明治三十八年大日本産業組合中央會として設立されたものを法律に認めたことになるのである。中央會は全國を通じて一箇とすると規定したが、これは組合の普及發達及聯絡を圖る中央機關は相當有力なものでなければならぬのであるから、外國の組合運動の例に従はず、統一した、一個の團體の下に統轄することとした、産業組合中央會は、勅令の定むる所に従つて、産業組合の事業の一部を行ふことが出来ることとしてあり、明治四十二年八月二十

日勅令第二百十三號に依つて、加工を除いた購買組合及生産組合の事業の一部を行ふことが出来ることになつた。此の規定に就ては異論があつたが將來大聯合會が出来るにしても、其の團體が利益を追及したり、中央會と反する行爲があるといけなから、中央會にこうした能力を附して置いて、組合の利益を擁護する意味もあり、又大聯合會が出来るのには相當年月を要するから、中央會でこうした仕事をして聯合運動の端緒を開いて行くと云ふ意味もあつたのだ。

兎に角、今回の改正は、指導上、事業上の聯合機關が認められた重要なものであつて、此うしたことは一面、組合が全國に相當普及した證據にもなり、一面、組合運動に一大飛躍をなさしむる端緒を與へた意義深い劃時代的な改正なのである。

産業組合中央會の成立 (明治四十二年)

明治四十二年四月八日を以て公布された産業組合改正法中に産業組合中央會に關する規定が加へられ、同年八月二十日産業組合中央會の設立及事業に關する勅令の公布があつたので大日本産業組合中央會は、此等諸法令に基き其の組織を變更して、法律に依る産業組合中央會たらしめるの議を定め、十二月十三日、創立總會を農商務省會議室に開き、會頭は平田男爵、副會頭は加納子爵及小松原の兩氏に決定し、十二月

十八日設立許可を申請し、同四十三年一月七日其の指令に接した、是に於て産業組合法に據る社團法人たる産業組合中央會が成立し、舊中央會は其の財産及事業の全部を舉げて新中央會に譲渡し、同月十二日設立登記を了した。舊來の各支會も亦新中央會の承認を経て其の組織を改めた。後支會の下に更に便宜、郡部會を設くる地方が多くなつた。

明治四十三年五月五日から名古屋市縣會議事堂に於て開催した第六回全國産業組合大會の第二日目、即ち五月六日同所にて産業組合中央會の發會式を舉行し其の七日を以て第一回通常總會を開いた。

産業組合中央會は會員を以て構成する。會員には正會員及賛助會員の二種があり、正會員は産業組合及産業組合聯合會を以てし、賛助會員は中央會の事業を賛成して入會したものである。役員には理事(最初七名、後九名)、監事(三名)を置き、理事の中から會頭一名副會頭二名互選する。會頭は會務を總理し、副會頭は會頭を補佐し、會頭事故あるとき代理する。又參事十五名以内を置き、會頭之を囑託し、重要な會務に參與せしめる。會の常務に従事せしむる爲、主事、主事補及書記を置く。主事は主事會を組織し、會の事業及會務に關する事項に基き協議立案する。以上の外、必要に應じ斯道の識者に講師を囑託して指導獎勵の事を託し、又顧問を置き知名の士に囑託し、事業の援助及會頭の諮問機關と爲した

理事、監事、參事及主事、主事補は總て名譽職とし、時あつて理事の一部及主事、主事補を有給とした。後大正十年六月に至り、主事は常務に従事するものとし、主事及參事を以て參事會を組織し、從來の主事會に代へ、同時に從來の參事を廢した。

會務の議決機關として總會を設け、道府縣毎に會員中より選出した代表者を以て組織する。代表者の數は道府縣毎に會員の決議権五百に付き一人を選出する割合とし、會員の決議権は賛助會員一、正會員たる産業組合二、産業組合聯合會五である。總會は通常、臨時の二に分ち、通常總會は毎年四月又は五月に一回之を開き、臨時總會は必要に應じて開く。豫算に關しては最初は參事に諮り、理事之を決することとなつて居たが、後ち代議員十名を代表者中より選舉し、其の議決を経ることとなつた。

産業組合中央會の事業は産業組合法に示す如く、産業組合及其の聯合會の普及發達及聯絡を圖るにある。其の定款の規定にては事業を分ちて二部とし、第一部は専ら指導獎勵事項とし、其の主なる業務は産業組合及其の聯合會の設立を獎勵轉旋し、指導を爲し、組合及聯合會相互の聯絡を圖り、事業執行上の便宜を與へ、講習、講話、質疑應答、各種の調査、會報及書籍の發行、表彰等であつて、第二部の業務とする所は主として産業組合及産業組合聯合會の爲に物資を購買し、其の必要なる設備を利用せしむるに在る。第二部の事業は全

國購買組合聯合會の設立に至る間は、物資購入の仲介事業を爲したに止まり、設備の利用の如きは事業として未だ爲すに至らぬ。

産業組合中央會の光榮 (明治四十四年)

産業組合は全國に普及し其數も漸く増加し、組合員の産業經濟の發達を助け、又自治の發達の上に齎した效果漸く顯著なるものあるに至つた。斯る發達を遂げ其の効果を觀るに至つたのは、産業組合中央會の指導獎勵の功多きこと、別けても故平田會頭が品川子爵に襲いで二十年來斯道の爲に盡瘁努力せられた勞苦の偉大なことも何時しか天聽に達する所となり、明治四十四年七月十八日突如として宮中よりの御召狀が平田會頭に下つた。是に於て會頭は直に宮中に伺候せられたのに、畏くも産業組合中央會多年の功勞を嘉賞せられ給ひ金貳萬圓御下賜の御沙汰書に接した。平田會頭には思ひもよらぬ渥き聖恩と、陛下が斯くまで蒼生の幸福を希はせ給ふ大御心の辱けなきとに且感じ且泣き、聖恩の無量無邊なるを拜謝して退下せられた。右の恩命に接した平田會頭は之れ偏に故品川子爵の遺徳の致す所であるから、先づ恩命のことを氏の靈前に告げ、九泉の下に氏をして安からしめむとて、中央會京都支會長たる大森鐘一氏に依頼するに、京都東山なる品川子爵の墓前に御沙汰書捧讀のことを以てせられた。又平田

會頭は七月二十一日改めて理事參事及び主事を自邸に招き、御沙汰書のことを告げ、併せて御下賜金管理に關する協議を遂げ、御下賜金は之を恩賜財産と名付け、特別基本金として永久に管理し、其の利子の一部は元利十萬圓に達する迄、之を恩賜財産の増殖に充て他の一部は産業組合奨励金として特別表彰組合に交付することに定めた。學校其他の團體等に對し御下賜金の恩命に接したものは少くなかつたが、未だ産業經濟及自治の發達奨励の御聖恩を以て、御沙汰書並御下賜金の恩命に接したものは其の時を以て嚆矢とするのであつた。

又平田會頭は新聞雜誌社其他報道機關に對し、御沙汰書のことを告げられたので、其等の機關は争うて之を天下に公表すると共に、産業組合の起源、目的、效果及現狀等を説明報道したので、之に依り世人にして組合の精神及事業を了解するもの多く、爲に産業組合の普及發達を促したること如何に大であつたか、實に測り知るべからざるものがある。産業組合界に對し聖恩の及んだ所洵に窮りないと言ふべきである。

組合法第三次改正 (大正六年)

第三回の改正は大正六年に於て行はれた。明治四十二年より年を關すること八年、産業組合は其の數を非常に増加し、其の關係する範圍も擴大せられ、其の效果も亦稍見るに足るものがあるに至つたので、愈々組合事業の擴張を圖り、其の

發達上に諸種の便宜を加ふる必要を痛感するに至つた。殊に市街地に於ける下層金融機關の設置と、無盡、賴母子講の弊害の矯正とは、今度の改正を促進する一動機となつたのである。改正の要點は次の如くである。

- 一、所謂市街地信用組合を認めたこと
- 二、信用組合の業務の範圍を擴張するを得せしめたこと
- 三、生産組合の業務の範圍を擴張したこと
- 四、一組合員の有し得べき出資口數の制限を擴張したこと
- 五、登記は行政官廳に囑託して之を爲すの方法に變更したこと
- 六、無限責任組合に加入する場合の總組合員の同意は積極的に非らざるものを認めたこと
- 七、信用組合聯合會は所屬組合又は所屬聯合會の爲に日本勸業銀行、北海道拓殖銀行又は農工銀行に對し債務の保證を爲すことを得せしめ且つ其の債務に付ては銀行の委任を受け取立を爲すことを得せしめたこと
- 八、設立當時の理事及び監事は定款を以て定むべきものとしたこと
- 九、地方長官に清算人を選任又は解任し得るの權限を與へ

又解散は地方長官の認可を要することとしたること
大正四年大藏省は無盡業法を制定して無盡業の取締を爲し、信託會社、産業組合中央銀行、庶民銀行等に關しては大

に其の研究を進めたが、恰も歐洲大戰に際會し、我國の海外貿易は異常の發達を來し、各種商品の輸出高は激増を見た。併し市街地に於ける小商工業者は金融の便を得るの途なく、動もすれば粗製濫造の弊に陥り易いので之に必要な金融の便を與へむが爲に成るべく速かに庶民銀行の特設を期する爲、特別法を立案して居たが、庶民銀行は要するに信用組合的のものでなければ容易に其の成績を擧げることとは困難なので、大藏省及農商務省の協議に依り、産業組合法中に所謂市街地信用組合なるものを設立を認め、市制施行地及主務大臣の指定した市街地に於ける信用組合が其の定款の規定を以て手形の割引を行ひ、其の区域内に於ける一般組合員外の貯金を取扱ふことを許すこととした。大正六年の改正事項中最も重要なものである。

信用組合は本來相互組織のものだから、其の貸付も貯金も全然組合員に限つて便宜を受け組合員の家族さへ貯金を爲すこと能はず、僅に明治四十二年の改正に依つて加入豫約者の貯金を取扱ひ得るに過ぎなかつたが、今回の改正に依つて或制限内に於て組合員外の貯金を受入るゝことを認め、一般信用組合をして組合員と同一の家に在る者、公共團體、營利を目的とせざる法人若くは團體に對して貯金の取扱を爲すことを得せしめた、即ち今度の改正は貯金に於ては頗る廣く組合員外にも其の業務の範圍を擴張した。又貸付は從來嚴格に直

接産業に必要な用途に對してのみ爲すことに限られ、此の目的以外に一步を踏み出すときは、輕重を問はず、罰則に問はるべきのは當然だが、斯くては災厄の際と雖、一時凌ぎの道を立てさせること能はず、加之資金中には産業用か經濟用かの境の極めて明瞭ならぬものがある時、理事者が法律の罰則に依つて重大な制裁を受くる虞がある。今回の改正に依り定款の規定を以てすれば、經濟の發達即ち家計の爲に貸付を爲し得るの途を開いた。

生産組合は組合員の爲に加工を爲すの外、組合員をして産業に必要な物を使用せしむるを以て其の目的としたが、嚴格に物のみでは組合員の要求に應じ得ぬので、「設備を利用」することまで擴張して、茲に物的要素の外、人的要素をも利用し得るの便宜を與ふることとした。

一組合員の有し得べき出資口數に付いては、組合なるもの本来の性質に鑑み、資本の力をして優越の地位を占めしむべきでないから、從來一人十口以上を有するを得ざらせしめしたが、組合事業の種類如何に依り資金を多く要するものであるから、擴張して三十口迄とし、特別事情ある組合は定款の規定に依り五十口までの範圍内に於て増加することを認め

た。
登記に付いては組合法成立後改正の度毎に之に觸れた。今回は組合をして登記事項を地方長官に報告せしめ、地方長官

は之を登記所に登記の手續を爲す所の囑託登記と爲し、且登記料は全然之を免除することとした。これは産業組合としては甚大なる恩典に浴したものと謂ふべく、行政廳としては一面に於て監督權を有すると共に、登記事務の重要職務の一を執ることとなり、一層煩雜を加ふることとなつた。

無限責任組合に加入する時は總組合員の同意を要することは當然だが、其の組合員中には或組合員の加入に反対ではないが、又同意の捺印を好まぬ者なきにあらず、又一時不在等にて手續完了せぬ爲、比較的多数の組合員を有する組合では到底新加入者を得難いので、加入希望者あれば其の加入には同意を求むる書面を作り、便宜期日を定め、其の期日迄に異議の申出でない者は同意と看做することとした。これは無限責任組合の手續上の困難を軽減したこと決して鮮少でないものである。

信用組合聯合會は明治四十三年以來各地に設立を見たが、縣を區域とするものは勿論、其他の聯合會も其の業務の性質上其の所屬組合又は聯合會の爲に保證の地位に立つときは、組合金融上の便利を加ふるのである。殊に政府の低利資金を地方組合に融通するの爲、日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行を通じてするから、信用組合聯合會に保證の地位に立たせ、且つ取立の際には前記諸銀行の委任を受けてすることを得させるのは甚だ便利だから、信用組合聯合會の業務を特

殊銀行に對し債務の保證を爲し、取立の委任を受け得ることとし、低利資金供給の途を圓滑ならしめた。

産業組合設立當時の理事及監事は定款を以て定むることを得べき旨の規定だったが、事實上之を定めるを常とし、又定めねば種々の不都合を來すので、今回の改正に依り定むべき旨を規定するに至つた。

從來産業組合が解散をするときは、總會の決議で行ひ、地方長官に其の届出をするに止めて居たが、今回の改正に依り地方長官の認可を要することとした。これは一時の感情の行違ひ等から解散の決議をする組合の輕舉を戒め、一度生れた組合を出来るだけ永續させる主旨に外ならぬ。又組合解散後清算をする場合には裁判所が監督の任に當つたが行政官廳が設立及解散を監督する以上、更に清算に及ぶのを當然とすべく、従つて地方長官は清算人を選任又は解任し得るの權限を與へらるることとなつた。

農業倉庫業法の公布 (大正六年)

我が國の農業は其の規模頗る小で、家政の裕ならぬ者多く米穀の收穫を終るや否や、之を市場に賣り出して金銭に換ふる必要がある。此の收穫期は農業の性質上地方を通じて同一時期に來るものが多いので、出盛期には農産物の價格は下落し、端境期になると騰貴するが、農家は已に賣り盡して手許

に之を有せぬものが凡てあるから、農家は農産物の販賣上極めて不利益の立場に在る。又農産物の價格が一年間に高低の波を打つが如きは、消費者にとつても頗る不便とする所だから、一面農家の販賣上の便宜を圖り、他面消費者の立場を改善し、之に依つて食物中最も重要な農産物の價格の安定を圖るのは甚だ必要とする所である。故に各地方でも米穀を販賣する組合の數は漸次増加し、其の取扱高も亦漸増の勢に在つた。併し此の時農業倉庫の經營主體たるものには農會があり、町村があり、公益法人があるのみならず、取扱上に於て單に組合員の所有に屬する米穀の保管のみに當ることが出來ぬ事情もあつて、産業組合のみの事業とするを得ず、従つて産業組合法中に倉庫組合なるものを認めたるのみでは稍徹底を缺くの虞があるとし、特別法の制定を必要とすることとなつた。恰も大正三年の秋から歐洲戰亂の影響を受け、翌四年には米價暴落を告げ、政府は米穀の買上げを行ふと共に地方に低利資金を供給した外、米價調節委員會を起すなご鋭意米價の安定に努力した。大正六年七月法律第十五號を以つて農業倉庫業法なる特別法の公布を見るに至り、倉庫業を營む者を、農會、市町村及之に準すべきもの、公益法人及産業組合とし、米穀及繭の保管、販賣の任に當り金融の便宜を講ぜしめ、兼ねて調製、改装、荷造の如き事業を行ふことを得せしめた。

政府は農業倉庫業法を制定すると同時に、倉庫建設の目論を建て、全國を通じて三町村平均一棟の割合を以て總數四百棟の倉庫を建設し、其の總坪數を二十五萬五千坪とし、建設費を一坪五十圓と見積り二十萬五千坪に對して千二十五萬圓を要するから、其の二割に當る補助金二百五萬圓を十年間に分割補助することとなり、大正十三年には三十三萬八千圓に増額した。大正十四年に於ては補助額を建設費の四割とする爲め六十二萬八千圓を加へて合計九十六萬六千圓とし、大正十三年迄は府縣が二割の補助をすれば政府亦二割を補助する規定だったが、大正十四年には農村振興の目的を達する爲、府縣の補助如何に拘らず四割を補助することとなつた。

米騒動と産業組合 (大正六年)

大正三年歐洲大戰の始まるや、我が國の諸物價頻りに騰貴し、大正七年の春に至り國民の多數は生活上漸く不安の狀を呈したので、同年四月六日、農商務、内務兩大臣より訓示を發し、物價騰貴に對する國民の覺悟を促し、兼て所持米の賣惜みを戒め、以て物價緩和に資せむとしたが、物價は毫も低下せず偶々富山縣下飢民の暴舉が導火線となり、全國各地に所謂米騒動が起つた。此の時平田會頭は物價の暴騰は營に細民生活の脅威となるのみならず、是より延いて階級間の争闘を増し、社會の安寧秩序を紊し、國家社會の一大憂患を生ぜ

むことを慮り、同年八月十五日に全國組合に對し、組合又は組合員で米穀を所蔵するものがあれば、世の爲、人の爲、之が賣出しを勸むると共に、消費者としては此際購買組合を利用し、聊かでも安く買ひ得るの途を講すべく、更に一般組合員としては特に此際有無相通じ、以て組合本來の精神たる共同扶助の實を發揮すべき旨警告せられた。

尙是と同時に政府の時局救済資金を産業組合にも供給することとし、中央會及支會の申出でに對しては特に便宜を與ふることとなつた。是に於て中央會は各府縣支會と協力し、大正七年十月十九日愛知縣下の購買組合講演會を第一着手とし、一道二十一縣に互り講演會數五十二に及んだ。今日道府縣廳所在地又は諸官衙學校に見る處の生計用品購買組合は、多くは此の時に於て設立せられたのである。

勤儉宣傳と産業組合 (大正八年)

大正八年に至るや、米價は前年に於ける作況不良の影響を受け、他物價と共に奔騰の勢を極め、加ふるに物價暴騰に依り少からぬ利益を得た大小成金輩出し、爲に民心益々投機に傾き、驕奢を競ひ消費を増し、民心頹廢し風俗紊れ、國家の爲め憂慮に堪えぬものあると共に、一面には物價騰貴の爲に人を怨み世を呪ふの聲漸く國內に響き、社會上大に恐るべき現象を示さむとするに至つた。此時中央會は産業組合の活動

を促し、勤儉貯蓄の精神を喚起して驕奢、投機の民風民心を矯正し、併せて戦後鍾いて來るべき經濟戰爭に打勝つる素地を養ふと同時に、共存同榮の精神を鼓吹し、社會共存の實を擧ぐる所あらしめむとの案を立つるや、内務省は金參萬五千圓を交付して此の舉を賛し、大正八年十月十五日より二日間中央會事務所にて支會役員協議會を開催し、勤儉貯蓄、共存同榮の二大綱目に依り講演會を各地方に於て開催することと爲つた。同年八月十八日千葉縣北條町に於ける講演會第一着とし、爾後十二月十二日に至る迄全國に互り百七十三箇所にて講演會を開き、三萬五千の聽衆を得た。此の時平田會頭は神奈川、埼玉の二縣に於て、志村副會頭は東京府に於て講演せられた。

組合法第四次改正 (大正十年)

第四次の改正法は大正十年四月法律第七十三號を以て公布せられたが、其の主要な事項は、經濟界の趨勢に應じて組合事業の擴張及登記監督等に關する修正である。之を列擧すれば左の如くである。

- 一、購買組合及購買組合聯合會の生産事業を認めたること
- 二、生産組合及其の聯合會の名稱を利用組合及利用組合聯合會に改め其の事業の範圍を擴張したること
- 三、聯合會構成の範圍擴張を爲し全國的大聯合會の成立を

認めたること

四、理事缺けたる場合に處する方法を立てたること

購買組合又は購買組合聯合會は如何に有利な場合でも自ら生産して之を供給することは認められなかつたが、歐州戰亂の影響を受け、我が國の諸物價は頻りに騰貴し、愈々購買組合及其の聯合會の普及發達に俟つ所極めて多き時に際會したので、組合又は聯合會から生産するのを有利且便であるとする物は自ら之を生産し得るの機會を與へて、物資供給上の便宜を増かせむが爲に、生産を行ふことを認むることとなつた。尤も自己生産は事實上容易に實行し得べきでないが、生産を爲し得るの途が開けないでは何時迄も安價確實な物資を配給し購買組合の理想を實現し得ぬので、組合の事情の許す限り醬油、石鹼、骨粉、石灰等手近の物から生産を始める必要があるから此の改正は決して徒爾ではない。將來之に依つて産業組合的生産の一新生面を開くの階梯となつた。

購買組合及聯合會の生産を認めた外に、取扱ひ得べき物品の種類に多少の修正を加へた。即ち「産業又は生計に必要な物」を「産業又は經濟に必要な物」に改め、生計よりも其の意義を擴張した。經濟と云ふも家計と云ふも何等區別ない様だが、生計に必要な物を生活必需品に限ると解するのを常とした當時、經濟に必要な物とする方幾分か其の意義を擴めた觀が無いではなかつた。

生産組合は組合員の生産物に加工するか、若くは其の生産に必要な設備の利用を目的としたから、産業者の爲にのみ存する組合だつた。今回の改正は名稱を改めて利用組合とし(利用組合聯合會とし)産業並に經濟に必要な設備を利用せしむるのを目的とするものにしたので、購買組合と同じく利用組合中には産業上に役立つものと、經濟上に役立つものとを包含することとなつた。此の如き大改正を必要とした適切な理由如何歐州大戰の影響は家賃の暴騰を來し、大小の都市を通じて住宅問題を惹起したが、信用組合は住宅資金の融通を爲し得べく、購買組合は住宅の購入賣却に依つて此の問題解決の一任務を盡すこと不可能ではないが、住宅の建築には一時に多額の資金を要するから、之のみでは足れりとするべきでない、殊に住宅の建設を組合の手で行ひ、之を長く其の管理に屬せしむる必要が起る。是れ利用組合に依り住宅の利用を組合員にさせる途を講じた所以である。其他冠婚葬祭用具、公會堂、病院、醫師、産婆、看護婦等も所謂經濟に必要な設備の中に數へ得られる。

聯合會の構成分子は信用組合聯合會の外は個々の産業組合に限られ、従つて同一目的を有する聯合會の大聯合會は法律上存在し得なかつたが、全國産業組合の發達及將來の趨勢を察すれば、購買組合又は販賣組合等の府縣的聯合會の發達を圖るのは、勿論全國的大聯合會を組織せねば、時勢の進運に伴

ひ其の事業經營を圓滿に進ましめ得ぬので、茲に産業組合聯合會は原則として産業組合及産業組合聯合會を以て構成するを得せしめた。但し信用組合聯合會は各種産業組合及信用組合聯合會以外の各種聯合會を以て構成し得るが、同種の信用組合聯合會を以て構成することを得ずとした。故に産業組合法に依つて購買利用等の全國的大聯合會を組織することは可能だが、産業組合及一切の信用組合聯合會を以て、産業組合中央金庫の如き中央金融機關を構成することは之を認めぬ。惟ふに立法者は此の點に關しては特に中央金庫に關する特別法を制定する意思があつたと推定せられる。

從來産業組合の業務執行機關たる理事の缺けた場合に、之を補充する方法は無かつたが、今回の改正は監事をして總會の招集者たらしめ、其の總會に於て理事の選任を爲すの機會を作つた。併し監事亦總會招集の手續を爲さず、理事缺員の爲組合に損害を生ずる虞あるときは、假りに理事を選任する權限を地方長官に與へた。尙、理事が組合員の五分の一以上より總會招集の請求あるに拘はらず、之を招集せぬときは監事は總會を招集することを得ることとした。これは組合業務執行上に於て、滯滞なからしめむとする用意に外ならなかつた。

其の他加入豫約者の貯金最高限たる出資一口の金額を「出資一口の金額及出資一口に付き定款の定むる所に依り加入に來仲介斡旋に過ぎないので、其の發達に限度なきを得ないので更に進むで、大聯合機關を設立する議が盛となつた、大正十年五月大分市に開いた産業組合聯合會協議會では、購買販賣に關する中央機關設置に關する調査を中央會に要望したので、中央會は同年九月調査委員會を起し調査を開始し、大正十二年一月調査報告書を發表した。

産業組合中央會では直に大聯合會設立の準備をし、大正十二年二月五日及六日に亘つて、先づ各府縣支會の役員協議會を開き各府縣産業組合主任官列席の下に協議を進め次に同月七日、及八日の兩日三十四の購買組合聯合會及百五の主要購買組合の代表者を集めて協議會を開き、其の實現に邁進せむことを決した。此の如く支會及當事者側の意見に一致を見たので中央會では直に設立許可事務を開始し、四月十九日設立總會を開き、五月八日設立許可申請をし、五月十四日許可の指令があつた。事務所を中央會内に置き、八月十八日登記の届出をし、豫定通りに九月一日事務を開始したが、同日恰も關東大震災の日であつた。

全國購買組合聯合會は此の如くして成立した。其の構成は全國を以て區域とする購買組合大聯合會である。出資一口の金額は五百圓、事業年度は九月一日に始まり、翌年八月三十一日に終る。役員は理事十一名、監事五名で、理事は會長一名及専務理事三名を互選する。總代會を以て總會に代へ道府

關し拂込むべき金額の合計額」と改め、組合原簿記載事項の届出又は原簿の提出は、總て事業年度末に取纏めて之を爲し得ることとし、從來煩雜だつた原簿記載事項を一切取纏め記載することとし、(尤も組合員の脱退又は保險金額の減少に付いては、組合員に不利を及ぼすの虞ないではないので總組合員の同意を以て定款に之を定めた場合に限つた)、其の他産業組合及第三者を保護する爲、産業組合若しくは産業組合中央會でないものが、其の名稱中に産業組合若しくは産業組合中央會たることを示めず文字を用ひた場合は科料に處する旨の規定を加へた。

全國購買組合聯合會創立 (大正十二年)

産業組合中央會の前身たる大日本産業組合中央會が産業組合の普及發達を圖るに急だつた時、已に組合に對し屢々物資供給上の便宜を圖る中央機關設置の必要を認め、明治四十二年の組合法改正に依つて、中央會自ら會員たる組合の爲に購買組合理業の一部を行ひ得ることとなり、又全國産業組合大會では明治三十九年以來殆ど毎大會の決議となり、中央卸賣機關設置の要望は頻であつたので中央會では大正九年九月頃から東京及大阪の二箇所を物資仲介斡旋事業を開始し、將來發達すべき中央機關の試練を行つたのに、組合間の取引は年と共に順調の發達を遂げ、取扱分量も亦増して來た。併し元

縣毎に會員五十迄は總代數を一人とし、五十以上は五十を加ふる毎に一人を加へ、其の任期は二箇年である。

以上は全購聯の構成及事業に關する大様である。設立當時に於ける會員は聯合會七十七、組合二百二十四計三百一十一であつたが、大正十二年度末には所屬聯合會は九十四となり、所屬組合は四百六十九、計五百六十三となり、同十三年度末には更に増加して聯合會百九、組合六百三十三、計七百四十二を數ふるに至つた。資金は設立當時に於て出資總額三十二萬圓だつたが、大正十二年度末には四十七萬六千五百圓となり、大正十三年度末には更に増加して五十五萬五千五百圓となり拂込出資金は二十三萬八千九百九十圓である。

産業組合中央金庫の設立 (大正十二年)

明治三十九年五月第二回全國産業組合大會に於て加納子爵は聯合會設立の必要なる所以を力説すると共に、産業組合の全國的金融の調節に當るべき産業組合金融の中樞機關として中央金庫設置の必要に言及し、斯る機關の實現を期するには先づ個々の産業組合が其の實力を充實するに若かずと激勵する所があり、産業組合中央金庫に關する決議を滿場一致を以て通過した。是れが産業組合中央金庫問題の表面に現はれた最初である。其の後年々の全國産業組合大會其他の會合で屢々中央金庫設立の要望が起り、中央會からも其の筋に建議

したが、殊に大正七年には産業組合中央銀行設立に關する意見書を作り、具體案を添へて平田會頭から其の筋に提案せられた。政府では明治四十一年、二年の頃から金融機關全部の體系を整備する必要上、産業組合の機能を發揮せしむる爲最も必要な産業組合中央銀行の設立に付いても調査を進めて居た。大正十年大分市に開催した全國産業組合大會は、中央會に對し金融及購買販賣に關する中央機關設置に關する調査を委託したので、同年九月中央會は中央金融機關に關する特別調査委員會を設置し、委員會は同十一年九月調査を終了し中央會はこれに依り要綱を定め政府に建議した。

之より先大正九年の頃から農村振興の論が囂しく、殊に同十一年の秋に至つては朝野を學べて其の具體的方策を樹立せねばならなかつた際であつたので、中央會では中央金庫の設立を以て農村振興の最捷徑とし、其の實現を期する爲に中央金庫設立要綱を提げて衆議院の各政黨幹部と交渉を重ねる所があつたが、殊に福井縣立誠組合長當時衆議院議員野村勘左衛門氏の斡旋に依り、大正十一年十二月の末より同十二年一月の間に産業組合中央金庫法が起草せられ、床次竹二郎氏外十一人の名を以て第四十九議會に提案せられた。當時の世論に適合してゐたので貴族院衆議院共に通過し、大正十二年四月五日法律第四十二號を以て公布せられ、産業組合中央金庫法の成立を見、多年、全國産業組合の要望は茲に達成せられた。

のである。斯くて政府は同年六月八日産業組合中央金庫設立委員會を任命し、七月四日勅令第三百三十三號を以て産業組合中央金庫設立に關する規定を公布し、直に農商務省内に於て設立事務を開始した。七月十七日出資の募集を開始し十月二十日迄に出資申込をしたもの聯合會百六十六、産業組合一萬千六百八十六、申込口數三十萬八千二百二十七を算出するの好況を呈した。同十九日中央金庫設立の設可を申請し、十月三十日許可の指令あり、十二月二十日創立總會を開き、茲に金庫は完全に成立したので、設立委員より中央金庫理事長に事務の引繼を行ひ、日本橋區新右衛門町に事務所を定め、十三年三月諸般の準備を終り貸付其の他の業務を開始した。設立當時の理事長は岡本英太郎氏、副理事長は野中清氏、理事は蓮見義隆、加藤正美、三輪龍揚の諸氏、監事は志村源太郎、磯部正春、桑田熊藏諸氏である。

中央會監査部の設置 (大正十三年)

産業組合の財産状態、經理状態其他組合の經濟状態に關する事項に付いて公正懇切な監査をすることは組合の發達上極めて必要なることなので、産業組合中央會は大正十三年七月から専任の職員を設置し、(一)産業組合又は産業組合聯合會から申込あつたとき、(二)中央會に於て表彰し又は表彰せむとする組合又は聯合會に對し必要と認めたととき、(三)官

廳は又産業組合中央金庫、日本勸業銀行等から依頼のあつたとき、(四)其他中央會に於て必要と認めたととき等の場合に於て、産業組合又は産業組合聯合會の監査を行ふこととなつた。監査を行ふ事項は(一)資産、負債、損益及剩餘金處分に關する事項、(二)諸帳簿の組織、記入計算に關する事項、(三)法令、定款其他諸規定の實施に關する事項等であつて、爾來大正十四年末に至る迄、監査を行つた組合數百五十七に達した。

平田伯の薨去 (大正十四年)

平田伯爵は我が國産業組合制度の先驅者の一人であつて、在朝と在野とを通じて三十有餘年間、組合の指導獎勵の爲、殆ど寧日なかつた。伯爵の閱歴、學識、徳望、熱誠を以てせられ、加ふるに其の組合の事を説かるゝや、周到且つ卑近、其の人に接するや嘗て障壁を設けず諄々として説いて止まなかつた。一度伯爵に接した者で感奮興起せぬはなく、一度伯爵の足跡印せらるゝや、恰も春雨に浴した嫩芽の如く、勃勃として組合の發芽を見ざるなきの状だつた。組合より伯爵の視察を乞ふものがあれば、如何なる土地、如何なる人、又如何なる疲勞の時も厭はれず請はるゝまゝに快く肯はれ、其處に赴かるゝや、組合の歴史、組合長の苦心、事業の狀況、果ては其の地方の事情をも問ひつ語られた。伯爵の指導旅行の

回数に殆ど盡し難いものであるが、就中明治四十年には戦後經營の第一策として産業組合の普及、發達を促し、曩に設立した中央會支會の實力を大ならしめむとし、伯爵は東海地方に各部署を定め、其の期間を約四十日とし、兩氏共其の年の十月五日を以て旅程に上られた。伯爵は名古屋の講演を第一着とし、其より西へ進み、其の足跡十五府縣に及んだ。右に次ぐ大旅行は明治四十五年五月の出張であつて、其の地は静岡、兵庫、岡山、香川、愛媛、廣島、島根、鳥取、京都の一府八縣に互つた。途、静岡に至るや、我が國産業組合設立者の一人で且つ伯爵の舊知なる見付町の故伊藤七郎平氏の墓に詣で、以て伊藤氏の功績を忍ばれた。其の至情至誠故人をして泉下に感泣せしめたであらう。

伯爵は此等數多き出張に際し、未だ嘗て中央會の會計より其の費用の支出を爲したること無かつた。伯爵は大正十四年四月十三日、伯爵の先輩たり且つ組合の父とし併せて稱せられた品川子爵の郷里山口縣に於て二十五周年記念大會開會の前日、不幸にして遠逝せられたのは遺憾の限りである。

産業組合法發布二十五週年

記念事業 (大正十四年)

大正十四年は産業組合法發布二十五周年に該當するので、

産業組合中央會に於ても同年一月記念事業として次の八事項を定め、全國産業組合及産業組合聯合會の發達に資し、將來の二十五年をして一層光輝ある成績を收めしむることを期したが、事業遂行の概要は左の如くである。

一、記念講演會の開催 大正十四年四月十五日及十六日の兩日故品川子爵に縁故深き山口縣山口町公會堂に於て、第二十一回全國産業組合大會を機とし、記念講演會を開催した。會衆約五千に達し、盛況を呈した。講師は志村源太郎、那須皓、三輪龍揚、佐藤寛次、柳田國男の諸氏である。

二、各府縣産業組合長協議會の開催 産業組合の外形上に於ける著しい發達の内心に立入つて益々其の組織の完成を期し、事務整理の確立を圖り、以て組合員をして獨立獨歩能く經濟界の渦中に安心立命の地帯を得せしめむとするには、組合長に於て一段の精勵を以て事を處理するを要するので各府縣毎に組合長の集會を求め、産業組合の振興刷新に關し熟議をなした、大正十四年四月二日の高知縣に於ける組合長協議會を初めとし、各道府縣に開催し十一月十日の三重縣協議會を以て終了した。

三、家庭雜誌「家の光」の發行 全組合員の讀物として特に通俗的而も健全な思想を鼓吹すべき雜誌を發行して、組合の如何なるものかを知り、其の實力を覺ると同時に、各

組合員の任務を不知不識の間に理解せしめむことを圖るの甚だ望ましいことであるから、大正十四年五月一日「家の光」第一號を發行した。

四、「産業組合」記念號發行 大正十四年九月一日は滿二十五年記念日であるから、此の日發行の會報「産業組合」を特別號とし、組合關係名士の論文其の他二十五周年に關係した事項を滿載した二百五十四頁の大冊子を發行した。

五、産業組合現勢調査 産業組合の現勢を知るが爲に、大正十三年度末現在全國産業組合及産業組合聯合會に關する最も詳細な調査を行つた。

六、産業組合宣傳用映畫劇筋書募集 應募原稿四十六篇中入選者八名に賞金を授與した。二等當選のものは映畫に作製し、大正十四年四月山口町に於ける大會の際、來會者及公衆一般の觀覽に供し好評を博した。

七、記念祝賀會 大正十四年十二月十八日中央亭に於て、主務省關係官を始め、組合關係者約百五十名を招待して祝賀會を開催した。

八、産業組合史の發刊 中央會參事佐藤寛次及主事左子清道兩氏の五年に亙る苦心により日本産業組合史成り、大正十五年六月發刊した。

産業組合學校創立 (大正十五年)

産業組合中央會は大正十五年四月から産業組合學校を開設し、産業組合に關する高等なる教育を授くるに至つたことは我國産業組合運動發達の一端を語るものである。我國の産業組合運動の爲に活動しやうとする青年は産業組合學校に依つて、組織的な知識を得、且餘裕ある研究をする機會を與へられた。従來の講習會とは異り、生徒數も少なく、講師と生徒とは親密に研究的に學習することが出來、期間も長いので生徒間の友情をも厚うすることが出来る。又産業組合學校は速成的、詰込式教育で養成することなく、組織的な知識と、共同精神に満ちた有爲な若い學生を養成し、將來の産業組合運動の闘士を養成するのである。即ち産業組合學校は常に健全なる新鮮なる組合精神の發源地となり、産業組合に關する知識研究の中心となり、此處から出た若い人々に依つて、全國に新知識と新精神が普及され、傳播され、我國産業組合の基礎が根強く置かれるのである。

産業組合學校は修業年限一ヶ年で、四月に始まり三月に終る第一學期には主として普通學を授け第二學期第三學期に専門に入る。學費は年五十圓である。入學資格は中等學校卒業者に限り、年齢の若き者、組合關係者の子弟を優先入學せしめてゐる。

中央會が學校開設を發表するや定員三十名の所を志願者二百二名に達した。四月十二日始業式を行ひ第一期入學生を授業し始めた。

之れ本邦組合運動發達の一端を語るものである。

第六次組合法改正 (大正十五年)

大正十五年四月六日法律第五四號を以て産業組合法の第六次の改正が行はれた。大正十年に第五次の改正が行はれたがそれは産業組合中央金庫法公布に伴ふ當然の改正であつた。大正十年の改正から六ヶ年を経て居る今回の改正は根本的なものではないが、組合運動の發展上有意義なものであつた。

今回の改正の要旨は次の如くであつて、其他のものは税制整理、郡役所廢止に伴ふ當然のものである。

一、利用組合設備の員外利用を認めたこと

二、住宅の供給に關する地方税を免除したこと

三、出資拂込前の特別配當を認めたこと

今回の改正に依り利用組合は例外として、特定の設備を、組合員の利用に支障のない場合であつて、尙ほ餘裕のある時は組合員外の者に利用せしめることを認めた。員外利用の出来る設備の種類其他に就ては法令上各種の制限や條件が設けられし居る。先づ第一に組合法第一條第八項に依り勅令の指定する設備に限られて居る。五月十九日勅令百三十一號を以

て電気設備、水道、浴場、種畜、乾藪装置を指定された。第二に組合員の利用に支障ない場合に限りて組合員たることを得ざるものをして利用せしむることになつて居る。第三に員外利用者は原則として組合区域内に居住せねばならぬ。第四に定款に員外利用を規定せねばならぬ。第五に利用料は實費を以てするのである。

産業組合の住宅供給事業を保護奨励せんとするものであつて、住宅組合法に依る住宅組合に比較すると産業組合は便宜が少なく、権衡を失して居たので、住宅組合と同様の特典を與へるために、産業組合の住宅の建設、購入、若くは住宅用地の取得には組合と組合員との間に於ける住宅若くは其の用地の所有権移轉に關する地方税を免除したのである。

改正事項の第三は剰餘金の配當に關するもので、配當すべき剰餘金に就ては従來組合員が其の出資の拂込を終る迄は組合員に配當すべき剰餘金は之を出資の拂込に充當せねばならなかつた。今回の改正に依り、此の原則に對して例外として組合員が組合事業を利用した分量に對する配當、即ち特別配當だけは之を未拂込出資金に充當せぬでもよいとしたのである。但し無制限に之を許した譯ではない。特別配當の出資拂込に當てぬものは拂込出資額が出資總額の二分の一に達せぬ場合に限り配當すべき剰餘金の二分の一を超過してはならないのである。

尙ほ産業組合の剰餘金の配當に關し従來特別配當と、持分の全部には一部に對する配當とを認めて居たが、今回の施行規則の改正に依り、特に全部又は一部に對する配當は認めぬこととし、拂込出資に對して六分、特別の事由ある時は一割と改正した。これは産業組合の資本主義化に陥らんとする傾向を阻止する爲に役立つ改正であると云はねばならぬ。

農業倉庫業法の改正 (大正十五年)

大正六年農業倉庫業法發布以來、十年を経過したが、第一次の改正が、三月二十七日法律第三十二號に依つて行はれたのである。今回の改正は、斯界の要緊切であつた受寄物の範圍擴張や、聯合農業倉庫の制度等、重要な事項多く、農業倉庫當事者を利する處少くない、殊に經營主體の八割三分を占める産業組合の事業に資し、組合運動の進展に益する處多大である。

- 改正の要旨は次の如くである。
- 一、受寄物の範圍を擴張したこと
- 二、産業組合聯合會に共同藪倉庫たる農業倉庫の經營を認められたこと
- 三、農業倉庫證券の複券併用制度を單券制度に改めたこと
- 四、農業倉庫及び敷地に關する權利の取得に對し地方税を免除したこと

五、産業組合聯合會の聯合農業倉庫業經營の制度を設けたこと

先づ第一は農業倉庫の受寄物の範圍を擴張したことである。従來、農業倉庫の受寄物は穀物と藪に限られて居たのであつて穀物又は藪の生産なき地方では此の農村振興に最も有意義な制度機關を利用することを得ない憾があつたのである。今回受寄物の範圍を擴張して穀物又は藪以外のものでもあつても、地方の主要農産物の寄託を目的として農業倉庫の經營を認むることゝ爲し、其の地方の産業の發展を期せしめむとしたのである。唯、茲に穀物又は藪以外の農産物は特に勅令を以て指定せらるゝ物であつて其の指定は元より其の地方の産業經濟の事情が其の物を保管する農業倉庫の設備を絶對的に必要とする場合に限るのである。

次に第二の産業組合聯合會に共同藪倉庫たる農業倉庫の經營を認めたことに關しては、共同倉庫及共同乾藪装置に付き政府の助成奨励し來れる所であるが、其の主體は事業の性質上大區域に互るので産業組合聯合會に共同藪倉庫たる農業倉庫を經營させるのを以て最も適當とするのである。此の乾藪奨励の目的を以てする農業倉庫の經營は聯合農業倉庫として經營することは、今日の産藪地方の實情に適應ざるを以て之を特に別種の農業倉庫として之を認むることゝ爲したのである。

第三の農業倉庫證券に付き複券單券併用の制度を改めて單券制度としたことは、實際の運用から考慮したことであつて従來農業倉庫業法に於ては、商法の倉庫營業に關する規定を準用し、一農業倉庫業者が複券又は單券を交付する併用制度を採用してゐたのであるが、之を改めて單券制度としたのである。複券制度は理論上から觀れば、極めて便利であるが、實用上から言へば其の法律關係が複雑なのを免れないのである。殊に今回聯合農業倉庫の制度を認めた際、複雑な法律關係を發生せしむる複券制度を繼續してゆくことは、適當でないと認め、此の機會に於て法律關係の比較的簡單なる單券制を採用したのである。

第四の農業倉庫業者の農業倉庫又は其の敷地に關する權利の取得に關して地方税を免除したことは、農業倉庫の公共的性質に鑑みて附與せられた特典である。従來農業倉庫は産業組合と共に所得税及營業税を免除せられてゐるが農業倉庫業者の倉庫又は其の敷地の所有權、地上權、地役權等の取得に關する地方税は、地方によつては之を課してゐるところもある。今回の改正に於て産業組合法の改正と共に之を課することを得ないこととし、農業倉庫業者の負擔を軽減し以て其の發達に資せしめむとしたのである。

第五に産業組合聯合會の聯合農業倉庫業經營の制度を認められたことは各地に普及發達し來つた各個の農業倉庫聯絡提携を

圖り、其の聯合的活動によつて、益々農業倉庫の機能を發揮せしめんとする主旨であつて、生産者自身の手を以て農産物を直接に市場に出荷販賣せしめ、農産物の需要供給を圓滑ならしめ、以て生産者消費者の利益を増進せしむとするのである。而して其の業務は各農業倉庫が寄託を受けた農産物の再寄託を受けて之を農業倉庫に保管するものであつて、即ち聯合農業倉庫は原則として所謂第二次保管主義を採つたのである。唯だ其の經營の困難を緩和する爲め、例外として販賣組合又は販賣組合聯合會が賣却する物品を直接保管することを認めたのである。

金融恐慌と産業組合 (昭和二年)

昭和二年四月勃發せる金融恐慌は、財界未曾有の不祥事として世人の冷ねく熟知するところである。此の恐慌の一般經濟界に及ぼしたる影響は元より些少ではなかつたのであるが、吾が産業組合に及ぼしたる影響は全國的に之を觀て比較的少く、組合界の恐慌を惹き起すに至らざるは吾人の欣幸とするところである。然し乍ら、其の當時に在つては吾が組合界に於ても果して如何なる動搖を生ずるやも計り難く、人心の安定を失するの虞れがあつたので、本會、全國府縣支會産業組合中央金庫、各地聯合會其他關係當事者官民は急遽之が對策を講じたのである。即ち本會に於ては、モラトリアムの

公布の翌日なる四月二十三日を以て、全國各道府縣支會長及支會に對し、此の非常時に際し組合當事者の探るべき措置人心安定の方策に付き書面を發して全國産業組合を警戒し、尙ほ當時臨時議會中、各地の信用組合聯合會長の集會を催し信用組合に對する非常貸出に關する協議會を爲し、同月二十八日を以て當局に建議を爲して大略其の目的を達したのである。又、中央金庫は大藏省預金部より資金の融通を受け産業組合に對し特別貸出を爲したのである。斯くの如く、産業組合各種關係團體は應急の處置を講じ組合界の安定を期したのであるが、此の財界恐慌が果して産業組合に如何なる影響を及ぼしたるか、又全國産業組合は如何なる對策を講じたかに付き、本會は五月中旬モラトリアム開けの直後、各府縣支會を煩はし全國各組合の休業銀行に對する預金を調査し、其の他休業銀行の産業組合に對する影響と之が對策に付き詳細なる調査を爲したのである。

此の調査の詳細なる内容に付ては本會調査資料第二十二編として刊行したのであるが、全國的に其の概要を述べれば、昭和二年一月以降に於て休業せる銀行にして産業組合の預金を有せしもの三十三銀行、其の各地に於ける支店及出張所の數は大略五十七個所である、而して之等休業銀行に産業組合の預金ありたる府縣は二十三府縣であつて、其金額は組合に於て八百八萬六千九百九十四圓七十四錢、聯合會に於て二百二十

萬四千四百四十六圓五十七錢、合計一千三十七萬四千八百四十一圓三十二錢であつた。之を四月二十二日緊急勅令公布當時に於ける産業組合の全國銀行預金總額二億八千三百四十四萬七千六百六十五錢に比すれば約五・七パーセントに當ることとなるのである。斯くの如く今全國的に觀るときは著しき影響でもなく、又信用組合に於て取付其他の動搖ありたる府縣も殆き稀れであつたのは至幸であるが、特に二三の縣にありては相當大なる影響を蒙り聯合會及組合として之が善後策に付て、大に苦慮しつつあるものもあつたのである。

其後休業銀行の處置經過の概要に付き本年に入りて、休業銀行に主として直接關係のあつた埼玉縣外二十二府縣に付て各支會を煩はして其の現狀を調査せる結果を略述すれば、休業銀行に對する預金總額一千九百九十七萬三千七百四十四圓三十九錢六厘(前回の調査後更に休業せる銀行あるを以て前出の金額より多少増加せり)であつて、今日迄に拂戻を受けたる金額は二百五十七萬九千五百八十八圓十錢五厘である。即ち拂戻額は預金總額二・五パーセントである。従つて預金の未拂戻高は八百五十九萬四千六十七圓五十六錢六厘であつて、今春に於て尙ほこれ丈の金額が休業銀行に引懸つて居ると云ふわけである。

以上は金融恐慌の産業組合に對する影響と其の近狀の概要であるが、當初述べたる如く産業組合關係當事者の對策の宜

しきを得たると、組合理事者、組合員諸氏の慎重なる態度により差したる損害、惡影響なかりしのみならず、地方によりて之が爲め却つて産業組合の眞價を高め貯金の増加を來たしたる所もあり、又全般的に言ふも組合員の組合に對する信念を深からしめ、組合の利用、特に系統的機關の利用の必要を痛感せしめたること少からず、要するに組合にとりては却つて此の大恐慌が有益なる試練ともなり又教訓ともなりたるものあること、信するのである。

大日本生糸販賣組合聯合會の創立

(昭和二年)

本邦販賣組合運動の先驅たる製糸組合は已に各地に地方的聯合會を組織し、其の成績見るべきものあるに至つたのは、世人の注目する處であつた。而して更に全國的聯合會設立の意思は已に以前より確成されつゝあつた。大正十三年四月長野支會が松本市に於て開催した第一回全國生糸販賣組合大會は、その表現の一であつて、其の重要決議としては、全販聯の設立に關する調査が掲げられたのである。翌十四年十月高崎市に於て開催された第二回大會は全國製糸組合の聯絡機關たる全國組合製糸協會設立を決議し、此に依り全販聯の設立を促進せしめんとした。大正十五年十月第三回大會を熊谷町に開催するや、全販聯即時設立の要望頻りに起り、遂に組合

製糸協會及中央會はこれが調査を促進し、設立要綱及收支計算書を作成した。大正十五年十一月組合製糸協會は、設立者を募り、翌昭和二年一月二十八日中央會事務所に於て設立者總會を開催した。會するもの龍水社、三榮社、安善社、共榮社、筑摩社、普及社、四賀成組合、更級社、碓氷社、甘樂社、下仁田社、埼玉社、共蠶社、佐伯社、高井製糸であつた。全販聯の構成を示せば、組織は有限責任、會員は地方聯合會を本位とし、聯合會なき所は組合を加入せしめる。出資は生糸百捆に付一口を出資し、一口一千圓とした。聯合會又は組合は生産生糸の年額以上を出荷する義務を負はしめる。初荷は二萬捆の豫定であつた。賣込の方法は第一期は會員の生糸を其の商標毎に別々に販賣し、第二期は出荷生糸を全販聯の商標に統一し、第三期は全部洋債荷造にし、受授輸出をすることの計畫である。

會長としては月田藤三郎氏、副會長は山田織太郎氏、宮口

第二節 昭和二年十月より昭和三年九月迄

〔第一 昭和三年後期〕

第二十三回全國産業組合大會

第二十三回全國産業組合大會は、昭和二年十月一日、二日及三日静岡市に於て開催せられたのである。會場は市の稍々

二郎氏就任し、専務理事には佐藤永孝氏が推された。三月十五日設立許可を神奈川縣知事より得た。事務所は横濱市に置いた。

事業年度は毎年七月一日に始まり六月末日に終る。第一年度は昭和二年六月に終つたが準備中で五十捆の生糸を賣つたにすぎなかつた。第二年度に於ては一萬七千五百二十二捆を受入一萬六千七百二十五捆、一千三百八萬餘圓を販賣した。會員は六聯合會十九組合に達した。

斯くして、本邦の販賣組合の全國的聯合會が始めて成立した。蠶糸業の調和を圖り、本邦の貿易の大宗たる生糸の輸出の基礎を安固ならしむる制度が完成されると共に、産業組合運動としても、將來設立すべき各種の全販聯の先驅をなすもので、其の健全なる發展は組合關係者の齎しく期待してゐるところである。

中心に近い城趾なる師範學校の校庭であつて、約二十間餘に四十間餘の大バラックであつたが、來會者は静岡縣内二千餘人、縣外四千餘人、合計六千二百餘人と云ふ多數であつて大會場に溢るゝが如き盛況であつた。出席者は、主催者側として

本會志村會頭代理岡理事を始め役員、支會關係者一同であつて、總理大臣代理植田事務官、農林省東次官、其他關係官大藏省大野事務官、中央金庫岡本理事長、其他静岡縣長谷川知事外關係官、其他來賓多數であつた。

大會第一日なる十月一日は、天高肥馬の好天氣であつて、早朝より多數の會衆雲霞の如く會場に來集したのである。午前十時開會に當り千石主事、第二十三回全國産業組合大會の開會を宣したる後、岡理事中央會々頭代理として登壇申詔書を捧讀す。以て、岡理事は音吐朗々開會の辭を述べ、最近の産業組合發達の状況を詳細に説かれ、産業組合中央會の事業を述べられ、更に進んで飽く迄も産業組合本質の發揮、共存同榮の實現に努むべき事を強調し、其の方策として、組合事業の産業化、組合事業の民衆化、組合資産の確保等に付て適切なる説話をされたのであつて、六千餘の參會者は靜肅に謹聽したのである。開會の辭に次いで、農林大藏兩大臣の懇篤なる告辭あり、來賓祝辭として總理大臣、内務、逓信、司法文部、商工各大臣、中央金庫理事長、静岡縣知事、其他静岡縣下各團體等の祝辭があつた。

左子主事より、前年札幌市に於て開催せられたる第二十二回産業組合大會の協議事項の経過報告を爲し満場異議なく報告を承認した。愈々協議に入り、中央會提出問題一、出席者提出問題五十二が提案されたが、岡議長は大會の前例に依り

提案の説明は委員會に於て行ふこととして全問題を直ちに委員附託せんことを満場に諮り、議長提案通り可決し、委員の氏名員數は議長一任とし議長より指名報告す。斯くて議長は午後一時迄休憩すべきことを宣す。

午後一時再會、直ちに優良組合表彰式、功勞者表彰式を行つたが、普通表彰組合は兵庫縣大路村組合外六組合、特別表彰組合は岡山縣茶屋町組合、鹿兒島縣末吉組合の二組合であつて、功勞章贈進者は紅綬功勞章十二名、綠綬功勞章二十二名であつた。之等の表彰を爲し、會頭式辭あり、以て農林、大藏内務各大臣の祝辭其他各來賓の祝辭、之に對する普通表彰組合、特別表彰組合、功勞章受領者の答辭があつた。答辭終つて東農林次官は「生活の經濟化と農業金融」なる演題の下に、産業組合關係者にとりて頂門の一針とも稱すべき適切なる講演あり、次で二表彰組合の組合實驗談あり、事業經營上極めて有益なるものがあつた。更に午後二時四十分より經濟學博士土方成美氏の「人口と農村」と題する講演あり、該博なる説話に出席者一同鳴を鎮めて聴き入るのであつた。之を以つて大會第一日を終り、直ちに先刻指名せられたる四部の委員は師範學校内に設けられたる委員室に入り、各分擔問題に付き慎重なる協議を遂げ午後五時審議を了した。

大會第二日たる十月二日も亦好天氣にして參會者堂に充つる盛況の裡に午前九時より開會し、前日に引續き、二表彰組

合の實驗あり、協議問題に入り各委員長より報告を爲す。委員の報告は満場異議なく拍手の裡に之を可決し愛でたく協議を終了したのである。次で農學博士佐藤寛次氏は「産業組合運動の新趣向に就て」なる演題の下に有益なる講演をせられ聴衆を益するところ少くなかつた。

佐藤博士の講演を終つて、岡理事は會頭に代つて閉會の辭として參會者諸君の熱心なる協議、來賓各位の告辭、祝辭、又本大會に關する静岡縣官民の多大なる盡力に對し謝意を表し、尙ほ時勢に關する所感を懇切に述べられた。岡理事の發聲により一同 天皇皇后兩陛下の萬歳を三唱し、六千餘の出席者は非常なる感銘を以て散會した。

大會第三日は組合視察であつて、第一班より第四班に分ち縣下の有力なる組合や産業状況の視察を爲したのである。以上を以て第二十三回全國産業組合大會は茲に芽出度終了したのである。尙ほ、大會と共に産業組合資料展覽會及即賣會を舊城内に開催したのであるが、資料展覽會には産業組合に關する種々なる參考資料を蒐集し、組合關係にとり極めて有力なる參考を供し、又中央會より出品した諸外國のボスタ一七十餘枚は華やかに興深く來觀者の眼を樂しましめた。即賣會も出品極めて多數であつて相當の賣上げを見た様であつた。

協議問題及決議

甲 中央會提出協議問題

- 一、我が國産業組合ノ情勢ニ鑑ミ其ノ資産ノ確實ナ期スルノ方法
 【決議】 今次ノ財界恐慌ニ際シテ産業組合ノ被リタル影響ハ幸ニシテ甚大ナラサリシト雖モ經濟界ノ前途ハ必スシモ樂觀ナ許ササルモノアリ産業組合ハ此ノ間ニ處シテ宜シク其ノ基礎ヲ鞏固ニシテ其ノ事業ノ進展ヲ期セサル可カラズ若シ夫レ組合資産ニシテ缺陷ヲ生スルコトアラバ事業ノ進展ハ之ガ爲メニ阻止セラレ其ノ效果舉ラス遂ニ産業組合存立ノ意義ヲ失墜スルニ至ルヘキヲ以テ吾人ハ左記事項ヲ實行シ以テ組合資産ノ確實ナ期シ組合將來ノ發展ニ資セントス
 - 一、理事ハ組合精神ヲ體得シテ組合ノ經營ニ任シテ財務ノ整正ナ期スルコト
 - 二、監事ハ其ノ職責ニ鑑ミ組合ノ監査ヲ嚴正ニ行ヒ必要ノ場合ニ於テハ産業組合中央會ノ監査ヲ依頼スルコト
 - 三、組合財産ノ清算力ニ顧ミ其ノ内容ノ充實ニ努メ不確實ナル債權其ノ他ニ付テハ適當ニ之ヲ整理シ又資産ニ對スル相當ノ減價償却ヲ行フコト
 - 四、資産相互間ノ調和ヲ適長ナラシムルコト
 - 五、組合資産ノ管理ヲ適當ニシ餘裕金ノ運用ニ付テハ系統的機關ヲ利用スルコト
 - 六、會計組織ヲ完備シ帳簿、證憑書類ノ整理、保存其ノ他一般

計理ニ付キ常ニ周到ナル注意ヲ怠ラサルコト

乙 出席者提出協議問題

- 一、全國産業組合會長會設立ノ件
 設立ニツイテハ適當ノ規定ヲ作成スルコト併セテ評議員若干名幹事若干名ヲ指名スルコトヲ産業組合中央會ヘ一任スルコト
 (決議) 可決
- 二、産業組合ニ於テ生命保険火災保險農業保險ヲ經營スルノ件
 (決議) 二、三、四一括シテ中央會ニ於テ速ニ研究調査ノ上報告スルコト
- 三、全國的ニ相互組織ニ依リ産業組合ニ於テ生命保険並ニ火災保險ノ經營ヲ爲シ得ル様大會ノ決議トシテ其筋ヘ建議ノ件
- 四、生命保険火災保險ヲ經營スルコト特ニ農業保險ノ經營ハ急務ナリトス
- 五、休業銀行整理ニ當リ産業組合預金ニ對シテハ特別取扱ヲ爲ス様關係當路ニ陳情ノ件
 (決議) 五、六、七一括シテ左ノ通り可決ス
 休業銀行ニ對スル産業組合聯合會ノ預金ニ對シテハ全額拂戻ノ取扱アル様關係當局ニ要望スルコト
- 六、休業銀行整理ニ際シ産業組合及同聯合會ノ預金ハ特ニ其ノ全額ノ拂戻ヲ受ケ得ル様取計方其ノ筋ニ要望ノ件
- 七、本年ノ休業銀行ニ對スル全國産業組合ノ有スル債權即チ預金ハ他ノ一般ノ預金トハ全然區分シテ先取權ヲ與ヘラレム事ヲ其ノ筋ニ申請スルノ件

八、産業組合ノ支會又ハ部會ニ於テ産業組合指導員ヲ設置シタルトキハ國費ヲ以テ其俸給及旅費ノ半額以上ヲ補助セラル、様主務省ヘ建議スルノ件

九、産業組合中央會ノ地方支會ニ對シ國庫ヨリ補助金ヲ交付セラレムコトヲ要望ノ件

- 一〇、府縣支會專任職員給ニ對シ産業組合中央會ヲ通シ國費ノ補助ヲ交付セラル、様要望スルノ件
- 一一、産業組合中央會地方支會ニ法人格ヲ與フル様法律ヲ改正シ之カ事業費ニ對シ國庫補助金交付方ヲ中央會トシテ主務省ヘ建議セラレムコトヲ要望スルノ件
 (決議) 前段ハ中央會ニ調査ヲ一任
- 一二、國費ヲ以テ地方廳ニ産業組合監督官ヲ設置シ督勵事業ノ徹底方實現セラレムコトヲ其ノ筋ヘ建議ノ件
 (決議) 一二、一三、一四一括可決
- 一三、國費ヲ以テ速ニ地方廳ニ産業組合監督官ヲ設置セラレタキノ件
- 一四、國費ヲ以テ産業組合監督官ヲ各地方廳ニ設置シ産業組合ノ監督ヲ嚴ニ健全ナル組合ノ發達ヲ期セラル、様主務省ヘ建議ノ件
- 一五、過般財界ノ恐慌ニ鑑ミ市街地信用組合ノ軌ルヘキ方策
 (決議) 一五、一六一括左ノ通り決議ス
- 一、産業組合主義ノ徹底
 産業組合主義ノ徹底ヲ期スル爲メ講演印刷物配布等適當ナル方法ニ依リ絶ヘス組合員ノ訓育ニ努ムルコト

- 二、組合役員ノ自覺
組合ノ役員ハ其ノ責任ノ重大ナルヲ自覺シ經營方針ヲ確立シ産業組合主義ニ則リ堅實ナル業務ノ進展ニ努ムルコト
- 三、自己監査ノ勵行
關係當局ノ督勵ニ依ルノ外一層自己監査ヲ勵行シ事業ノ公正事務ノ整理資産ノ堅實ヲ期シ内外ニ對スル信用ノ向上ニ努ムルコト
- 四、自己資金ノ充實
自己資金ノ充實ニ努メ其ノ實力ヲ増大シ庶民金融機關トシテノ機能發揮ニ努ムルコト
- 五、積立金其ノ他管理運用
積立金貯金拂戻準備金及餘裕金ノ管理運用ニ付テハ一層系統機關ノ利用ニ努メ若シ銀行ヲ利用スル場合ハ十分其ノ信用ヲ調査シ確實ナルモノヲ選ビ分散的ニ預入スルコト
- 六、財界事情ノ研究
産業組合系統金融機關ノ體系ハ略備ハリタリト雖財界ノ變動ハ一般金融機關ト密接ナル關係アルヲ以テ組合當事者ハ常ニ財界事情ノ研究ニ努メ時機ノ處置ヲ誤ルコトナキヲ期スルコト
- 七、財界變動ノ速報
財界非常時ニ於ケル財界變動ノ重要事件ハ適當ナル方法ニ依リ中央會及中央金庫ニ於テ聯合會並ニ組合ニ速報サレタマコト
- 八、中央金庫ノ活動
非常支拂ヲ要スル場合ニ際シテ産業組合中央金庫ハ其ノ所屬組合及聯合會ニ對シ徹底的ニ援助サレタマコト

- 一六、信用組合取付支拂不能時ニ際スル適當ナル救済方法
- 一七、小住宅地ノ取得ヲ便ナラシムル爲低利資金ノ供給ヲ講セラルル様其ノ筋へ建議ノ件
(決議) 可決
- 一八、産業組合中央金庫ニ長期年賦貸付ヲ爲シ得ル様法律改正方其ノ筋ニ建議ノ件
(決議) 可決
- 一九、産業組合中央金庫ノ所屬産業組合及聯合會カ解散シタル場合ニ於テハ中央金庫ノ財産ニ付出资者ノ有スル持分ハ拂戻ヲ爲シ得ル様定款改正方同金庫ニ建議ノ件
(決議) 否決
- 二〇、農業倉庫ノ建築改良買入修繕等ニ對スル國費補助ヲ明年度以後ニ於テモ繼續實行セラルル様主務省へ建議ノ件
(決議) 可決
- 二一、農業倉庫業者ニハ穀物検査手数料ヲ課スルコトヲ得ストノ規定ヲ農業倉庫業法第十四條ノ二ニ追加セラルル様主務省へ建議ノ件
(撤回)
- 二二、農業倉庫附屬乾燥裝置ニ對シテモ倉庫國庫補助金ト同額ノ補助金ヲ交付セラレムコトヲ其ノ筋ニ建議ノ件
(決議) 可決
- 二三、停車場構内ニ其ノ地方ノ事業組合カ農業倉庫聯合荷扱所建設ヲ希望スル場合ハ可成速ニ之ヲ許可セラルル様其筋へ要望ノ件
(決議) 保留

- 二四、産業組合自己扱品到着ノ場合鐵道用甲片ヲ要セスシテ荷物ヲ引渡セラル、機鐵道省ニ要望スルノ件
(決議) 中央會へ調査依頼
- 二五、鐵道ニ於ケル一驛一運送店主義ハ獨占トナリ荷主不利益尠カラシメ之ヲ改廢セラル、様其ノ筋へ要望スルノ件
(決議) 保留
- 二六、産業組合法第一條第四項ノ規定ニヨリ主務大臣ノ指定スル市街地増加要望ノ件
(決議) 保留
- 二七、中央卸賣市場卸賣人指定ノ場合ニ於テ産業組合及同聯合會ニ優先權ヲ附與セラル、様當局ニ要望スルノ件
(決議) 「産業組合」ヲ「販賣組合」ト修正可決
- 二八、現時ノ産業組合ハ概シテ中産以上ニノミ多ク利用セラル、弊アリ之ヲ矯正シ眞ニ庶民階級ノ經濟機關タラシムル適當ナル方法
(決議) 適當ナル方法ヲ考究スル必要アリト認ム其ノ方法ニ付テハ中央會ニ於テ審議セラレンコトヲ望ム
- 二九、現行産業組合法中左記事項改正方其ノ筋ニ要望ノ件
1 經濟用品ヲ取扱フ購買組合ヲ分離シ消費組合ト改稱スルコト
- 2 經濟用品ヲ取扱フ購買組合ニ限リ定款ノ規定ヲ以テ一年以内ニ於テ適當事業年度ヲ定メ得ル様改正スルコト
- 三〇、組合員精神の方面ノ訓育方法並ニ之カ普及徹底ノ状態ヲ表示スヘキ方法
(撤回)

- (撤回)
- 三一、産業組合神社ヲ祭祀ノ件
(撤回)
- 三二、産業組合調査機關設置ノ件
(決議) 否決
- 三三、尋常小學卒業程度ノモノニ適當ナル産業組合讀本ヲ發行シ、高等小學校、實業補習學校、青年訓練所ニ於テ修學セシメ産業組合ノ普及發達ニ資セラル、様其筋へ建議ノ件
(決議) 特ニ建議スルノ必要ナキモ中央會ニ於テ此趣旨ノ徹底ニ努メラレムコトヲ望ム
- 三四、産業組合法第一條第八項ノ規定ニ依リ利用組合ノ設備指定ニ關スル件(船車)ヲ加フルノ件
(決議) 否決
- 三五、大正十五年勅令第三百三十一號利用組合ノ設備指定ニ關シテ追加セラル、様其筋へ建議ノ件
(決議) 否決
- 三六、産業組合法第一條第八項ノ規定ニ依リ利用組合ノ設備中ニ「醫療設備」關市場」ノ二項ヲ加フル様勅令ノ改正ヲ其筋ニ要望スルノ件
(決議) 「關市場」ノ二項ヲ削除ノ上可決
- 三七、産業組合法第一條第八項ノ勅令ニ病院設備ヲ加フルノ件
(決議) 可決
- 三八、産業組合法第一條第八項ノ勅令指定設備中ニ入畜ノ醫療衛生設備ヲ加ヘラル、様其筋へ建議スルノ件

(決議) 可決
三九、信用組合カ市町村金庫事務ヲ取扱ヒ得ル機關係法規ノ改正ナ
其筋ヘ再ヒ要望スルノ件

(決議) 可決
四〇、信用組合聯合會ハ其區域ヲ以テ設立ノ公共團體又ハ營利ナ目
的トセサル法人若クハ團體ノ貯金ヲ取扱出來得ル産業組合法改正
ナ其筋ヘ建議ノ件

(決議) 可決
四一、名稱又ハ住所ノ變更ヲ爲シタル産業組合カ其ノ變更前ニ於ケ
ル抵當權設定又ハ所有權取得ノ抹消又ハ異動登記申請ニ際シ新ニ
名義人表示變更登記ヲ爲サスシテ産業組合原簿登記變更ニ依ル登
記簿抄本ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得ル様其筋ヘ要望ノ件

(決議) 「原簿登記變更ニ依ル」ヲ削除シ可決
四二、産業組合ニ煙草小賣ヲ認可スル様其筋ヘ建議スルノ件

(決議) 四二、四三、四四一括可決

四三、産業組合ニ煙草小賣許可要望ノ件

四四、煙草ノ賣捌又ハ同小賣業ヲ産業組合聯合會又ハ組合ニ許可セ
ラル、様其ノ筋ヘ建議ノ件

四五、産業組合ノ取扱物品ニ對シ運賃輕減方ヲ鐵道省ニ請願ノ件

(撤回)

四六、産業組合又ハ同聯合會ノ發スル貯金證書及各種通帳ニ對シ凡
テ印紙稅ヲ免除セラル、様其筋ヘ請願ノ件

(決議) 四六、四七、四八、四九一括保留

四七、産業組合及同聯合會ノ發スル貯金證書購買品通帳ニ對シテモ

印紙稅免除セラレムコトヲ其筋ヘ請願ノ件

四八、産業組合ヨリ發行スル證書類及組合員カ組合ニ差入ル、證書
類ニ對シテハ印紙稅法ヲ適用セサル様其筋ヘ建議スルノ件

四九、印紙稅法第四條第一項第二號消費貸借ニ關スル證書記載金高
百圓以下ノ次ニ左ノ一號ヲ追加セラレタキ事ヲ其筋ヘ請願ノ件
一、參百圓以下 五錢

五〇、産業組合ニ於テ組合員ニ對シ購買又ハ利用セシムル目的ヲ以
テ住宅若クハ其ノ用地ヲ取得スル場合モ亦登錄稅ヲ免除セラル、
様其ノ筋ヘ建議ノ件

(撤回)

五一、産業組合及聯合會ノ用ニ供スル土地ニ對シテハ地租ヲ免除セ
ラレムコトヲ其ノ筋ヘ請願ノ件

(決議) 否決

五二、産業組合ニハ振替貯金ノ基金拂込ヲ免除セラル、様其ノ筋ヘ
要望ノ件

(決議) 中央會一任

第二十八回支會役員協議會

第二十八回支會役員協議會は九月二十九日より二日間、靜岡市靜岡縣教育會館に於て開催、桑田中央會理事議長席に就き開會の辭を述べ次いで協議問題に移り、提出問題を第一、第二の委員會に附託し休憩午後再會事務打合を行ひ、終つて

陥ルノ弊ヲ防止スルコト

(ロ) 組合事業ノ民衆化ヲ圖リ特ニ小産者ニ向テ組合ノ效果ヲ均霑セシムルコト

(ハ) 組合經理上ニ關スル指導ニ重キヲ措キ資産ノ確實ヲ期スルガ爲最善ノ注意ヲ與フルコト

(ニ) 前項ノ事業ヲ實行スル爲ニハ左ノ方法ヲ採ルコト

(イ) 組合役員協議會、講習會等ニ依リ指導ノ徹底ヲ期スルコト

(ロ) 實地指導ノ周到ヲ期スルコト

(ハ) 債權ノ回数整理及其ノ確保ニ關スル方法及組合資金ニ關スル各事項ニ付テノ計算表ヲ一定ノ期間内ニ作成提出セシメ之ヲ査閲指導シテ其ノ實行ヲ期セシムルコト

(ニ) 監事ヲシテ一層監査ヲ勵行セシムルコト尙其ノ職務ヲ遂行スルニ必要ナル知識ヲ與フル爲メ監事講習會ヲ開催スルコト

(イ) 組合員及家族ニ對シ組合ノ本質ノ目的事業經營ノ方法ヲ知悉理解セシムル爲メ講演會ヲ開キ又ハ簡明平易ナル印刷物ホスタ等ヲ配布スルコト

(四) 指導監督ノ方針及方法ニ付テハ常ニ協議研究ヲ爲シ指導事項ノ徹底ヲ期スルコト

(五) 御大典記念事業トシテ産業組合ノ施設スベキ事項

(決議) 各支會ニ於テ地方適切ナル記念事業ヲ選定シテ來ル十一月十五日迄ニ中央會ニ報告シ中央會ハ之ヲ參考トシテ全國共通

的ノ事項ヲ選定發表スルコト

委員會を開き第一日を終る。第二日は委員會の報告あり、討議の後可決、農林省平岡事務官より、養蠶應急資出に關する説明あつて協議會を終る。會する者支會役員六十五名、農林省周東平岡兩事務官、安田屬、靜岡縣知事、中央會桑田理事、佐藤參事、千石、左子、濱田、有元の各主事である。協議問題及決議は左の如くである。

甲 中央會提出協議事項

一、組合指導ヲシテ一層普及徹底セシムルノ方法

(決議) 組合指導ノ方法ニ關シテハ從來開催シタル本協議會ニ於テ數次考究シ其ノ決議シタル事項ハ既ニ實行シ居ルモノ多シト

雖未ダ其ノ普及徹底ヲ期スルヲ得ザルハ甚ダ遺憾トスルトコロナリ因テ左ノ方法ニ依リ之カ萬全ヲ期スルコト

(1) 指導上ノ適任者ヲ得ルガ爲メ左記事項ニ依ルコト

(イ) 組合指導上ニ必要ナル經費ノ充實ヲ圖リテ指導者ノ數ヲ増加シ其ノ待遇ヲ改善シ安シテ其ノ職ニ從事セシムルコト

(ロ) 支會ニ於テ設置スル指導員ニ對シ國費ヨリ其ノ俸給及旅費ノ半額以上ノ補助ヲ受クルコト

(2) 組合指導ノ方針ハ大正十四年産業組合中央會ニ於テ發表シタル産業組合ノ振興刷新要綱ニ準據シ各事項ノ實行ヲ期スベキモノナリト雖現下ノ狀態ニ鑑ミ特ニ左記事項ニ付指導ニ努ムルコト

(イ) 事業經營上ニ於テ産業組合主義ノ徹底ヲ期シ營利主義ニ

乙 支會提出問題

一、 藪産地ニ於ケル農業倉庫ノ普及發達ヲ期スル爲メ實行ヲ要スベキ事項如何

(決議) 現在ノ乾藪保管獎勵策ハ藪價安定上徹底ヲ缺クナリテ政府ニ於テハ同獎勵策ヲ改メ藪價ノ安定策ヲ樹テラレン事ヲ要望ス

二、 今次ノ如キ藪價暴落ニ際シ藪産地ニ於ケル農業倉庫並産業組合經營上注意スベキ事項如何

(決議) 一ニ同シ
三、 産業組合中央會並各支會有給職員退職給與規程ヲ制定シ速ニ實施セラレムコトヲ要望ス

(決議) 可決

道府縣區域信用組合聯合會協議會

九月三十日、靜岡縣教育會館に開會、桑田本會理事は議長席につき開會の辭を述べ、千石主事は本協議會招集の説明をなし、次いで農林省平岡事務官より藪價維持資金供給に關する説明あり、農林省高橋産業組合課長並に岡本中央金庫理事長より、右資金取扱に關する説明あり、終つて協議に移り出席者より種々質問希望等あり、緊急動議提出され、協議の上議決、議長閉會の辭を述べて散會

午前十時半開會

議長(桑田理事)開會の辭

千石主事 協議會開催の主旨を説明、別に問題を出さず、懇談的の會合としたし、但し地方的問題は出来るだけ避けて全國共通の問題について協議されたし。

平岡事務官 養蠶應急資金に關する説明あり。

高橋産業組合課長 六千九百萬圓の地方高利債借換資金に關する説明あり、この資金は各種地方團體に配分する都合で産業組合方面は十月一日までに地方廳から希望額を纏めて申請することに於て七分五厘以上の債務を償還する資金として供給するもので、大藏省預金部は、これを五分五厘で貸出してゐるから團體に對しては六分で供給出来る。期限は舊債残有期限を限りとする。要するに本資金供給の目的は農村に於ける金利高を救済し、更に資金の中央集中的傾向を緩和して、地方資金の潤澤を圖るにある。

岡本中央金庫理事長 高利債借換資金六千九百萬圓のうち、どれだけが組合關係に振り向けられるかは、今のところ不明である。養蠶應急資金は二千五百萬圓が金庫を通じて供給される。但し、この資金は出来るだけ聯合會を通ずる可とする。金庫は四厘の利率を得て、このうちから一部を實費として聯合會に分配する。要するにこの資金の取扱は聯合會が中心となつてやつて貰ひ度い。馬場主事(山形) 養蠶應急資金は、毎年大藏省預金部から供給される地方資金の取扱に準ぜらるゝものとすれば、勸銀と地方廳とが協議して金額を決定する如く、金庫と地方廳と協議するのであるが、この場合聯合會は中央金庫を代表するものか又は單に介入するものなるか。

三輪理事(中央金庫) 説明

岡田主事(長野) 中央金庫に希望するところは、右の資金は地方によりて利率を違へないやうに願ひ度い。現に露に取扱はれたる需救済資金の如きは、その配給の場合、地方により利率が二種になつてゐるが、斯くては甚だ結果が宜しくないと思ふ。

眞下主事(京都) 右の資金は聯合會を通ずると否とによつて中央金庫は配給並に利率につき手加減を加へらるゝか。

三輪理事(中央金庫) 聯合會の信用状態その他地方の事情によつて違ふ、これは各箇の問題として相談したい。

岡田主事(長野) 先に岡本理事長の説明に、聯合會の手数料は實費云々とあつたが、その標準如何、その爲め却つて利率が、二三になりはせぬか。

三輪理事(中央金庫) 説明

奥谷主事(埼玉) 右の資金は期間中に借換は出来ぬか。

三輪理事(中央金庫) 説明

奥谷主事(埼玉) また償還のある度に中央金庫は政府に償還するものなるか。

三輪理事(中央金庫) 何れ預金部と打合せの上決定する。

議長(桑田理事) この問題の質問は打切りとします。

千石主事 緊急動議として問題の提出があります。

愛媛縣外十二信用組合聯合會から提出された決議案を議題に供します。提案者から説明を願ひます。

村山聯合會長(愛媛) 議案説明

政府ノ産業組合ニ對スル資金供給ニ關スル希望ノ件

一、 政府ニ於テ農業者ニ對シ特殊ノ資金ヲ供給セラル、場合ニハ産業組合ニ對シテハ可出來又(相當ノ産業組合が當該地方ニ存在スル場合) 加入組合ヲ通ジテ貸出ヲ爲サシムル様被致度コト

二、 政府ニ於テ産業組合中央金庫ヲ通ジテ地方資金其他特殊ノ資金ヲ供給セラル、場合ニハ日本勸業銀行對府縣農工銀行ノ關係ト同様ニ府縣信用組合聯合會ヲシテ代理貸付ノ途ヲ開カル、様被致度コト

三、 政府ニ於テ産業組合ニ對シ特殊ノ資金ヲ供給セラル、場合ニハ産業組合ノ特色タル相互金融機關ノ性質ニ鑑ミ供給方法及條件等ヲ決定セラル、様被致度コト

提出者 東京府信用組合聯合會、福岡縣同、靜岡縣同、千葉縣同、愛知縣同、群馬縣同、長野縣同、岐阜縣同、埼玉縣同、愛知縣同、鳥取縣同、山口縣同、新潟縣同

平野聯合會事務(大分) 右の決議文中第一の「政府ニ於テ農業者ニ對シ特殊ノ資金云々」とあるを、農業者」を削除しては如何

議長(桑田理事) 右修正案の可否を諮り修正可決、本案可決の上は目的貫徹の爲め陳情委員を選擧されたし、陳情委員の數及選舉方法は議長一任となり提案者會議の上三名を決定するとした。

議長(桑田理事) 閉會を宣す。

時に午後零時十五分、これより一同は中央金庫の招待により求友亭にて午餐を共にした。

出席者 一府二十四縣 三十一名

靜岡縣知事、岡本中央金庫理事長、三輪理事、高橋産業組合課長

安田農林局長、平岡農林事務官、中央會（桑田理事、月田理事、佐藤理事、千石主事）其他府縣及支會役員

第四回全國生糸販賣組合大會

第四回全國生糸販賣組合大會は長野支會主催の下に、長野縣上諏訪町上諏訪小學校に於て十月廿九、卅日開催された。會する者八百餘名頗る盛會であつた。中央會より千石主事、辻主事補出席し、來賓として農林省より高橋産業組合課長、周東事務官、田口技師、中央金庫より菅野副理事長、大日本生糸聯合會より佐藤事務、須田技師、蠶糸同業組合中央會より山崎參事臨席した。主催者側よりは深井支會副會長、岡農商課長、岡田農林主事其他各縣及支會職員多數出席した。

第一日午前九時開會し、深井支會副會長議長となる。詔書捧讀の後、支會長開會の辭、農林大臣告辭及中央會頭の告辭があつた。更に長野縣知事、中央金庫理事長、縣農會長の祝辭の後、前回大會協議事項經過報告に入り、奥谷埼玉支會理事の報告があつた。次は協議であつて、問題十四を附議し第十と第十三の外は委員附託となつた。

正午休憩、午後一時再會し、全國組合製糸協會總會を開き、二木理事議長となり、千石事務理事より事業報告書、決算を報告した。次いで講演に入り、「生糸貿易と製糸組合」と題して横濱高商教授徳増榮太郎氏講演し、「繭の冷蔵に就て」

と題して普及社長小岩井宗作氏の實驗談があつた。午後四時散會。委員會は散會後開いた。

第二日午前九時開會、直ちに協議をなし委員長の報告あり、報告通り決定し、次いで大日本生糸聯合會に關して佐藤事務理事より説明の後、「組合製糸に關する諸考察」と題して高橋産業組合課長より講演があつて、支會長の開會の辭の後正午閉會した。來會者全部は關樓の宴會で歡談した。

第四回全國生糸販賣組合大會提出問題及決議

一、大日本生糸販賣組合聯合會設立ノ目的ヲ達成スルカ爲メ實行ヲ要スヘキ事項

(說明)

大日本生糸販賣組合聯合會ノ設立ハ我國産業組合製糸ノ爲新時代ヲ劃シタルモノニシテ今後同聯合會ノ事業經營方法ノ完全ヲ期シ所屬會員ト聯合會トノ聯絡統制ヲ完全ナラシメテ聯合會設立ノ目的ヲ達成セシムルコトハ産業組合製糸ノ將來ノ爲極メテ緊要ナルコトナリトス。依テ之ガ爲メ實行ヲ要スヘキ諸般ノ事項ニ付攻究セントス

右全國組合製糸協會提出

第一委員會報告

(一) 大日本生糸販賣組合聯合會ハ速カニ其設備ヲ充實シ一層其機能ヲ發揮スルニ努ムルコト

(二) 大日本生糸販賣組合聯合會ハ販賣生糸ノ品質、包裝等ノ統一改善ニ付速ニ適當ノ方法ヲ講スルコト

右二題産業組合中央會群馬支會提出

(決議) 右二題ノ第十二問ノ決議參照

四、糸價維持策ニ對シ生糸販賣組合ノ採ルヘキ方策如何
右信販購利組合下仁田社中島組提出

(決議) 保留

五、糸價ノ變動ヲ防止シ蠶糸業將來ノ長計ヲ樹立スル爲メ生糸賣買ハ國營專賣トナスコトヲ要望スルノ件
右三重縣度會蠶糸販賣組合五十鈴社提出

(決議)

本問題ハ重大ナル事項ニ付更ニ慎重ナル研究ヲ遂ケル爲メ保留スルコト

六、生糸販賣組合ノ指導並ニ新設獎勵ノ爲農林省ニ專任職員ヲ設置セラル、建議ノ件
右埼玉縣生糸販賣組合聯合會埼玉社提出

七、生糸販賣組合ノ改善發達ヲ期スル爲メ關係府縣專任指導官設置要望ノ件
右産業組合埼玉縣大里郡部會提出

(決議)

第六、第七問題ハ委員ニ一任シテ之ガ促進方ヲ主務省ニ陳情スルコト
八、政府供給ノ産業組合ニ對スル低利資金ハ之ヲ中央金庫ヲ經テ貸付セラル、様制度ノ改正ヲ要望ノ件
右産業組合中央會埼玉支會提出

本問題ハ前同ニ於テ既ニ可決セラレタル事項ニ付産業組合中央會

(三) 大日本生糸販賣聯合會ノ所屬聯合會及組合ハ其ノ生産スル輸向生糸ハ全部聯合會へ出荷スルコト

(四) 未加入ノ産業組合製糸ハ專ツテ大日本生糸販賣組合聯合會ニ加入スル様産製組合中央會及其支會等ニ於テ適當ノ方法ヲ探ルコト

(五) 政府ハ組合製糸ノ普及發達ニ對シテ積極的ニ助長獎勵ノ政策ヲ取ルコト

(六) 組合製糸ノ普及、發達、設立ニ付テハ産業組合中央會各府縣支會ニ於テ一層指導獎勵ニ努ムルコト

(七) 政府ハ大日本生糸販賣組合聯合會ノ要スル資金ニ對シ低利資金ヲ供給スルコト

(八) 産業組合中央金庫ハ速ニ出張所ヲ横濱市ニ設置シ大日本生糸販賣組合聯合會ニ關スル金融送金等ノ便ヲ計ルコト

(九) 産業組合中央金庫ハ組合製糸ニ對シ一層低利且ツ潤澤ナル資金ノ融通ヲナスコト

(十) 政府ハ組合製糸工場ノ設置ニ要スル經費ニ對シ補助金ヲ交付シ及低利資金ヲ供給スルコト

(十一) 蠶糸業ニ關スル中央機關ニ組合製糸ノ代表者ヲ加フル様法律ヲ改正スルコト

二、産業組合事業トシテ製糸設備ヲナス場合新ニ製糸場ヲ設ケ又ハ改築買入レヲナシタル費用ニ對シ國庫ヨリ助成金交付方ヲ其ノ筋へ建議ノ件

三、産業組合製糸カ繭倉庫及乾繭裝置ヲ設備シタル場合國庫ヨリ助成金交付方實現協議ノ件

ヨリ更ニ促進方ヲ主務省ニ陳情スルコト
 九、政府供給ノ産業組合ニ對スル低利資金ハ數組合ノ共同又ハ連
 帶貸付ヲ認メラル、様其ノ筋ニ要望ノ件
 理由 現行制度(三萬圓以上ハ五分四厘、三萬圓以下ハ農銀ヲ經
 テ(五分九厘)ニ於テハ小資産ノ組合ニ付テ高利ノ資金ヲ貸付セ
 ラル狀況ナルニ因ル

右産業組合中央會埼玉支會提出
 (可決) 本問題ハ産業組合中央會ヨリ主務省へ要望セラレタキ
 コト

一〇、生糸販賣組合大會ハ今後産業組合中央會ノ主催ヲ以テ開催セ
 ラル、様要望ノ件
 右産業組合中央會埼玉支會提出

(即決可決)
 一一、組合製糸ノ乾繭裝置倉庫並ニ工場ノ設備ニ對シ國費ヲ以テ助
 成金ヲ交付セラレンコトヲ重ネテ其ノ筋ニ請願ノ件
 右産業組合中央會愛知支會提出

(決議) 第十二問題ノ決議参照
 一二、蠶糸制定ニ關シ其ノ筋ニ要望ノ件
 (説明)

近ク制定セラルヘキ蠶糸法中ニ蠶糸業ニ關スル中央機關ニ付
 組合製糸ハ獨立シテ系統的ニ參加スル様其ノ制定方ヲ要望セ
 ントス
 右長野縣製糸組合協會提出

第二、第三、第十一、第十二問題ハ最モ緊要ト認ムル事項ニ付

キ左記六名ノ委員ヲ擧ケ産業組合中央會、大日本生糸販賣組合
 聯合會ト協力シ之カ實現方ヲ主務省ニ陳情スルコト
 群馬縣 一名 碓水社
 埼玉縣 一名 埼玉社
 岐阜縣 一名 濃尾社
 長野縣 三名 長野縣製糸組合協會
 一三、全國組合製糸大會ハ明年度以降ハ産業組合中央會ニ於テ開催
 セラレンコトヲ要望ノ件
 長野支會提出

(即決可決)
 千石主事ヨリ中央會ニテ引受ケルコトヲ言明ス但シ他ノ全國
 的會合ニ準シ又開會時期モ中央會ニテ適當ニ裁量スルコト

一四、組合製糸ニ對シ法第二十八條ニ依ル健康保險組合ノ設立ヲ爲
 シ得ル様其ノ筋ニ要望スル件
 右東信組合製糸研究會提出

(決議) 可決、本問題ハ前委員ニ一任シテ主務省ニ要望スルコ
 ト

〔第二 昭和三年前期〕
 第二十九回支會役員協議會

第二十九回支會役員協議會は一月十三日より二日間中央會
 事務所に於て開催せられた。

第一日(十三日)は午前十時半開會、月田理事議長として開

二、持分算定及特別配當ニ關スル實際的ノ定款例ヲ發表セラレタ
 キコト
 佐賀支會

(農林省ニ於テ起意中)
 三、中央會主催ノ産業組合研究協議會ハ毎年一回開催セラレタキ
 コト
 佐賀支會

(隔年開催ノ豫定ナリ)
 四、表彰産業組合ハ成可ク道府縣一組合程度ニ選奨セラレタキ
 鹿兒島支會

(嚴選ノ必要上希望ニ應ジ難シ)
 五、中央會主催實務講習會ハ中央ニ於テノミ開催セス適當ナル地
 方ニ於テ輪番ニ開催セラレタキコト
 鹿兒島支會

(講師ノ都合上不可能ナリ)
 六、支會専任主事又ハ主事補各一名ニ對スル俸給ハ可成全額補助
 ニ増加セラレタキコト
 鹿兒島支會

(當分不可能ナリ)
 七、毎年支會ノ決算並ニ會務狀況報告ハ補助金交付規定第五條ニ
 ヨリ四月末日迄トアルチ五月末日迄ニ改メラレタキコト
 鹿兒島支會

(農林省トノ關係上不可能ナリ)
 議長ノ閉會ノ辭ありて正午散會した。

會の辭を述べ、中央會提出問題の協議に入る。

一、全國産業組合大會規程に關する件
 二、御大典記念事業に關する件

一は中央會にて新に規定たして大會規程の了解を求め、二
 に就ては中央會案を示し、それを決議した。
 次に事務打合せに入り左記事項に付打合せをなした。

一、第二十四回全國産業組合大會ニ關スル件
 二、第三回産業組合記念日ニ關スル件

三、昭和三年度産業組合學校生徒募集ニ關スル件
 四、組合製糸ニ關スル件

五、購買組合協議會ニ關スル件
 六、前回協議會決議事項實行ニ關スル件

七、講習會ニ關スル件
 八、「家ノ光」講讀者増加ニ關スル件

九、年鑑、パンフレット、リーフレットニ關スル件
 一〇、地方委員ニ關スル件
 一一、會費ニ關スル件

第二日(十四日)午前十時半開會、左記支會提出問題を協
 議した。
 一、全國産業組合及同聯合會ノ經營特例ヲ中央會ニ於テ調査セラ
 レタキコト
 佐賀支會

(中央會ニテ考慮スルコト)

來賓は農林省松本産業組合事務官、安田屬、大茂屬、島川屬、中央金庫庶主事にして中央會よりは月田理事、千石、左子、有元、徳永の各主事出席した。支會の出席者は北海道三府三十九縣五十七名である。

御大典記念事業

産業組合中央會は、昭和三年は其の秋曠古の大典の舉行せらるる時であるから、此の年には大いに組合運動全體の進展を期したいと云ふ考へで、三十八、九回兩支會役員協議會に於て此の問題に關し協議し、二十八回役員協議會に於ては左の如き協議があつた。

- 一、中央會ニ於テ施設スベキ事項
 - (1) 御大典記念印刷物ノ配布
- 二、支會ニ於テ施設スベキ事項
 - (1) 産業組合振興新計畫ノ樹立
 - (2) 産業組合史ノ編纂
 - (3) 産業組合役員退職給與金制度ノ設定
- 三、組合ニ於テ施設スベキ事項
 - 甲 一般事項
 - (1) 組合事業計畫ノ樹立
 - (2) 出資ノ増口及増額
 - (3) 組合員ノ加入勧誘
 - (4) 記念積立金ノ設定

- (5) 新事業ノ開始(特ニ定款規定ノ事業ハ可成開始ノコト)
 - (6) 聯合機關利用促進
 - (7) 獨立事務所ノ建設
 - (8) 門標徽章ノ配布
 - (9) 組合經營ノ補助機關(區長、部長、世話係、評議員等)ノ設置
- 乙 各種事業ニ關スル事項
- (1) 記念貯金ノ設定
 - (2) 貯金週間ノ實行
 - (3) 新販路ノ開拓
 - (4) 特賣週間ノ實行
 - (5) 獨立店舗ノ設置
 - (6) 社會事業的利用設備ノ設置

丙 組合員教育ニ關スル事項

- (1) 記念講演會
- (2) 組合員ノ表彰
- (3) 家族慰安會
- (4) 圖書館及巡回文庫ノ設置
- (5) 青年男女産業組合研究會ノ組織
- (6) 小學校模範購買組合ノ獎勵
- (7) 組合員教育基金ノ設定

此れに従ひ種々全國に於て施設された。中央會は昭和三年十月に皇室の産業組合に垂れ給ふた恩寵の數々を調査して産業組合の光榮と題して出版し、十一月には我國の國體及産

業組合の意義を明かにし皇室の尊崇の念を組合に起さしむべき目的を以て、記念出版物「千代萬代」を出版し、二萬部を印刷し、組合關係に配布した。執筆は横山健堂氏であつた。尙ほ會報産業組合の十一月號は産業組合大思想家號として特輯した。

支會に於ては極力組合に記念事業を實行せしむべく努力し、記念貯金の如きは率先して、ポスター、規程證書等を作り大宣傳を行ふたものが多い。又記念大會、記念講演會を開き振興刷新計畫を樹立し、且つ組合主義の高潮を圖つた。又産業組合史編纂の爲に努力するものも、廣島、群馬其他に於て行はれ、退職給與金制度の實施や計畫をなすものは長野三重等がある。

組合に於ては一齊に行はれ、二十八回支會役員協議會の各事務に渡り實行され其の例枚舉に暇がない。

産業組合歌の制定

本會に於ては數年前より産業組合普及宣傳の爲め産業組合歌の作成を計畫し、先年之が懸賞募集を爲したところ、相當の応募を看たるも、産業組合の本質、事業の表示に専念して歌調を爲さず、又然らざれば徒らに美辭に捕はれて組合の本質に遠ざかるもの多く、和唱に適するものを見出し得ざりしを遺憾としたのであるが、昨年西條八十氏に之を囑したる

ところ年末に至り作歌されたので、更に作曲を小松耕輔氏に依頼し、新春早々曲目が出来たのである。之を三月六日の産業組合記念日に間に合はしむる爲め急遽三萬枚印刷に附し、全國に配布し、更に女流聲樂家齋藤静子女史及同合唱團並にピアノスト榊原直氏を招じて日著の最新式吹込によりレコードに吹き入れ、實費を以て頒布發賣したのである。地方によりては歌曲の印刷したものを管下の小學校に洽く配布し三月六日の記念日に一齊に和唱せしめたところもあり、又レコードは當初の一千枚を頒布し盡し、更に追加製作を爲したるが如き状態であつたのである。歌詞は次の如くである。

産業組合歌

深山の奥の柚人も
磯に釣する蟹の子も
聴くや時代の曉の鐘
共存同榮と響くなり

朝風たかく翻へる
わが組合の旗じるし
若いも若きも手とりて
いざもろともに進まなん
時の潮は荒ぶとも
誓ひはかたき相互扶助
愛の鎖に世を巻きて

やがて築かん理想郷
 而して産業組合歌は地方に於て絶對的な歓迎を以て迎へられ、福岡縣が四月縣下産業組合大會を若松市に開催するやいち早く席上にて合唱し、次いで全國産業組合大會に於て合唱され、其他の大會に於ても歌はれたが、長野縣の大會の如き最も熱心に合唱されてゐる。其他組合關係の會合の行はるる處、常に唱はれ、組合精神の鼓舞に貢献する處、絶大なるものがある。

第二十四回全國産業組合大會

第二十四回全國産業組合大會は、春風麗かなる時、四月二十六、二十七日の兩日東京市青山、日本青年館に於て極めて盛大に而も秩序整然として行はれたのであつて我が組合運動の進歩を覗ふ事が出来るのである。内容の進歩は外形を進め、外形の進歩は常に内容の進歩を招来するものでなくてはならない、此處に舉行された今年度の大會は、此の意味に於て正に全組合員諸君の注目の的となるべきものがあるのである。

本大會に於て最も注目されるべきは、審議委員會と云ふ制度の樹立即ち之れである。長らく繼續し來たつた從來の大會の委員會制度は已に多くの缺陷を持つてゐた。於之、全國の組合及び支會より組合員の輿望を擔つた約二百名の審議委員

明かにし、以つて、産業組合主義の理解と實現とに資し得るものである。故に、各府縣支會は、各府縣の組合員の努力と名譽の爲めに、此の報告を各支會報等を通じて縣下組合員に知らしむると共に、將來の中央會に對する報告は、出来るだけ詳細を期する要があるであらうと思ふ。

第三にはそれは臨時的のものであらしむる事も出来る問題ではあるが、其の効果は決して小なるものでは無かつたと思はれるものである。即ち、大會出席者の制限であつた。此の制限は餘儀なき事情から必然的に生じたものであつた決して何等かの結果を目的として行はれたものでは無い。此の制限の結果は出席者は、極めて眞面目なる組合員のみであり、會場の整理も比較的樂であつた事である。そして此の事は、係員の努力をもつと重要な事に向け得る可能性があるのである。殊に此の問題は地方に於て行ふ場合には、會場の建設、印刷物慰勞會等に於て手數と費用とを省き得る事と思ふ。故に此の問題も決して重要で無い譯ではなく大いに考慮すべき餘地あるものであると思惟せらるゝのである。殊に開會時刻が定刻よりホンの數分間おくれたのみで完全に開會するを得たる事は此の制限に依る効果が大きなるものであつた事を推測せられる。

第四には組合歌の合唱である。本大會に於ける合唱は必ずしも成功とは言へないのであろうが地方の大會に於ても已に

を選出して問題の審議を委任したのである。蓋し數千を以つて數ふる大會の出席者を以つて議案の審議をなす事は絶對に不可能である。從來の大會は年一回數千の人を集め、全縣トは勿論のこと全國に向つて大いに組合運動の威力の在る處を示めしたものである。此の意味に於ける全國産業組合大會は専ら宣傳時代たる過去に於ては勿論のこと、現在に於ても同様に其の重要性を持續しつゝあるものたる點に於て變りはないのである。現在に於ては大會と審議委員會とは別個のものではない。本年度を以つて大會の二大要素——示威的なるものと協議的なるもの——は此處に明瞭に其の分野を以つて活動する事が出来る様になつたのである。惟ふに極めて重大なる機關たる大會は此處に新しき出發點に到達したものと云ふべきであらう。

第二には、今年度より産業組合狀況報告と云ふものを始めた事である。之は已に大會に出席せられた諸君は、如何なるもので如何なる効果を有するものであるか、又如何なる興味を有するものであるかを十分に知悉せられた事であらうと信するものである。それは表題の如く、我國及世界の産業組合の狀況を報告して、産業組合が如何なる地位を以て如何なる活動を爲しつゝあるかを、統計的數字を以つて、極めて具體的に説明したものである。

組合歌の合唱をなしつゝあるものもあるし、そして成功を得つゝあるものもある。之れは組合員の氣分を統一し、意氣を旺んならしむる上に極めて重要なものである。故に縣等の大會は勿論の事、各町村の組合等の大會、其他會合に於ても、隨時此の合唱をなす様にせられむ事を希望するものである。

第五には國際間の聯絡である。今回の大會には、狀況報告の「國際關係」中にも見ゆる通り、諸外國の中央機關に對して大會開催の通知とプログラムの報告をなしたる處、十數ヶ國の中央會よりの祝辭と、國際産業組合聯盟、スエーデン及ロシアよりは當日特に祝電が寄せられたのである。

我が國産業組合運動の進展に伴ひ、其の全國的年中行事の隨一として、年々歳々隆昌に趣きつゝある全國大會が本年特に上述の新軌軸とも謂ふべき五事項の施設に依り、更に意義を深うし而も少くとも所期の目的を達し得たと信するのである。次に大會に關する重要事項を記せば次の如くである。

第二十四回全國産業組合大會順序

- 第一日四月二十六日 午前十時開會
- 一、詔書捧讀
- 二、會頭開會ノ辭
- 三、主務大臣告辭
- 四、來賓祝辭
- 五、表彰式
- (イ)表彰狀授與
- (ロ)功勞章贈進
- (ハ)會頭式辭

(二) 總代答辭 散會(午後四時)

休憩(零時三十分) 第二日 四月二十七日
再會(午後一時三十分) 午前九時開會

- 六、産業組合狀勢報告 一、組合實驗談
- 七、前回大會決議事項經過 二、講 演
- 三、大會協議問題決議報告
- 八、大會協議問題報告 四、會頭閉會ノ辭
- 九、講 演 正午閉會
- 十、組合實驗談 第三日 四月二十八日 組合視察

當日の議長として志村會頭の勇姿が見られたのは出席者の意を強ふした事だつた。主催者側では岡、桑田、月田、志立の各理事、富永、渡邊の各監事、有働、佐藤、馬場、竹内、高橋、荷見の各参事、清水、松井、中川、松村の各顧問等來賓としては北野囑託(總理大臣代理)阿部農林次官、高橋産業組合課長、周東外五事務官、松元技師、大藏省は、黒田事務次官、保倉銀行局長、相田検査官、商工省竹内工政課長、逓信省村井電氣局長、司法省清水課長、小堀書記官、文部省井上督學官、東京府平塚知事、菊地内務部長、矢野商工課長、中央金庫岡本理事長其他五名の出席があつた。告辭祝辭は總理大臣、農林大臣大藏大臣、商工大臣、内務大臣、司法大臣、逓信大臣、文部大臣東京府知事、中央金庫理事長等があつた。海外産業組合よりは米國、チエツコスロバキヤ、スイス、ベルギー、ドイツ、ハン

ガリヤ、オーストリア、英國、ロシア、フランス、フィンランド、ポーランド、ノルウエー等よりの中央機關から寄せられた。表彰は特別表彰福岡縣青柳信購販利組合、普通表彰北海道日本製鋼所員購買組合外五組合であつた。功勞章贈進者は馬場氏外二十五名であつた。

講演は第一日「危険なる傾向」と題して志立鐵次郎氏、第二日「産業組合の精神に就て」と題して新渡戸稻造氏であつた。

會頭閉會ノ辭

閣下、諸君、茲に第二十四回全國産業組合大會ヲ開催致シマシテ關係ノ諸官及貴紳ノ御來臨ヲ辱フシ、全國各地及臺灣朝鮮ヨリモ參會セラレタル多數ノ同志諸君カ一堂ニ相會スルコトハ誠ニ御同慶ニ堪ヘサルトコロテアリマス。

諸君、今上陛下御即位ノ御大典ハ本年秋季ニ於テ行ハセラルルノテアリマス。此ノ國家最高至重ノ盛典ニ際シ全國ノ産業組合員ハ滿腔ノ赤誠ヲ披瀝シテ、奉祝ノ意ヲ表セラル、ト同時ニ各組合ニ於テハ例ニ依リ適當ナル記念事業ヲ計畫實行セラレテ此ノ盛典ノ記念ヲ最モ有意義ナラシムルコト、思ヒマスカ、本大會トシテハ此ノ記念スヘキ今年ノ機會ニ於テ、全國ノ産業組合員カ益々共存同榮ノ精神ヲ發揮シ、共同事業ノ發達ニ努メ、以テ國民共同ノ進歩ヲ計リ、國運ノ發展ニ貢獻スルノ決心ヲ固メラレンコトヲ期シタリ存シマス。願レバ我産業組合ハ夙ニ皇室ノ恩眷ヲ蒙リ、産業組合中央會ニ對シテハ明治四十四年七月ニ 明治天皇ヨリ御下賜金ノ御沙汰アリ、

ノ後優良産業組合ニ對シ屢々勅使御差遣ノコトアル等組合員トシテ大ニ皇恩ニ感激シテ施設シナクハナラヌノテアリマス。

今日ノ社會ノ狀勢ヲ觀マスルニ、都市ト農村トナハス動モスレハ已チ利スルコトニノミ專念シテ社會ノ借和協調ヲ顧サル弊カアリマス。之カ爲メ人心ハ荒怠シ、社會ハ其ノ發達ヲ阻害セラル、場合決シテ少ナクナイノテアリマス。此ノ時ニ際シテ相互協同制度ニヨル産業組合ノ組織ヲ完成シ、其ノ機能ヲ發揮シテ民衆ノ福祉ヲ増進シ、以テ社會ノ借和協調ヲ實現セシムルハ極メテ肝要ナコトテアリマス。從テ産業組合ハ近來益々世間ニ其ノ必要ヲ認識セラレ又其實力ヲ増加スルニ至リマシタカ、之ト同時ニ組合ノ現狀ニ對シテ批評論議セラル、場合モ亦甚々多キチ加ヘマシタ。極メテ短日月ノ間ニ過去ニ於テ急速ナル増加チ其ノ數ト事業ノ分量トニ於テ觀タル我國ノ産業組合カ、其ノ内容實質ニ於テ改善整理ヲ要スルコト甚々多キハ蓋シ數ノ免レサルトコロテアリマス。殊ニ組合事業ノ成否ハ之ヲ組織スル組合員ノ精神、思想、智識、能力ノ如何ニ依ルモノ大ナルニ於テ尙更テアリマス。我カ産業組合中央會ハ夙ニ之ヲ認メマシテ、大正十四年組合法發布二十五周年ヲ機トシ産業組合ノ振興刷新運動ヲ起シタルハ此ノ必要ヨリ起シタモノテアリマス。爾來年ヲ閱スルコト三有餘年其ノ成果未タ充分テハアリマセンカ、全國ノ産業組合界ヲ通シテ振興刷新ノ機運カ醸成セラレ、産業組合主義ノ普及徹底ニ一意邁進セントスルノ決意ヲ生セシムルニ至リマシタコトハ疑ナキ事實テアリマシテ我國産業組合ノ將來ノ爲メ誠ニ慶祝ニ堪ヘサルトコロテアリマス。

諸君、現代、弊風中最モ遺憾トスルトコロハ獨立自治ノ精神ニ缺

如スルコトテアリマス。一ノ事業ヲ起サントスルヤ先以テ政府ノ補助ヲ要望シ、或ハ特別ノ保護、特種ノ利益ヲ要求スルモノ少ナクナイノテアリマス。又勝手ニ事業ヲ起シ、又ハ濫リニ事業ヲ擴張シ若クハ放漫ナル經營ヲナシテ困難ニ陥リ、又ハ失敗ニ終リタルモノカ政府ニ向テ其ノ整理ニ關スル援助ヲ要望スル實例ハ吾人カ屢々目撃スル所テアリマシテ、昨年ノ財界ノ動亂ニ際シテ諸君ノ親シク御經驗ニナツタコトテアリマス。此ノ如ク不眞面目ナル經營ヲ爲サントスル者チ一般國民ノ負擔ニ依テ補助又ハ救済スルト云フコトハ甚々不合理ナコトテアリマス。ソレカ我國ニ於テハ幾度カ繰返サレテ國民モ敢テ怪マナイノテアリマス。當初ハ建封ノ餘弊トシテ寛恕セラレテ居リマシタカ、近年ニ至リマシテハ國家社會主義又ハ社會政策ノ隆ニ際レテ巧ニ世人ヲ瞞着シテ停止スル所チ知ラサル狀勢テアリマス。然シナカラ、此ノ如キ狀態ガ繼續スル限リハ事業ノ堅實ナル發達ハ期待スルコトハ出來ス、國民ノ心的向上ハ期セラレマセン、外列國ト譽チ並ヘテ進歩スルコトモ到底不可能テアリマス。産業組合ハ獨立自治ノ精神ト共存同榮ノ觀念ヲ根柢トスル相互協同ノ主義ニヨル經濟組織テアリマス、即チ共同ノ力ニ依テ各自ノ獨立ヲ維持シ生活力ヲ強メ、自分ヲ尊敬スルト共ニ他人ヲ尊敬シ、相携ヘテ共ニ俱ニ産業經濟ノ發達ヲ圖ルノテアリマシテ、猥リニ他ノ補助ヲ受ケ他ノ救済ヲ受ケヘキ手段方便ニ使用スヘキ組織テハアリマセン。蓋シ他ヨリ受ケル精神上及物質上ノ援助又ハ便益モ、組合員ニ獨立自治ノ強キ精神ト共存同榮ノ堅キ信念カアツテこそ初メテ效果ヲ奏スルモノテアリマシテ、初メヨリ他ノ補助ヲ豫期シテ事業ヲ經營セントスルカ如キハ組合トシテ戒愼スヘキコトテアリマス。全國四百萬

ノ組合員ニ此ノ産業組合主義カ普及徹底シ、之ヲ着々個々ノ事實ニ實現シテコソ、ソコニ初メテ組合ノ内容ト實質カ眞ニ改善整理セラレ、振興刷新ノ目的カ達成セラレ、ノテアリマス。

此ノ如ク我國ノ産業組合カ諸君ノ決心ト努力トニヨリテ其ノ機能ヲ完全ニ發揚スルニ至リマシタナラハ、其ノ結果ヨリシテ我カ國民性ハ熾烈ナル刺激ト深甚ナル感化ヲ享受シ、獨立自治ノ精神カ共存同榮ノ觀念ト共ニ全國民間ニ澎湃スルニ至リマシタナラハ、國運興隆ノ鍵ハ諸君ニヨリテ開カル、ノテアリマス、産業組合ニ關係スル者ハ此ノ信念ハ一日モ忘ルヘカラサルモノデアルト信スルノテアリマス。

産業組合法發布以來茲ニ二十八年、今ヤ産業組合ハ正道ヲ履ンテ一意邁進スヘキノ時期ニ際シテチリマス。此ノ時ニ際シテ徒ニ目前ノ少利ヲ追求スルニ急ニシテ邪道ニ停迷スルコトアランカ、昔ニ産業組合ノ發達ヲ毒スルノミナラス團體ノ進展ヲ阻害スルモノト言ハナケレハナリマセン。冀クハ諸君、一層團結ヲ固クシ、聯絡ヲ圖リ、公正ヲ旨トシ、平和ヲ念トシ以テ産業組合ノ機能ヲ發揮スルコトニ専念セラレンコトヲ希望致シマス。

協議問題及決議

甲 中央會提出協議問題

一、産業組合ノ組合員ニ對シ産業組合主義ノ普及徹底ヲ期スル爲メ實行ヲ要スル事項

理由 我國ノ産業組合運動ハ近時著シク發達シタルノ觀アリト雖、

四百萬ノ大衆ヲ包容スル一大協同事業トシテ其實績未ダ貧弱ナルヲ免レザルハ組合員ノ多數ガ産業組合設立ノ意義ヲ理解セズ常ニ産業組合主義ニ背反スルノ行動ヲ執ルコト其一因ナリト謂フベシ固ヨリ組合ノ發達ハ事業經營ノ局ニ當ル理事其ノ人ノ精神人格及技術ニ依ルコト甚大ナルモノアリト雖、組合員ニシテ能ク之ト親和協調スルニアラズンバ組合ノ發達ハ決シテ所期スルコトヲ得ザルベキヲ以テ今後益々組合員ニ對スル産業組合教育ノ普及ヲ圖リ産業組合主義ヲシテ組合員ノ經濟生活ノ基調タルニ至ラシムルコトハ極メテ緊要ノコトナリトス。

現時産業組合教育ニ付テハ産業組合中央會、同支會及郡市部會ニ於テ施設實行スルトコロアリト雖、四百萬ノ組合員ニ對スル産業組合教育ノ普及徹底ハ主トシテ組合ニ於テ施設實行スルニアラズンバ之ヲ完フスルコト能ハザルモノナルヲ以テ今後全國ノ産業組合ハ中央會、同支會、郡市部及關係各官廳ト聯絡シテ組合員ノ教育ニ對シ最善ノ努力ヲナサザルベカラズ依テ左記事項ヲ決議シ其ノ實行ヲ期ス。

一、組合ハ其ノ經營方針ニ産業組合主義ヲ徹底セシメ共存同榮ノ實ヲ擧グルニ努ムルコト

二、組合役員ハ産業組合運動ニ關スル研究ヲ怠ラズ常時産業組合主義ノ高調ニ努ムルコト

三、組合ハ機會アル毎ニ講習會、講演會、協議會等ヲ開催シ又教育宣傳用ノ小冊子其ノ他各種ノ印刷物ヲ配布シ以テ組合員及其ノ家族ヲ教育シ産業組合主義ノ闡明ニ努ムルコト

四、組合ハ支會主催教育者講習會ニ對シ學校教員ノ出席ヲ勸誘シ産

但シ本倉庫チ東京ニ支庫チ大阪ニ置クコトヲ前提トス

香川縣販賣購買利用組合丸龜農業倉庫

〔決議〕可決 中央會ニ調査ヲ一任ス

五、昭和二年度政府ヨリ供給セラレタル養蠶應急資金ノ返済期限チ向フ五ヶ年間延期セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議ノ件

東京府四多摩郡部會

六、養蠶應急資金及米作者應急資金償還期間チ五ヶ年以内ニ延期セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議ノ件

静岡支會

〔決議〕五、六、一括可決

七、産業組合ニ對シ長期低利資金ヲ潤澤ニ供給セラル、様其ノ筋ニ要望ノ件

富山支會

〔決議〕可決

八、小住宅地ノ取得ヲ便ナラシムル爲低利資金ノ供給ヲ講セラルル様其ノ筋ニ建議ノ件

東京府建築組合協會

〔決議〕可決 中央會ニ調査ヲ一任ス

九、政府供給ノ産業組合ニ對スル低利資金利率チ相當低下セラルル様主務省ニ建議ノ件

埼玉支會

〔決議〕可決

一〇、信用組合チシテ市町村金庫事務取扱チ爲サシムル様規程ノ改正チ其ノ筋ニ建議ノ件

業組合主義ニ理解アル教育者ノ増加ヲ圖ルコト

五、組合ハ部落又ハ町村ヲ單位トシ青年男女チシテ産業組合研究會ヲ組織セシメ又ハ青年會、處女會等チシテ産業組合ノ研究ヲナサシメ以テ産業組合主義ヲ理解セル青年男女ノ養成ニ努ムルコト

六、組合ハ組合役員及組合員中ヨリ教育委員ヲ選任シ組合員教育ニ關スル事業計畫ヲ定メ其ノ實行ヲ期スルコト

七、組合員教育ノ爲ニ前年度ノ剩餘金ノ百分ノ五以上ヲ標準トシテ支出スルコト

八、支會及郡會ハ講師ノ派遣、圖書、印刷物ノ配布、組合教育委員會ノ指導等ニヨリ産業組合教育事業ノ完成ヲ期スルコト

九、中央會ハ一層優秀ナル圖書、パンフレット、リーフレット、ボスマキ等産業組合運動ニ關スル教育、宣傳ノ資料ヲ繼續的ニ刊行スルコト

〔決議〕可決

乙、支會及會員提出協議問題

一、産業組合ニ於テ保險事業ヲ營ミ得ル様法律改正方促進要望ノ件

長野支會

二、相互火災保險制度ノ促進方チ中央會ニ要望ノ件

富山支會

三、中央會又ハ聯合會ニ於テ相互災害保險事業ヲ計畫セラレ度件

長崎縣北松浦郡楠木信用購買販賣組合

〔決議〕 一、二、三、一括可決 中央會ニ調査ヲ一任ス

四、全國聯合農業倉庫創立ノ件

青森市青森信用組合

〔決議〕 保留
一、信用組合ハ信用組合聯合會ノ業務代理ヲ爲シ得ル様組合法ノ改正ヲ要望スルノ件

滋賀支會

〔決議〕 保留
一、市街地信用組合ノ拂戻準備金ハ或限度ニ於テ全部ヲ信用組合聯合會ヘ貯金シ得ル様管理方法改正ノ件

山形市信用組合

〔決議〕 修正可決 左ノ如ク修正シ可決
市街地信用組合ノ拂戻金ハ産業組合中央金庫及信用組合聯合會ヘ全部ヲ貯金シ得ル様管理方法改正ノ件

新潟支會

一三、購買組合ガ区域内ノ公共團體、學校其ノ他營利ヲ目的トセザル法人ニ物品ヲ供給シ得ル様法ノ改正ヲ其ノ筋ニ建議スルノ件
〔決議〕 可決
一四、購買組合ニ於テ煙草賣捌ヲ爲シ得ル様其ノ筋ニ請願ノ件
富山縣婦孺産業組合研究會

新潟支會

一五、購買組合聯合會ニ鹽元賣捌指定ノ實現ヲ期スルノ件
〔決議〕 可決
一六、現行産業組合法中左記事項改正方其ノ筋ニ要望ノ件

- 1 經濟用品ヲ取扱フ購買組合ヲ分離シ消費組合ト改稱スルコト
 - 2 經濟用品ヲ取扱フ購買組合ニ限リ定款ノ規定ヲ以テ一年以内ニ於テ適當ニ事業年度ヲ定メ得ル様改正スルコト
 - 3 組合員ニ對スル配當金ハ全組合員ガ出資制限數ニ達スル迄其ノ二分ノ一以上ハ必ズ出資ノ拂込ニ充當スル様強制規程ヲ設クルコト
 - 4 組合財産ニ對スル持分ヲ認メザルコト
 - 5 産業組合ノ設立ノ場合ハ一定ノ制限ヲ附シ現在ノ認可主義ヲ届出主義ニ改ムルコト
- 東京府 購買組合東京共働社 購買組合博文館共働社
購買組合南郊共働社 購買組合共働社
購買組合東京學生消費組合
- 〔決議〕 1、2、中央會ニテ研究ノコト 3、4、定款ヲ以テ規定シ得ルヲ以テ討議セズ 5、否決
- 一七、事務簡捷ト取扱上ノ矛盾ヲ避クル爲メ産業組合法並農業倉庫業法ノ改正方其ノ筋ニ建議ノ件
富山縣西礪波郡産業組合研究會
- 〔決議〕 保留
一八、産業組合及産業組合聯合會ニ債務ヲ有スル組合員ニ對シ拂戻スベキ持分及貯金ノ上ニ債權ト相殺シ得ベキ優先權ヲ的確ニ認ムル様法ノ改正方建議ノ件
大阪支會
- 〔決議〕 中央會ニテ研究スルコト
一九、解散組合ノ清算期間ヲ法律ヲ以テ規定セラル、據其ノ筋ニ要

望ノ件

青森支會

〔決議〕 否決
二〇、現金ト同一ノ性質ヲ有スル小切手ニ對シ其ノ表面ニ二條ノ平行線ヲ畫キタル場合ハ其ノ線内ニ銀行云々ノ文字ナキモ一般支拂入ハ銀行ニ對シテノミ支拂ヲ爲シ居レルヲ以テ産業組合、産業組合聯合會及産業組合中央金庫ニモ支拂ヲ爲シ得ル様商法第五百三十五條ノ規定改正ヲ其ノ筋ニ建議ノ件
大阪府信用組合聯合會

兵庫支會

〔決議〕 中央會ニ調査ヲ一任ス
二一、産業組合中央會ノ地方支會ニ法八格ヲ與ヘ且ツ其事業費ニ對シ國庫補助金交付方ヲ中央會ヨリ主務大臣ニ建議セラレムコトヲ要望スルノ件

〔撤回〕

兵庫支會

二二、産業組合中央會ノ地方支會事業費ニ對シ國庫補助金ヲ交付セラレムコトヲ要望ノ件
千葉支會

二三、産業組合ノ支會又ハ部會ニ於テ産業組合指導員ヲ設置シタルトキハ國費ヲ以テ其ノ經費ヲ相當補助セラル、據主務省ヘ建議スルノ件
福井支會

〔決議〕 二二、二三、一括可決

二四、産業組合中央會ニ對シ左記事項要望ノ件

- 1 理事、監事ハ代表者ヲ以テスル總會ニ於テ選舉セズ加入組合及聯合會ノ公選ニ依ル様定款ヲ改ムルコト
 - 2 中央會ニ評議員制度ヲ設ケ各府縣ヨリ相當數ノ評議員ヲ選出シ毎年數回評議員會ヲ開催シ以テ中央會ノ事業改善ノ資ニ供スルコト
 - 3 中央會ノ職員ニハ中階級以下ノ事情ニ精通セル人材ヲ登用スルコト
- 東京府 購買組合東京共働社 購買組合博文館共働社
購買組合南郊共働社 購買組合共働社
購買組合東京學生消費組合
- 〔決議〕 否決
二五、販賣事業ノ發達ヲ助成スベク適當ノ方法ヲ講セラレムコトヲ中央會ニ要望スルノ件
兵庫支會
- 〔撤回〕
二六、組合従業員ノ能率増進ヲ計ル爲メ従業員トナルベキ者ノ技術ヲ中央會或ハ支會ニ於テ試験シ合格者ニハ技術證書ヲ附與セラレ度キ件
長崎縣北松浦郡柚木信用購買販賣組合
- 〔決議〕 否決
二七、組合従業員ニ文官令ニ倣ヒ恩給制度ヲ中央會或ハ支會ニ於テ設ケラレ度キ件
長崎縣北松浦郡柚木信用購買販賣組合
- 〔決議〕 可決

二八、産業組合記念旅館建設ノ件

三重支會

〔決議〕 保留 三重支會ニテ考慮スルコト

二九、中央會主催ニテ海外産業組合視察團ヲ組織シ速ニ實行セラレ
ンコトヲ望ム

長野支會

〔決議〕 可決

三〇、産業組合ニ對スル地方資金ノ供給ハ日本勸業銀行ニ委任スル
コトナク之ヲ産業組合中央金庫ニ移管シ以テ該金庫ヲシテ名實
共ニ産業組合ノ中央會ヲラシムル様法規改正ノ件

山形市信用組合

〔決議〕 可決

三一、産業組合中央金庫業務中二十五ヶ年以内ノ年賦償還貸付ヲ爲
シ得ル様産業組合中央金庫法ノ改正ヲ要望スルノ件

滋賀支會

理由 中央金庫法改正ノ實現ヲ促進セムトスルニアリ

三二、産業組合中央金庫ニ於テ長期貸付ヲ成シ得ル様法律ヲ改正シ
併セテ政府低利資金ヲ全部中央金庫及府縣信用組合聯合會ナシ
テ取扱ハシムル様其ノ筋ニ建議ノ件

千葉支會

〔決議〕 可決

三三、産業組合中央金庫ニ長期年賦貸付ヲ爲シ得ル様法律改正方其
ノ筋ニ建議ノ件

東京府建築組合協會

三四、現法ノ産業組合中央金庫法中左記ノ通り改正方其ノ筋ニ要
望

1 中央金庫ノ理事及監事ハ加入組合及聯合會ノ公選ニ依ル様改
ムルコト

2 長期年賦貸付ヲ認ムルコト

購買組合東京共働社 購買組合博文館共働社
購買組合南郷共働社 購買組合共働社

東京府 購買組合東京學生消費組合

〔決議〕 三一、三二、三三、三四 一括可決 三四一保留

三五、中央金庫特別配當金ヲ相當程度増額セラレンコトヲ當局ニ要
望ノ件

東京府荏原郡部會

〔決議〕 保留(提案者欠席ノ爲)

三六、道府縣區域信用組合聯合會ヲ廢止シ産業組合地方金庫ノ設立
及之ニ伴フ法規ノ制定並産業組合法及産業組合中央金庫法改正
要望ノ件

熊本支會

〔決議〕 保留

三七、農村振興ノ爲メニハ生産費中消費ノ大ナル肥料ノ分配ヲ合理
的ナラシムルヲ最モ必要トスルヲ以テ全國購買組合聯合會ニ肥
料分配資金トシテ金二百萬圓政府ヨリ無利息出資又ハ融通方建
議ノ件

京都支會外十五支會

〔決議〕 可決

三八、産業組合ノ建築物ニ對シテハ地方稅ヲ課セザル様法規ヲ改正
セラレムコトヲ其ノ筋ニ要望スルノ件

兵庫縣黒田庄信用利用販賣購買組合

〔決議〕 修正可決 左ノ如ク修正可決ス

産業組合ニ於テ使用スル建築物及ビ物件ニ對シテハ地方稅ヲ課
セザル様法規ヲ改正セラレンコトヲ其ノ筋ニ要望スルノ件

大阪支會

〔決議〕 保留

四〇、産業組合ノ發スル定額積立貯金證書ニ對シテモ貯蓄銀行同様
ニ印紙稅ヲ免除セラレ、樓印紙稅法ヲ改正セラレ、様其ノ筋ニ
建議スルコト

福井支會

〔決議〕 可決

四一、町村改良ノ實ヲ完カラシムル爲農會ハ専ラ農事改良ノ指導機
關ニ任セシメ購買販賣利用農業倉庫業ハ専ラ産業組合ノ使命ニ
待ツベク極力主務省ニ法令内規ノ改正ヲ促スコト

佐賀縣杵島郡福治村信用購買販賣利用組合

〔決議〕 可決

四二、許害行爲防止ニ關シ主務大臣ニ建議ノ件

〔決議〕 否決

四三、恩給法ニヨリ普通恩給、増加恩給及扶助料受給者ニ一定ノ制

限ノ下ニ同權利ヲ擔保ニ供シ得ルノ途ヲ開クヲ適當ト信ズルヲ
以テ恩給法第十一條第一項ヲ左ノ如ク改正セラレンコトヲ要望
ス

第十一條(本文省略)

但シ年額ノ半額ヲ超エザル範圍ニ於テ信用組合ニ擔保ヲ供スル
場合ハ此限リニ非ズ

〔決議〕 否決

第三十回支會役員協議會

第三十回支會役員協議會は四月二十五日午後一時から産業
組合中央會事務所に於て開催された。會する者七十名、農林
省周東、松本兩事務官、中央金庫三輪理事、中央會千石、濱
田、有元各主事、議長は中央會月田理事であつた。協議事項は
佐賀支會提出の左記問題である。

一、毎冬必ず支會役員協議會を招集せられたきこと

中央會に於て毎冬開催することを約し事務打合に入る。打
合事項左の如くである。

一、道府縣産業組大会に關する件

中央會役員は支會大會總會に可成出席すること並出席出來ぬ
場合には告辭を送附すべきこと

二、支會主催講習會に關する件

教育者講習會の奨励、高等講習に對し講師を派し、普通講習會
に派遣せぬこと打合せす

三、特別講習會に關する件
中央會は本年中に於て理論講習會、監査講習會を開催することに打合す

四、調査計畫事項に關する件

婦人及産業組合の關係、消費組合調査、販賣組合調査、事務所建物調査等を發表す

五、出版計畫に關する件

リーフレット、パンフレット、調査資料、研究叢書、年鑑を發刊す

六、地方委員に關する件

地方委員の報告を活動的ならしむる様希望す

七、ボスター懸賞募集に關する件

八、購買組合協議會に關する件
前年より引續き本年も各府縣に於て開催の豫定を發表

九、産業組合學校に關する件

學校の状況を報告す
打合を終り午後四時散會した

全國道府縣區域信用組合聯合會協議會

産業組合中央會は四月二十八日全國道府縣區域信用組合聯合會協議會を開催した。午前十時開會、月田理事議長となり左記問題を協議した。

今や我邦ノ産業組合ハ金融上異常ナル時機ニ際會シツ、アリ信用組合聯合會トシテ其間ニ處スベキ對策

ツツアルヲ以テ低利資金ノ恩典ニ對シ所期ノ成績ヲ擧ケテ之レニ酬ユル處アルト共ニ一面能ク自己資金ヲ運用シテ遺算ナキヲ期スルニハ大ニ經費ヲ増加シ陣容ヲ整ヘ積極的ノ方策ヲ講スルト共ニ各機關ハ互ニ連絡ヲ密ニシ協同一致以テ此ノ難局ニ處スルノ覺悟ヲ要スヘシ組合金融上異常ノ時機ニ於テ如何ニシテ新經費ヲ案出シ此苦境ヲ打破スヘキカ聯合會當局者ハ大ニ攻究ノ要アリ

直ちに質問に入り、金融恐慌特別融通利子、耕地整理組合債券の買入、信託預金等に關して質問があり、農林、大藏の當局、中央金庫理事より説明があつた。尙餘裕金運用に關し長野、福岡、滋賀、山口の各信聯の狀況談があつた。

千石主事より信聯の餘裕金運用の爲に購入する有價證券の種類範圍と有價證券賣買により餘裕金をあげんとする最近の傾向とは農林省の方針を質問したるに對して農林省としては餘裕金管理の範圍内に於て確實なる證券を所有すべきであつて、其の種類は相當限定するの要あり、又利益を得るが爲に證券賣買をなす如きは純然たる營利事業にして嚴に戒備すべきであると思ふ。現に或る信聯に於て證券の賣買業者と常時連絡を取り、賣買を行ふものがあるが、此の如きことは絶對になすべからざることであると臨席の周東事務官より説明があつた。

次いで問題の審議を二委員會に附託して正午休憩。午後三時再會委員長の報告あり左の如く決議した。

第一、本縣信用組合聯合會ノ基礎ヲ鞏固ニシ各種低利資金ノ貸

千石主事より簡單なる問題の説明あり、更に三輪中央金庫理事より左の如き詳細なる説明があつた。

昨春財界未曾有ノ動亂ニ際シ産業組合モ亦其影響ヲ受ケ往々大ノ損害ヲ被リタルモノアリシカ其後政府ハ産業組合ニ對シテモ多種多額ノ低利資金ヲ供給セラレ現在猶處理中ニ係ルモノ多シ是カ取扱ニ付テハ露ニ靜岡市ニ於テ其後更ニ東西二都ニ於テ協議會ヲ開催シ處理上萬遺漏ナキヲ期シタルモ此種ノ取扱ハ組合金融系統機關トシテハ最初ノ事業ニ屬シ一面經驗乏シキノ致ス處ニヨルヘキモ就中各機關ノ構成、連絡、運用等ニ於テ不備不足ノ點多々アリテ所期ノ如ク中央ノ資金カ簡易敏捷ニ組合員個人ノ手中ニ達セサルカ如キ憾アルヲ免レス資金ノ貸出ニ於テ此ノ如キモノアルヲ見レハ其同收ニ關シテハ猶一層困難ノ横ハルモノアリト豫期セサル可ラズ一般農業界ニハ往々單純ニ償還期限延長ノ聲ヲ耳ニスルコトアルモ組合中ニハ相當金額ノ餘裕金ヲ包有シ餘資綽々タルモノ亦乏シカラサレハ是等ヲ以テ資金調達困難ナルモノトハ同一ニ律セサルヲ可トスヘシ而シテ其障礙ヲ排除シ運用宜シキヲ得テ能ク系統的信用機關タルノ實ヲ擧ケ他ノ金融機關ト對比シテ遜色ナカラシメンニハ組合個々ニ改善ヲ要スヘキ事項尠ナラサルハ論ヲ待タサル處ナルモ就中地方中樞機關タル信用組合聯合會カ此際大ニ適才ヲ招致シ一層其組織ヲ整備シ中央金庫ト産業組合トノ間ニ立チテ能ク連絡ノ任ニ當ル等運用上猶一段ノ工夫ヲ要スルモノ多カルヘシ然リト雖モ多額ノ低利資金ノ供給相隨ク結果各機關ハ連ニ自己資金放資ノ好途ヲ狭メラレ貸出ノ利縮少シ收益激減シ

出同收ニ關スルコト

一、所屬組合ノ實力其他ヲ考慮シテ聯合會ノ規模ヲ擴張シ應急救濟ノ變ニ處シテ支障ナキ様一層努ムルコト(産業組合ニ於テモ同様タルコト)

二、所屬組合資金借入ノ程度ニ應ジテ出資ヲ負擔セシメ自己資金ノ増加ヲ計リ其ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルコト(産業組合ニ於テモ同様タルコト)

三、道府縣信用組合聯合會ハ此際日勤ノ事務又ハ常務理事ヲ設ケ且ツ職員ヲ増加シテ事務ノ處理ヲ敏捷ニシ且ツ資金回收ノ成績ヲ一層良好ナラシムルコト

四、金銭出納ノ制度ヲ確立シ取引者ニ對スル信用ヲ一層大ナラシムルコト

五、産業組合ハ道府縣信用組合聯合會ト産業組合中央金庫ニ必ス共通ニ加入セシムルコト

六、所屬組合ヲシテ普ク當座又ハ特別當座勘定ヲ開キ相當金額ノ預入ヲナサシメ取引ニハ必ス此ノ口座ヲ利用シ振替ニヨリ資金ノ決済ヲナサシムルコト

七、信用組合聯合會ハ取引ニハ必ス中央金庫ノ當座口ヲ利用シ中央ヨリ町村ニ至ル迄振替ニヨリテ資金ノ決済ヲナシ得ル様努ムルコト

八、道府縣信用組合聯合會ノ低利資金取扱等ニ對シ政府、府縣又ハ中央金庫ノ補助ヲ受ケルコト

第二、自己資金ノ運用ニ關スルコト

一、組合及聯合會ハ高利ノ定期、据置貯金等ノ利下ヲ爲スト共ニ

低利ノ貯金ヲ蒐集シ其ノ平均利廻ノ低下ニ努ムルコト
 二、組合及聯合會ハ貸出利率ヲ引下ケ所屬員ニ對スル産業資金貸
 出ノ普及ニ努ムルコト
 三、信用組合聯合會ハ中央金庫ト連絡シテ所屬信用組合ナシテ組
 合員ノ蓄積整理ヲ實行セシムルコト

四、組合及聯合會中餘裕金ヲ有スルモノニシテ有價證券ノ買入希
 望者ニハ中央金庫ニ於テ無料ニテ仲介斡旋ヲ爲スコト
 尙佐賀支會より問題の提出ありたるも本協議會としては
 性質上協議すべからざるものとして附議しなかつた。午後四
 時閉會した。

第三節 産業組合曆(明治三十三年—昭和三年)

明治三十三年

二月二十六日 子爵品川彌二郎薨去
 三月六日 産業組合法公布
 九月一日 産業組合法施行

明治三十四年

七月 岩手縣主催産業組合講習會盛岡市にて一週間開催、
 之を以て地方に於ける講習會の嚆矢とす

明治三十七年

八月 農商務省に於て、二週間第一回産業組合講習會開催
 之を以て中央に於ける講習會の嚆矢となす

明治三十八年

二月二十二日 男爵平田東助外十一名東京市麹町區富見軒に會し、

大日本産業組合中央會設立を決議す
 大日本産業組合中央會々員を募集す
 三月一日 子爵加納久宜主唱の下に東京市赤坂區三會堂に於て
 五月十日— 全國産業組合役員協議會開催來會者四十一名、之を
 十二月十二日 以て全國産業組合大會の嚆矢となす

十一月一日 千葉支會設立
 十二月二日 愛知支會設立

十二月五日 産業組合中央會々報「産業組合」創刊號發行
 十一月廿六日 東京市音楽學校に於て二支尊徳翁五十年祭開催
 十二月十五日 群馬支會設立

明治三十九年

二月十五日 長野支會設立
 四月一日 静岡支會設立
 四月十八日 産業組合法第一次改正
 四月三十日 島根支會設立

十一月十三日 鳥取支會設立

明治四十一年

二月 佐賀支會設立
 四月六、七日 第三回支會役員協議會開催(東京市)
 四月八日— 東京市農商務省會議室に於て第四回全國産業組合役
 十月 員協議會開催、來會者二百名第一次優良組合表彰式
 舉行

六月六日 福島支會設立
 七月一日 廣島支會設立
 八月五日 富山支會設立
 十一月六日 山口支會設立

明治四十二年

三月 和歌山支會設立
 三月十四日 中央會主催の下に東京市に於て糧秣供給に關する協
 十五日 議會開催
 四月七日 第四回支會役員協議會開催(東京市)

四月八日— 中央會主催の下に東京市農商務省會議室に於て第五
 十月十日 回産業組合大會開催、來會者四百名、始めて資料展
 覽會を催す
 四月八日 産業組合法第二次改正行はれ、産業組合聯合會及産
 業組合中央會に關する事項規定せらる

四月三十日 大分支會設立

五月二日 岡山支會設立
 五月五日 三重支會設立
 五月八日— 大日本産業組合中央會主催の下に東京市農商務省會
 十日 議室に於て第二回産業組合役員協議會及第一回支會
 役員協議會開催、來會者百八十名

五月三十日 埼玉支會設立
 七月三日 茨城支會設立
 七月二十七日 新潟支會設立
 八月廿七日 青森支會設立
 八月廿八日 岩手支會設立
 九月十九日 岐阜支會設立
 十二月三日 栃木支會設立

明治四十年

四月八日— 東京市農商務省會議室に於て第三回全國産業組合役
 十日 員協議會及第二回支會役員協議會開催、來會者二百
 七十名

四月二十三日 福岡支會設立
 七月 山形支會設立
 十月五日 中央會會頭平田東助は東海道以西に、副會頭小松原
 英太郎は東北に四十日間の宣傳旅行に上る

十月十三日 兵庫支會設立
 十一月 大阪支會設立
 十月二十九日 京都支會設立

十月十四日 奈良支會設立
十二月十三日 産業組合中央會創立總會開催

明治四十三年

一月十二日 産業組合中央會登記
四月一日 神奈川支會設立
五月七日 名古屋市愛知縣會議事堂に於て第六回全國産業組合大會及中央會發會式開催、來會者千二百名
五月五日 長崎支會設立
五月十二日 福井支會設立
八月二十九日 石川支會設立
九月一日 熊本支會設立
九月 月 白耳義ブラッセル市に於ける農事組合及農村人口統計國際會議に中央會代表者伊藤長次郎西垣恒矩出席
九月二十五日 宮城支會設立
十月四日 滋賀支會設立

明治四十四年

一月一日 秋田支會設立
三月十日 徳島支會設立
三月三十日 愛媛支會設立
四月二十七日 第五回支會役員協議會開催(東京市)
四月廿八日 東京市農商務省會議室に於て第七回全國産業組合大會開催、來會者四百名

七月十八日 宮内省より中央會に對して産業組合御獎勵の御沙汰書及金二萬圓御下賜の恩命傳達せらる

明治四十五年 (大正元年)

五月十七日 香川支會設立
五月二十日 第六回支會役員協議會開催
五月二十一日 明石町公會堂に於て第八回産業組合大會開催、來會者千四百名、第一次特別表彰式舉行
六月十二日 農商務省に於て産業組合主任官會議を開く
九月三十日 宮崎支會設立
十月七日 中央會第一回産業組合長期講習會を開き自今毎年開催す
大正二年
一月 中央會は日本勸業銀行に協定して産業組合に對する資金仲介の事務を開始す
二月十日 臺灣産業組合規則公布
五月十五日 第七回支會組合員協議會開催(長野市)
五月十六日 長野市に於て第八回全國産業組合大會開催、來會者千八百名
大正三年
二月二十六日 中央會萬國農事産業組合聯合會に加入す
五月 月 朝鮮地方金融組合令公布

九月一日 高知支會設立
十一月四日 第一回全國産業組合聯合會協議會第八回支會役員協議會開催
十一月五日 廣島市に於て第十回全國産業組合大會開催、來會者二千名

大正四年

三月三十日 山梨支會設立
五月二日 第九回支會役員協議會開催(東京市)
五月三日 第二回産業組合聯合會協議會開催(東京市)
五月四日 東京市に於て第十一回全國産業組合大會開催、來會者一千名、産業組合功勞者に對し第一次功勞章贈進式舉行
五月二十八日 樺太に産業組合法を實施するの勅令公布せらる
六月 中央會基本金募集

大正五年

五月二日 第十回支會役員協議會開催(新潟市)
五月三日 第三回産業組合聯合會協議會開催(新潟市)
五月四日 新潟市に於て第十二回全國産業組合大會開催

大正六年

二月十日 北海道支會設立

五月一日 第十一回支會役員協議會開催(大津市)
五月二日 第二回聯合會協議會開催(大津市)
五月三日 大津市に於て第十三回全國産業組合大會開催、來會者二千三百名
七月二十日 産業組合法第三次改正行はれ市街地信用組合を特定す
同 日 農業倉庫業法公布
九月二十一日 中央會揚場町事務所に移轉す
十月十三日 東京支會設立
九月二十日 農商務省に於て全國産業組合主任官會議を開く

大正七年

四月二十五日 第十二回支會役員協議會開催(東京市)
四月二十六日 第五回産業組合聯合會協議會開催(東京市)
四月二十七日 東京市に於て第十四回全國産業組合大會開催、來會者千二百名

大正八年

三月二日 中央會副會頭子爵加納久宜薨去
四月二十三日 第十三回支會役員協議會開催(岡山市)
四月二十四日 第六回全國産業組合聯合會協議會開催(岡山市)
四月二十五日 岡山市に於て第十五回産業組合大會開催來會者二千五百名

八月十五日 | 第十四回支會役員協議會開催(東京市)
 十一月十三日 | 中央會主催購買販賣組合聯合會協議會開催(東京市)
 十二月廿六日 | 中央會副會頭小松原英太郎逝去

大正九年

一月 | 産業組合中央會物資仲介斡旋事業開始
 四月二十三日 | 第十五回支會役員協議會開催(宇治山田市)
 四月二十四日 | 第七回産業組合聯合會協議會開催(宇治山田市)
 四月二十五日 | 宇治山田市に於て第十六回産業組合大會開催、來會者二千五百名、販賣組合生産品即賣會を始め開催す

七月十四日 | 中央會主催の下に物資購入協議會開催(東京市)東部諸府縣の關係者會合す
 七月一日 | 中央會物資斡旋仲介大阪出張所新設

大正十年

一月十五日 | 第一回産業組合研究會開催(東京市)
 四月十二日 | 産業組合法第四次改正
 五月六日 | 第六十回支會役員協議會開催(大分市)
 五月七日 | 第八回産業組合聯合會協議會開催(大分市)
 五月八日 | 大分市に於て第十七回全國産業組合大會開催、來會者三千五百名

七月一日 | 沖繩支會設立
 九月八日 | 中央會第一回産業組合婦人講習會開催(東京市)爾後毎年開催
 十月 | 瑞西バーセル市國際産業組合大會に中央會代表者那須皓出席す

十一月十五日 | 第一回市街地信用組合協議會を東京に於て開催
 十一月十二日 | 中央會々頭平田東助の銅像除幕式舉行
 十一月十四日 | 第十七回支會役員協議會開催(東京市)
 十一月十五日 | 第一回市街地信用組合協議會開催

大正十一年

一月十日 | 第二回産業組合協議會開催(東京市)
 四月十八日 | 第十八回支會役員協議會及び第九回全國産業組合聯合會協議會開催(東京市)
 四月二十日 | 東京市に於て第十八回全國産業組合大會開催
 七月十日 | 平和博覽會にて産業組合中央會名譽大賞牌を受け産業組合關係の受賞者名譽賞牌一聯合會一組合。金牌十二組合、銀牌二聯合會二十六組合
 十一月十七日 | 第二回市街地信用組合協議會開催(神戸市)
 十一月十九日 | 就任

大正十二年

三月一日 | 産業組合中央金庫事業開始
 四月十三日 | 第二十二回支會役員協議會開催(福岡市)
 四月十四日 | 福岡市に於て第二十回全國産業組合大會開催、來會者五千餘名
 四月廿五日 | 長野支會主催全國生糸販賣組合大會開催
 五月廿六日 | 第四回産業組合協議會開催(東京市)
 六月二日 | 中央會第一回産業組合實務講習會開催(三十日間)爾後引續毎年開催
 七月一日 | 中央會監査事業開始
 九月一日 | 五日白耳義カン市に於ける國際産業組合大會に中央會代表者馬場由雄本位田祥男出席す
 十月二十四日 | 第三回市街地信用組合協議會開催(浦和町)
 十二月二十二日 | 中央會第一回教育者産業組合講習會開催(五日間)(東京市)

二月三日 | 産業組合中央會は産業組合中央金庫設立に關する建議をなす
 二月五日、六日 | 第十九回支會役員協議會開催(東京市)
 同月七、八日 | 全國購買組合聯合會並に重なる購買組合協議會開催(東京市)
 四月五日 | 産業組合中央金庫法公布
 四月五日 | 産業組合法第五次改正
 四月五、六日 | 農商務省は主要都市購買組合協議會を開催す
 四月二十三日 | 第二十回支會役員協議會開催(仙臺市)
 四月廿五日 | 仙臺市に於て第十九回全國産業組合大會開催
 六月十四日 | 第三回産業組合協議會開催(東京市)
 七月十五日 | 第二十一回支會役員協議會開催(東京市)
 七月二十三日 | 産業組合中央會に市街地購買組合調査委員會を設置し此の日第一回集會をなす
 八月十八日 | 全國購買組合聯合會登記
 九月一日 | 全國購買組合聯合會事業開始
 九月一日 | 關東震災、被害組合數東京百十六、千葉四十八、神奈川百十四
 十月八日 | 中央會國際産業組合聯合會に加入す
 十月十五日 | 中央會は罹災購買組合の爲に牛込區牛込俱樂部に於て販賣組合生産品即賣會開催
 十月十九日 | 中央會理事道家齊副會頭就任

大正十三年

一月廿七日 | 全國信用組合聯合會協議會開催(東京市)
 二月廿八日 | 第二十三回支會役員協議會を開催(東京市)
 四月一日 | 農林省に産業組合課設置さる
 四月二日 | 高知縣産業組合長協議會開催爾後年度内に各縣に於て開催
 四月十四日 | 中央會名譽會頭伯爵平田東助薨去
 同月同日 | 第二十四回支會役員協議會開催(山口町)
 四月十五日 | 山口町に於て第二十一回産業組合大會開催、來會者十七日

五月一日 五千五百名
 「家の光」創刊號中央會より發行せらる
 六月二十日 中央會市街地購買組合調査委員會終了
 九月一日 産業組合現勢調査成る

大正十四年

十月十一、十二日 高崎市に於て群馬支會主催第二回全國生糸販賣組合大會開催、全國組合製糸協會の創立に決す
 十二月十七、八日 東京中央會事務所に於て第二十五回支會役員協議會開催併せて十八日夜二十五周年記念祝賀會を丸ノ内中央亭に於て開催

大正十五年

一月 朝鮮産業組合令公布さる
 二月十八日 全國市街地信用組合協會創立
 三月六日 第一回産業組合記念日
 三月二十七日 農業倉庫法第一次改正受寄物範圍擴張、聯合農業倉庫等認めらる
 四月一日 中央會附屬産業組合學校開校
 四月六日 産業組合法第六次改正利用組合員外利用、住宅供給組合の地方稅免除、特別配當の現金配當等認めらる
 五月二十六日 東京市中央會事務所に於て全國購買組合聯合會協議會開催
 六月二十五日 日本産業組合出版さる

七月一日 福岡縣に産業組合課設置さる、地方廳の同課の始である
 八月五日 札幌市道會議事堂に於て第二十六回支會役員協議會開催
 八月七、八日 札幌市大通小學校に於て第二十二回全國産業組合協議會開催
 十月廿三、四日 埼玉縣熊谷町に於て埼玉支會主催第三回全國生糸販賣組合大會開催さる
 十一月廿一、二、三日 東京中央會事務所に於て産業組合文獻並にポスター展覽會開催
 十二月廿五日 香川縣琴平銀行休業し香川縣産業組合動搖す

昭和二年

一月九日 岡山縣産業組合聯盟設立府縣單位青年聯盟の始さす
 二月十五日 大日本生糸販賣組合聯合會設立許可
 三月七日 奥丹後の大震災兵庫縣産業組合一部打撃を受く
 三月十九日 中井銀行休業埼玉縣産業組合關係深し
 四月十八日 近江銀行休業滋賀縣産業組合關係深し
 四月二十一日 全國金融恐慌起る神戸大阪等大都市市街地信用組合動搖す
 四月廿二、三日 全國銀行休業、モラトリアム公布、中央會全國の支會に指令を發し、中央金庫休業明の資金の準備の爲活動す
 五月七日 中央會販賣組合調査委員會第一回委員會開催

五月二十四日 第二十七回支會役員協議會東京中央會事務所に於て開催
 同廿六、廿七日 中央會事務所に於て第五回産業組合協議會開催
 七月一日 埼玉縣に中央會主催購買組合協議會開催、是より全國各府縣に二年計畫にて行はれたり
 七月二日 第一回全國消費組合東京關東消費組合聯盟に依り設置さる
 七月四、五日 東京市赤坂三會堂に於て全國農業倉庫協議會開催
 八月十二日 休業銀行關係府縣信聯役員協議會を中央會事務所に於て開催
 八月十五日 八日 ストックホルムに於て第十二回國際産業組合大會開催中央會參事荷見安出席す
 九月三、四日 第五回全國市街地信用組合協議會を秋田市公會堂に於て開催
 九月廿三、四日 静岡市教育會館に於て第二十八回支會役員協議會及道府縣信用組合聯合會協議會開催
 十月一、二、三日 静岡市師範學校に於て第二十三回全國産業組合大會開催來會者六千二百名
 十月二十九、卅日 第四回全國生糸販賣組合大會を長野支會主催にて長野縣上諏訪町に開催
 十二月十七日 中央會第一回産業組合年鑑を發行す

昭和三年

一月十三、四日 第二十九回支會役員協議會を東京中央會事務所に開催
 一月二十三日 長野縣に産業組合課設置さる
 四月二十五日 東京中央會事務所に於て第三十回支會役員協議會開催
 四月廿六、七日 第二十四回全國産業組合大會を東京市青山日本青年館に於て開催、來會者三千名、審議委員會設置
 四月二十八日 道府縣區域信聯協議會を中央會事務所に於て開催
 四月 雜誌「協同組合運動」發行さる
 五月二十五日 關東州金融組合令公布
 八月五日 埼玉縣産業組合婦人協會創立同縣區域の婦人會の始めさす
 九月卅日 長野縣産業組合青年聯盟創立
 十月十一日 第六回全國市街地信用組合協議會廣島市に開催

第二章 全國産業組合概況

第一節 産業組合

一、産業組合累年比較

組合数と市町村数

組合法發布當時に於ては、農林省統計に依れば組合總數僅かに二十一組合にして、市町村数は一萬四千六十九を算し、其の割合は、〇・一たりしも、爾後組合數は漸次増加するに反して、市町村は合併其他の事由に依り減少し大正十四年末に於ては組合數一萬四千五百十七に對し、市町村数は減じて一萬二千七となり其の割合は一二〇・九を示すに至つた、然るに農林省に於ては年末の宿案たる不良組合の整理を斷行せるに依り、昭和二年末に於ては組合數は一萬四千八百八十六に減少し、他方市町村數も多少の減少を示せるも其の割合は一八・八に減少するに至つた。是が累年の狀況は次の通りである。

種類別組合數

明治三十三年に二十一組合の設立を見、同三十八年に至る

年次	組合數	市町村數	市町村數に對する組合の割合
明治三十三年末	二一	一四、〇六九	〇・一
同三十四年末	二六三	一三、六九五	一・九
同三十五年末	五一二	一三、五四七	三・八
同三十六年末	八七〇	一三、五三二	六・四
同三十七年末	一、二三二	一三、四五九	九・二
同三十八年末	一、六七一	一三、四三七	一二・四
同三十九年末	二、四七〇	一二、九四八	一九・一
同四十年末	三、三六三	一二、七九〇	二六・三

五ヶ年間に於ては毎年二百乃至四百の増加をなし、三十八年より大正四年に至る十ヶ年間は激増の過程に在り、爾後は大正十四年に至る迄漸増の傾向を辿つたが、不良組合の淘汰により最近の二年間は却つて減少を示してゐる。之が累年の發達狀況は次の通りである。

年次	種類別組合數									
	信販	信購	信利	信販購	信販利	信購利	信利販	信購販	信利購	合計
同四十一年末	四、三九一	一一、四五三	三五・三							一〇二・三
同四十二年末	五、六九〇	一一、三九五	四五・九							一〇七・一
同四十三年末	七、三〇八	一一、三九三	五九・〇							一一〇・二
同四十四年末	八、六六三	一一、三八八	六九・九							一一三・〇
大正元年末	九、六八三	一一、三八二	七八・二							一一六・一
同二年末	一〇、四五五	一一、三五四	八四・六							一一七・九
同三年末	一一、一六〇	一一、三四二	九〇・四							一一九・九
同四年末	一一、五〇九	一一、三二九	九三・三							一二〇・九
同五年末	一一、七五三	一一、二九二	九五・六							一二一・八
同六年末	一二、〇二五	一一、二七六	九八・〇							一二三・〇
明治三十三年末	二一	一	一							二一
同三十四年末	二二	一	一							二二
同三十五年末	二二	一	一							二二
同三十六年末	二二	一	一							二二
同三十七年末	二二	一	一							二二
同三十八年末	二二	一	一							二二

目次	信用組合	販賣組合	購買組合	利用組合	計	市街地信用組合	市街地購買組合	農業倉庫
明治三十三年末	一三	五	七	二	二七			
同三十四年末	一九一	三二	五四	一〇	二八七			
同三十五年末	三三一	八四	一二五	四五	五八五			
同三十六年末	五四九	一五二	二二四	七八	一,〇〇三			
同三十七年末	七五一	二三七	三三二	一一一	一,四四二			
同三十八年末	九八六	三四四	四九二	一七八	二,〇〇〇			

事業別組合数累年比較(兼割合)

明治三十三年より信用事業を営むもの最も多く、購買事業之に次ぎ販賣利用の順にして總組合數に對する割合を見るに明治四十年末には信用事業は四一・〇%、購買事業は三一・七%販賣事業は一九・七%、利用事業は七・七%、又大正四年末には信用四〇・六%、購買三一・一%、販賣二一・三%、利用七・〇%、而して昭和二年末に於ては信用三四・六%、購買二

事業別組合數

昭和元年末	二,五五三	二,九元	三三〇	二四七	二六六	一八四	七〇	二七三	一,四四〇	一,六	三,五七八	八七	三,四三三	三,三三三	一,四三七
同二年末	二,五五六	二,九元	三三〇	二四七	二六六	一八四	七〇	二七三	一,四四〇	一,六	三,五七八	八七	三,四三三	三,三三三	一,四三七

九・一%販賣二二・七%、利用一三・六%にして、依然として信用事業を営むもの首位にあり、以下購買、販賣、利用の順なるも組合の増加するに従つて年々各事業は其の數を接近しつつあることを知る。尙ほ市街地信用組合、市街地購買組合及農業倉庫も年々相當の増加を示し殊に農業倉庫は大正六年の施行當初より急激な發達をなしてゐる。之が累年の狀況を示せば次の如くである。

明治三十九年末	一,三九三	二,六	四四六	四	二七二	八二	四	八二	二	四二	一	二四	一	五	二,四七〇
同四十年末	一,五四三	二,六	四九七	四	二七二	八二	四	八二	二	四二	一	二四	一	五	二,四七〇
同四十一年末	一,七三四	二,六	五二七	四	二七二	八二	四	八二	二	四二	一	二四	一	五	二,四七〇
同四十二年末	一,九六六	二,六	五七三	四	二七二	八二	四	八二	二	四二	一	二四	一	五	二,四七〇
同四十三年末	二,三三六	二,六	六二七	四	二七二	八二	四	八二	二	四二	一	二四	一	五	二,四七〇
同四十四年末	二,五三四	二,六	六八七	四	二七二	八二	四	八二	二	四二	一	二四	一	五	二,四七〇
大正元年末	二,六七三	二,六	七三三	四	二七二	八二	四	八二	二	四二	一	二四	一	五	二,四七〇
同二年末	二,七三七	二,六	七九三	四	二七二	八二	四	八二	二	四二	一	二四	一	五	二,四七〇
同三年末	二,九〇〇	二,六	八五三	四	二七二	八二	四	八二	二	四二	一	二四	一	五	二,四七〇
同四年末	三,〇一五	二,六	九一三	四	二七二	八二	四	八二	二	四二	一	二四	一	五	二,四七〇
同五年末	三,〇七〇	二,六	九七三	四	二七二	八二	四	八二	二	四二	一	二四	一	五	二,四七〇
同六年末	三,〇九二	二,六	一,〇三三	四	二七二	八二	四	八二	二	四二	一	二四	一	五	二,四七〇
同七年末	三,〇九二	二,六	一,〇九三	四	二七二	八二	四	八二	二	四二	一	二四	一	五	二,四七〇
同八年末	二,八九五	二,六	一,一五三	四	二七二	八二	四	八二	二	四二	一	二四	一	五	二,四七〇
同九年末	二,六五〇	二,六	一,二一三	四	二七二	八二	四	八二	二	四二	一	二四	一	五	二,四七〇
同十年末	二,五三三	二,六	一,二七三	四	二七二	八二	四	八二	二	四二	一	二四	一	五	二,四七〇
同十一年末	二,四三三	二,六	一,三三三	四	二七二	八二	四	八二	二	四二	一	二四	一	五	二,四七〇
同十二年末	二,四九一	二,六	一,三九三	四	二七二	八二	四	八二	二	四二	一	二四	一	五	二,四七〇
同十三年末	二,五五六	二,六	一,四五三	四	二七二	八二	四	八二	二	四二	一	二四	一	五	二,四七〇
同十四年末	二,九三七	二,六	一,五一三	四	二七二	八二	四	八二	二	四二	一	二四	一	五	二,四七〇

年次	有限責任	無限責任	保證責任	計	百 分 比		
					有限責任	無限責任	保證責任
明治三十六年末	三二七	五二九	一四	八七〇	三七・六	六〇・八	一・六
同 三十七年末	四六五	七二三	一三	一二〇一	二八・七	六〇・二	一・一
同 三十八年末	五九〇	九八〇	一四	一、五八四	三七・二	六一・九	〇・九
同 三十九年末	一、〇二六	一、四〇五	三九	二、四七〇	四一・五	五六・九	一・六
同 四十年末	一、四九九	一、七八八	七六	三、三六三	四四・六	五三・二	二・二
同 四十一年末	二、〇八九	二、二一四	八八	四、三九一	四七・六	五〇・四	二・〇
同 四十二年末	二、九一七	二、六三七	一三六	五、六九〇	五一・三	四六・三	二・四

産業組合の組織を見るに法規施行當初に於ては無責任のもの最も多くして過半数を占め、有限責任之に次ぎ、保證責任に至つては最も少く僅かに一・六%に過ぎず。其後有限責任のもの増加率頗る大にして明治四十二年には既に無責任のものに凌ぎ其後有限責任の増加最も顯著にして大正十二年末

組織別組合数

に於ては有限責任八二・二%無限責任一六・〇%、保證責任一・八%となり昭和二年末に於ては有限責任八七・九%、無限責任一〇・三%、保證責任一・八%の割合を示すに至つた。之が累年の狀況を示せば次の如くである。但し明治三十八年末は當時、商工、山林、水産の各局主管に係り其組織別を知るを得ざるもの一一〇を除外せり。

年次	有限責任	無限責任	保證責任	計	有限責任	無限責任	保證責任
昭和元年末	一一、六八六	八、二二三	一〇、七二二	四、六九四	三六、三〇五	二三五	二、一〇八
同 二年末	一一、四四三	八、一五九	一〇、四八三	四、八七六	三五、九六一	二三九	一三八

年次	有限責任	無限責任	保證責任	計	有限責任	無限責任	保證責任
明治三十九年末	一、三七〇	五九五	九一六	二六五	三一、一四六		二
同 四十年末	一、九一五	九二〇	一、四八三	三五八	四、六七六		八
同 四十一年末	二、六八一	一、三三六	二、二七三	五三七	六、八二七		一四
同 四十二年末	三、八二三	一、九九九	三、二九二	七三八	九、八四二		一八
同 四十三年末	五、三三一	二、九〇四	四、二四二	九〇八	一三、三八五		一九
同 四十四年末	六、五六六	三、四九五	五、二〇八	一、一〇二	一六、三七一		一九
大正元年末	七、七三六	四、一〇九	六、〇八六	一、二八〇	一九、二一一		二〇
同 二年末	八、五三〇	四、五三七	六、七一〇	一、四六一	二一、二三八		二三
同 三年末	九、二七四	四、八八五	七、二四四	一、五九九	二三、〇〇二		二五
同 四年末	九、七三八	五、一一一	七、四五七	一、六七三	二四、九七九		二六
同 五年末	一〇、一九七	五、二七一	七、六六一	一、七五五	二四、八八四		二七
同 六年末	一〇、四九〇	五、五四七	七、八五四	一、八四五	二五、七三六		二七
同 七年末	一〇、九一五	五、九八五	八、三六三	一、九八四	二七、二四七		三三
同 八年末	一一、四八〇	六、五二五	九、一六一	二、二〇二	二九、三六八		四四
同 九年末	一一、九〇一	七、〇三二	九、八二一	二、四四八	三一、二〇二		五五
同 十年末	一二、一九二	七、四三四	一〇、二五四	二、七三四	三二、六一四		六五
同 十一年末	一二、四七八	七、七四〇	一〇、六九七	三、〇八四	三三、九九九		七四
同 十二年末	一二、七〇七	七、九四一	一〇、八六九	三、五三八	三五、〇五四		八五
同 十三年末	一二、八六四	八、一三五	一〇、九四九	三、九七七	三五、九二五		八五
同 十四年末	一二、八八〇	八、二二六	一〇、九二四	四、三五八	三六、三八八		八五

明治四十三年末	四、二〇四	二、九三八	一六六	七、三〇八	五七・五	四〇・二	二・三
同 四十四年末	五、二三五	三、二三五	一九三	八、六六三	六〇・四	三七・四	二・二
大正元年末	六、一〇五	三、三六八	二一〇	九、六八三	六三・〇	三四・八	二・二
同 二年末	六、八〇五	三、四三〇	二二〇	一〇、四五五	六五・一	三二・八	二・一
同 三年末	七、三三三	三、六〇二	二二五	一一、一六〇	六五・七	三二・三	二・〇
同 四年末	七、六三三	三、六四六	二三〇	一一、五〇九	六六・三	三一・七	二・〇
同 五年末	八、〇四七	三、四六〇	二四六	一二、七五三	六八・五	二九・四	二・一
同 六年末	八、三九三	三、三七六	二五六	一二、〇二五	六九・七	二八・一	二・一
同 七年末	八、九八七	三、二六六	二七〇	一二、五二三	七一・八	二六・一	二・一
同 八年末	九、七二六	三、一〇六	二七四	一三、一〇六	七四・二	二三・七	二・一
同 九年末	一〇、三二二	二、八四三	二七七	一三、四四二	七六・七	二二・二	二・一
同 十年末	一〇、八四一	二、六五九	二七二	一三、七七二	七八・七	一九・三	二・〇
同 十一年末	一一、三三一	二、四五四	二六二	一四、〇四七	八〇・七	一七・五	一・八
同 十二年末	一一、七二九	二、二七九	二五二	一四、二六〇	八二・二	一六・〇	一・八
同 十三年末	一二、一三八	二、〇五五	二五一	一四、四四四	八四・一	一四・二	一・七
同 十四年末	一二、三九一	一、八六七	二五九	一四、五一七	八五・三	一二・九	一・八
昭和元年末	一二、四九七	一、六二七	二四九	一四、三七三	八七・〇	一一・三	一・七
同 二年末	一二、四七五	一、四六四	二四七	一四、一八六	八七・九	一〇・三	一・八

總括概況

明治三十七年に於ける組合員数は總數四萬八千七百七人にし

て一組合に當り七十六人なりしが、大正四年には百二十四人に増加し、昭和元年には更に激増して二百九十八人平均となりて、明治三十七年の約四倍となり、總組合員数は正に八十二倍強となつてゐる。今之を職業別に見ると設立當初より農業者は最多數を占め商業、工業、水産業、林業（但し林業者は明治四十三年迄は加入者はなかつた）之に次ぎ、今日に至るまで此の順位を保つてゐる。而して昭和二年末に於ける各員數を大正四年末のそれと比較すれば増加率は林業者最も多く九・八倍に當り、商業者は四・九倍、工業者は三・九倍、水産業者は三・〇倍に各増加し、農業者は最も増加率少く二・七倍たるに止る。

明治三十七年に於ける運轉資金（拂込出資金、積立金、借入金、貯金）は一組合當り二千六百九圓にして、此の中積立金（甲）は二百三十圓、借入金（乙）は三百四十二圓、貯金（丙）は五百二十四圓である。之を一組合員當りに見ると、甲は三圓七錢、乙は四圓五十一錢、丙は六圓十一錢にして、大正四年には甲は三・三倍、乙は四・五倍、丙は六・二倍に各増加し、昭和元年に於ては一組合當り、甲は五千五百三十五圓の二四・一倍乙は八千七百十八圓の二五・五倍、丙は六萬六千二十五圓の一・二六・〇倍となり、一組合當りに見ると甲は十九圓、乙は二十九圓、丙は二百三十一圓に大増加を來してゐる。又資金として見ると一組合當り九萬二千六百四十一圓、一組合員當り三

百二十一圓と云ふ多數を見るに至つた。貸付金は明治三十七年に於て一組合平均二千四百九圓なりしも大正四年には其の二・三倍、昭和元年には二・五倍の多額に上り、貸付一件平均を見るに大正四年の六十三圓六十一錢に比し四・三倍の増加を示してゐる。次で年度末現在高にて自己資金（拂込出資金、準備金、積立金）に對する他給資金（借入金、貯金）の割合の年々の異動を見るに大正二年の十割五分より同九年の三十四割迄は漸次増加したるも以後遞減し、同十二年には三十割となれるも其後再び増加して昭和元年には三十八割を示してゐる。販賣額に於ては明治三十七年の一組合平均一萬四千五百十三圓に對し大正四年には此の間に於ける新設組合の激増せる爲め却つて三割八分の減少を見、其後漸次増加の趨勢を辿り昭和元年には二十割の増加となつた。購買品賣却額は大正四年に於て一組合平均四千二百五圓なりしも同九年には四・二倍に増加し、爾後昭和元年迄は多少の増減ありたるも結局三九倍に減少してゐる。又一組合員平均を見ると大正四年の三十四圓が同九年には二・四倍となり昭和元年には一・七倍となつてゐる。又大正四年に於ける一組合平均の利用料は大正四年には六百八十六圓なりしが同十年にはその一・八倍、昭和元年には三・四倍となつて漸次隆盛に向ひつゝある。之が總括概況の累年比較は次の如くである。

品等にして昭和元年度末全国の組合總數八千二百三十一。之を地方別に見るに兵庫縣の三百四十八を最大とし愛知(三三四)北海道(三三三)之に次ぎ、東京の五十一を最小とし沖繩(五五)大阪(六〇)之に次ぐ。全國組合員總數は二百二十四萬八千八百八十六人にして之を地方別に見ると最大なるは鹿児島(十一萬五千八百七十二)で新潟(一〇五、七八〇)山口(一〇〇七一二)之に次ぎ、最小なるは東京の八千四百七十四人にして之に次ぐものは山梨(一一、六五二)青森(一一、三九三)である。

全國總組合の出資總額は一億二百九十七萬一千八百六十四

圓にして内拂込済は七千四百三十二萬二千八百三十六圓に達し、諸積立金は四千三十六萬九千六百十六圓、借入金は七千九十九萬四千三百四圓を計上する。即ち自己資本の借入金資本に對する割合は一・六倍に當つてゐる。昭和元年度末現在に於ける販賣總額は二億二千二百二十九萬五千六百七十二圓にして之を一縣平均に見ると四百七十萬八千四百十九圓、一組合平均は二萬九千三百四十六圓、更に組合員一人當りは九十八圓である。

尙昭和元年度末現在事業實行組合の總組合數に對する割合は〇・三二八に當る。

地方別	種別	組合數	調査組合數	組合員數	出資總額	出拂込済額	積立金	借入金	事業實行組合數	販賣價額	純損益
北海道		三三	三三	三、六九	二、八六一、四八	二、一九九、六八	一、一四二、三九	一、八九一、一〇八	一七	四九、六七三	七、一八七
青森		一〇九	九四	一、三三三	一、二五〇、〇七〇	八五四、六七五	四〇〇、〇七九	五七、七三	五	九、六六〇	九、三三八
岩手		二四	九三	一、九九〇	七九、九七五	五七、九六七	三三、〇八七	四七、六二	五	一、三三、六一	三、一五八
秋田		二〇	七五	二、五六六	一、三〇六、五九七	九一、五九二	三三、六三二	四〇、六八七	七	一、七六八、一四三	六、七三三
山形		九六	九二	一、八九三	一、六〇三、八八一	一、三三三、七二六	二二、九三三	二、二四、六八〇	七	七、八三、四三二	一、〇六三
宮城		八九	九二	三、五三四	一、二七六、八七〇	五八五、二九三	三三、六七六	六九三、三二九	四	四七、三三二	一三、二九八
福島		八九	八三	一、七六八	一、一八三、四九九	八八四、八九六	四四〇、〇三三	八六四、六六六	三	一、四七、七五	六、一三三
茨城		八六	一七〇	三、二八七	一、八三六、七六〇	一、四七、三五六	七九、五八一	八二八、六三	七	一、三三、七九九	七〇、七二

地方別	種別	組合數	調査組合數	組合員數	出資總額	出拂込済額	積立金	借入金	事業實行組合數	販賣價額	純損益
栃木		二八	二二	三、三三九	一、五三三、三七九	一、一四四、〇九一	七〇〇、一五八	六三〇、一三三	一五	三三、四〇五	六、四九九
群馬		二五	二五	四、八三九	三、〇四〇、五九〇	一、九四〇、三二八	一、三三三、〇九八	五、五三三、七二四	二〇	三〇、〇九八、八九三	九、〇〇八
埼玉		二六	二六	九、七七二	四、六〇四、九五四	三、七〇四、四七七	一、一九二、六三三	一、四三〇、九〇九	九	四、一七四、七九九	二〇、一八三
千葉		二七	二七	一、八三二	一、八三二、一四七	一、二六六、三二七	五八八、二六四	七九、八六八	七〇	三、九一〇、八五八	八、二七〇
東京		二二	二二	八、四七四	一、一〇九、一三五	七五七、三三七	一七四、六二四	九三七、二五二	一一	四九、一四四	三三、九八八
神奈川		二二	二二	一、六六六	一、〇七二、二一一	五八、九七九	四八六、二二二	一一、一九八、一〇六	八	一、六七三、二六一	一、四四四
新潟		三三	三三	一〇、七八〇	三、四五六、四〇二	二、八六三、五七七	一、〇八、〇八三	一、八四七、六八八	七	八、〇四三、四八八	二九〇、九二八
富山		二四	二四	六、二八八	三、五五四、四三三	二、八二四、四三二	一、〇八八、一九二	九七八、〇四五	一四	六、一三三、九三九	三五四、一五四
石川		二二	二二	三、〇九六	一、九六六、六五一	一、三三三、七〇六	五〇三、七〇〇	一、〇六、四三六	一〇	二、四〇六、三九六	一三、七五九
福井		二六	二六	三、一四六	一、六九二、七七一	一、二四二、五九九	一、一七六、五九九	三、四三三、四三〇	七	二、〇七五、〇八九	二九九、一五
長野		二二	二二	九、七〇五	八、二八七、七六二	六、〇三三、一〇七	一、九三三、四四六	七、四四七、四六九	一四	四、二八四、三四三	二、〇九七、〇八九
岐阜		二二	二二	六、一七五	二、五三四、四四八	一、七七一、五九六	七、七四、三五二	一、三三六、五九七	一四	四、四七、〇三二	三三、二九六
滋賀		一八	一八	九、八四六	三、〇〇三、四二四	二、三三六、三七二	一、六五七、四三二	二、九六六、三九九	二七	九、一〇七、二一九	四二、四八七
山梨		六四	六四	一一、六五一	一、〇三三、二二五	九〇三、四一〇	四三三、八六六	六三三、〇三三	一四	八〇、九九三	九、六八五
静岡		二二	二二	九、〇〇〇	五、六六六、二九六	三、三三六、五七七	一、二二八、八〇〇	三、三三三、四七〇	一四	五、五九三、七二五	二八三、六四三
愛知		三三	三三	八、二四九	五、五三三、七四六	四、一四三、九六五	一、八〇〇、〇六四	三、〇九五、六六二	二二	三、二二二、五〇五	三、〇〇八
三重		二九	二九	五、三三三	二、六〇〇、八五二	二、六五、四九九	一、四八、一五四	一、六八五、七四	一〇	四、五三、三二	三三、三七七
京都		一五	一五	四、四三三	一、八七〇、九〇五	一、四五一、八九五	一、一五八、〇〇七	一、一七六、一九六	八	四、一三四、二四八	二四八、二二
兵庫		三三	三三	九、六九六	五、三四二、三四五	三、六三六、三七二	一、九〇〇、六六五	二、三三三、八三〇	一四	三、七二二、二六三	四三三、七七六
大阪		三〇	三〇	一、五、七四〇	七、四四、六七〇	五、三二、一七二	三三〇、六九九	九八、四四五	一四	四、五二、八八一	一、四、五三七

地方別	種別	組合数	調査組合数	組合員数	出資総額	拂込済出資	積立金	借入金	事業実行組合数	賣却價額	純損益
北海道		三三三	二九八	四五,七三三	三,三〇二,一八三	二,四三二,四九三	一,三二一,九九三	三,〇七三,三七四	二六六	七,八二一,七五三	三,四八,九三三
青森		一一八	一一一	一三,九三三	一,四四四,三三三	八五九,九四三	四四九,七四四	六〇〇,三三三	八	一,二八二,三三三	一〇三,五五八
岩手		一五七	一三〇	二七,五〇三	一,一〇一,三三三	七六六,〇〇八	四四二,三三三	五四九,三三三	八五	一,二二六,二七〇	九九,六六六
秋田		一七五	一六〇	四五,一五七	一,五二二,五九九	一,一六六,八七七	五七三,九九六	八五七,九九六	二七	三,一五三,〇〇四	一七三,七七五
山形		一八四	一四八	四七,四三三	二,八四三,六〇五	二,一〇五,三三三	五九三,七七三	三,一七三,三三三	一〇	九,九三三,〇〇四	八八,〇〇三
宮城		一七二	一五八	二五,七四七	一,三三七,三三三	八八九,四七七	五九三,八四八	六九三,七七三	二七	二,三三三,七七三	八二,五五五
福島		二二六	一九九	三三,三三三	二,三三〇,二一九	一,三三三,五九九	八〇〇,三三三	一,三三三,二一九	一四三	一,四九四,二四一	一八二,一五八
茨城		二〇二	一八〇	三〇,〇五五	一,三三三,二一九	一,三三三,五九九	七七七,八八八	八四三,三三三	一四三	一,八八九,三三三	八七,〇〇〇

購買組合に於ける組合数の最も多きは愛知の四百九十三にして兵庫、廣島之に次ぎ、沖繩の五十六が最低位にある。組合員数に於て最大なるは静岡の十二萬二千七百八十人にして鹿兒島、兵庫之に次ぎ、最も小數なのは沖繩の一萬四千八百五十七人である。

購買品目の主なるものは産業用品として肥料、農具、種苗等、經濟用品としては米、麥、雜穀、味噌、醤油、酒類、薪炭等である。昭和元年度末に於ける購買總額は一億五千三百五十四萬七千九百四十五圓、賣却總額は一億六千二百十九

購買組合(兼營包含)

萬二千二百八十八圓で差引すれば八百六十四萬四千三百四十三圓となり五分六厘強の利益(純益にあらず)を示してゐる。之れを一縣平均に見ると購買額は三百二十六萬六千九百七十八圓、賣却額は三百四十五萬九千圓となり、一組合平均にては購買額一萬五千五百八十七圓、賣却額は一萬六千四百六十四圓にして、其利益(純益にあらず)は八百七十七圓當りとなる。次に運轉資金を見ると全國總組合を通じて二億一千五百二十五萬九千四百十八圓にして、其内譯、自己資本の借入資本に對する割合は一・八倍に當つてゐる。尙事業實行組合数の總組合数に對する割合は七割一分強である。

合 計	沖 繩	鹿 兒 島	宮 崎	熊 本	長 崎	佐 賀	福 岡	大 分	高 知	愛 媛	香 川	德 島	山 口	廣 島	岡 山	鳥 取	島 根	和 歌 山	奈 良
八,三〇三	五五	三三六	一一五	一〇四	一一七	二二七	二〇七	二〇七	一〇八	一九〇	一五〇	八八	二〇七	三〇三	二九六	二一七	九三	二六	七二
七,五四一	四三	三〇七	九九	一〇〇	一一一	二〇四	一六三	一六三	一〇〇	一六五	一三六	八四	二〇三	二八五	二六六	二一四	九三	一〇〇	六六
二,二四八,一八六	一四,五三三	一五,八二二	四八,四九九	三〇,七七七	三三,〇二七	七六,八八九	二九,六八〇	二九,六八〇	二六,九二五	六三,四九九	五〇,七〇三	二二,五二五	一〇〇,七三二	八二,八二六	九九,一四二	四七,四七六	二五,一七七	二四,三三三	一五,八七五
一〇三,九七一,八六四	五八,九三〇	二,五三三,二四九	一,六三三,六八三	一,六九四,七〇〇	一,三三〇,三三三	一,四九〇,六六〇	一,一四三,九八六	一,一四三,九八六	一,〇三二,六六五	二,七三三,〇四二	一,五七三,九三三	一,〇六五,八八五	一,六七三,八七三	一,八三三,〇三三	二,七四七,三三三	一,一九一,六三三	一,二七九,〇七五	一,〇〇〇,一八五	八六六,五五五
七四,三三三,八三六	三九三,一四三	一,七七三,八二二	一,〇九九,九九九	一,四三三,三三三	七五〇,〇八三	一,〇六二,九九九	一,一五八,四二二	一,一五八,四二二	八〇〇,〇〇〇	七六〇,四九九	一,三三二,九九六	八〇五,八三七	一,五九九,六八〇	一,三七五,二一七	一,八四三,七九三	九一九,六三二	九六六,六三二	六七,九九六	四四三,三三三
四〇,三九九,六二六	二二,二八〇	九三三,八二五	六〇四,九九九	一,〇六一,九九六	三三六,一九四	六八三,六三六	四九三,七八三	四九三,七八三	三三三,九九三	六六二,七七三	八三三,〇七一	三三三,一一三	二,二七七,八四〇	一,四八八,五三〇	一,四八八,五三〇	七〇〇,三三〇	五九六,八八八	三九九,六四三	一八八,三三〇
七〇,九九四,三〇四	一九五,一六九	一,九九四,七七七	二,三三〇,三三三	六八九,一四三	六二七,四七六	一,六三三,〇三三	一,六三三,〇三三	一,六三三,〇三三	三〇〇,九九三	三〇〇,九九三	六四四,三三三	三九七,三三三	一,四七七,三三三	二,三三三,三三三	一,三三三,三三三	一,〇五五,七七〇	一,一五五,七七六	六九九,〇二二	四四四,六六六
三,一四九	六	九	七	三	三	九	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三三,二九五,六三三	五三,〇三三	一,六四三,六六九	九七四,九九五	二,六三三,九九九	六九九,六六六	四,四二一,三三三	四,四二一,三三三	四,四二一,三三三	九三三,四三三	二,三三三,九九九	九三三,九九九	四,三三三,三三三	四,三三三,三三三	一,七二一,九九六	四,三三三,三三三	二,三三三,九九九	二,三三三,九九九	一,五九九,八三三	六六六,六六六
八,六四三,六六六	五四,九九九	一,五九九,三三〇	九〇五,〇〇〇	二,四四三,三三三	六五,七七七	三,四四三,三三三	三,四四三,三三三	三,四四三,三三三	一九八,七七七	二,三三三,九九九	二,三三三,九九九	二,三三三,九九九	二,三三三,九九九	三,三三三,九九九	三,三三三,九九九	七九,七七七	〇五五,三三三	〇三三,八三三	六七七,三三三

鹿島	宮崎	熊本	長崎	佐賀	福岡	大分	高知	愛媛	香川	徳島	山口	広島	岡山	鳥取	島根	和歌山	奈良	大阪	兵庫
一五八	九三	七四	元	四	二六	七五	七〇	二七	二八	六六	二〇	二五	二四	八二	六〇	六	四九	三	一七
一四八	六	五	元	四	一三	六〇	七	二九	一〇七	六四	二七	二四	二元	八	五	三	四	六〇	一七
七、九六一	六、〇六〇	三、五九三	九、〇四八	一、九七三	四、七五七	二、三三三	二四、三〇五	五、九三二	四、七六七	一、八六八	五七、八七	六、五五四	四、六二	三、四、四六	一五、〇三〇	八、九六九	一、二七〇	一三、九五	四六、五二
二、〇九二、八六五	一、四七三、九二七	一、〇〇一、三六七	四、八四、六三三	九八三、一五八	一、七三三、六三三	五〇、八四八	七五、七六六	二、五四、九六一	一、四八七、七六	一、〇四三、一四五	一、三〇七、〇三八	一、六七、〇三八	一、二七、二五三	八八六、五九二	八〇四、五〇六	五、八八〇	六、九七、七五	九六三、六八〇	二、六〇一、四二〇
一、三六二、二〇三	九八八、五〇〇	七九、〇五五	三三、二二	五三、九八〇	一、三三三、一七三	四二、八八六	七三、三三六	一、六四、九六一	一、二五四、九七八	七三〇、二四	八七五、五九四	一、二六、四七八	八八七、四六四	六六、五九	五、四、九〇七	二、九六、二八七	三、八、七九九	七九七、二七	一、九五、六三六
六八、六〇八	五五七、四一〇	六一、九六	一〇〇、八〇五	一九六、八六八	九二五、五三	一五八、一七三	五七、〇五一	八〇六、〇八二	七四、六四〇	一九七、二六六	一、四三、五八九	一、三〇九、八八七	六二、二八	六七、四九七	三、六五、一五六	二、七四、四三三	一九三、〇八五	三九三、九九	一、〇四五、五三三
一、二八五、二七一	一、七九三、三四四	五二八、三四〇	二七、〇六二	二九八、四九六	一、二五四、六一	三、四、三〇三	二七、六八三	一、六九、〇三八	九四、五二	四〇八、九七一	七五、三九	一、四三九、八二	一、二七、八九〇	六〇、三〇五	八三、四八三	一、七六、五八四	五〇六、五六八	一、七六、〇五二	一、四四、三九八
九	六	三	一	二〇	九四	二五	四〇	四八	三八	三四	六六	五七	五三	四	三	三	三	三	七
一三、四三三	四三、二八	五、四一八	三〇、〇三六	二七、三三三	三三、〇三六	一七、四九八	三六、一四四	六七、〇七五	三三、三〇	三九、四八九	五二、四七	五〇、九六八	一〇〇、三六一	四二、二七九	一七、九八五	八、〇三二	二七、六一	一三、一〇一	二五八、三四
一五、三三九	二九、三三〇	三六、六六六	二、〇八一	三九、七九八	二〇、七五三	一、七、八八三	五八、八八三	一五、二、八〇二	一六四、三六	七二、一七四	二〇、四二四	二七、六〇二	一七、六〇四	一一〇、一四六	五、七九八	六八、九四四	五七、九二五	一四、一〇〇	二四六、元一

沖繩	合計
二〇	四、六七八
一七	四、三六
六、八五四	一、四四、六七七
三三、三四〇	七四、〇六、〇九五
一〇五、八七八	五、〇七、〇一一
五、六〇三	二四、二七、三五五
八四、三四四	五、〇四九、四一七
五	二、三三
一一、一〇〇	四、一八、九〇〇
一九、三三三	四、三、八五二

市街地信用組合

市街地信用組合に於ける組合数及組合員数の年度末現在の累年の移動を見るに、大正六年の施行當時には鳥取縣に一組合の設立を見たるのみにして組合員六百人を有してゐた。然るに大正十二年には組合数百七十六、一組合平均組合員数六百十三人となり、昭和三年六月末に於ては前者は二百四十七後者は一千人に増加してゐる。又拂込済出資金の一組合平均を見ると、大正十年の七萬五千四百二十七圓より昭和三年六月末の十五萬四千四百六十二圓となる迄順次増加を示してゐる。年度末現在一組合當り貯金に對する貸付金の割合の年々の移動を見ると、大正七年には貯金の九割三分を算してゐた

昭和三年六月末現在地方別市街地信用組合現況

地方別	種別	組合数	調査組合数	組合員数	出資總額	拂込済出資	積立金	借入金	預金	有價證券	貯金	貸付金	割引手形
北海道		一〇	八	四、八四六	九六八、一三〇	五九九、二九五	五八、七四三	五、二七	二八、三六三	一八、〇二	三、七、七五	九四六、五七九	—
青森		六	六	四、九四四	一、一八九、一三五	七三、七三〇	八六、九四三	三〇、六〇三	七三、五四	六〇、七七三	一、七四、九五五	一、六五、三三八	一三、四〇一
岩手		一	一	二、七三	二、九、四〇〇	三、二、三三	七四、九八	—	一、六五、三二	一四、〇二〇	七、五四、三四	八三、一七五	一四、五二五
宮城		二	二	三、〇七	三、八〇、三三〇	三、四、二八〇	二、四、三六七	一九一、七〇四	七四、四九	二九、二七九	五、六、七六	八、九五〇三	—
秋田		三	三	三、三六七	七、五、六九〇	七、〇、五四三	三〇、九八二	四六、六〇一	三、四、四三	二〇、〇八九	一、四、四、三四	一、八〇三、九五三	一〇、七、五四

ものが同十二年に八割四分、同十四年には八割と漸減し昭和三年六月末には八割一分を示してゐる。

次で縣別に組合数を見ると東京の三十四が最も多く、廣島（十六）京都（十三）の順であり、福井縣には未だ一組合の設立をも見ない。一組合のみ有するものに岩手、奈良、島根、高知、佐賀、鹿兒島、沖繩の諸縣がある。

組合員数に於ては大阪の二六、二八一人が最高であり、東京（一五、八五六）兵庫（一二、九五八）が之に次ぎ、員数少きものは、福井の絶無は例外として、奈良の三六三人、沖繩の七〇四人の順である。以下之が縣別概況を表示する。（昭和三年六月末現在）

青森	岩手	秋田	山形	宮城	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	長野	岐阜	滋賀
47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
13,252	13,252	13,252	13,252	13,252	13,252	13,252	13,252	13,252	13,252	13,252	13,252	13,252	13,252	13,252	13,252	13,252	13,252	13,252	13,252
11,426	11,426	11,426	11,426	11,426	11,426	11,426	11,426	11,426	11,426	11,426	11,426	11,426	11,426	11,426	11,426	11,426	11,426	11,426	11,426
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,697	1,697	1,697	1,697	1,697	1,697	1,697	1,697	1,697	1,697	1,697	1,697	1,697	1,697	1,697	1,697	1,697	1,697	1,697	1,697
175,292	175,292	175,292	175,292	175,292	175,292	175,292	175,292	175,292	175,292	175,292	175,292	175,292	175,292	175,292	175,292	175,292	175,292	175,292	175,292
331	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331
1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833	1,833

市街地購買組合(消費組合)

市街地購買組合に於ける組合数及一組合平均組合員数の累年の異動を見るに組合数にありては明治四十四年は僅に十九なりしも大正十年には其の四・四倍、昭和二年には七倍となり逐年増加の趨勢にある。一組合平均組合員数にありては明治四十四年の五百七人に比し大正十年には其の一・四倍の六百九十五人、昭和二年には一・八倍の九百十人にして此間多少の増減ありしも大勢に於て増加の傾向を示してゐる。一組合平均積立金は明治四十四年は千四百二十二圓にして、大正五年に至つて二千九百三十二圓に増加し二倍強となりし、同十年には二千三百五十圓に激減し、以來次第に増加し昭和二年には五千五百十三圓となるに至つた。又一組合平均拂込済出資金にありては明治四十四年の六千五百五十六圓より漸増して、大正十年には一萬二千九百八圓となり、大正十二年には一萬四千四百七十九圓に達したるが爾來稍減少を示し、昭和二年には一萬三千四百十九圓を示してゐる。一組合員平均借入金は大正五年には二圓八錢にして明治四十四年の四圓十錢に比して約半減してゐるが爾來年を逐ふて増加し、大正十年には

北海道	調査組合数	組合員数	出資総額	拂込済	積立金	借入金	購買高	賣却高	預金	剰餘金
6	4,056	123,966	7,893	9,445	85,236	1,446,677	1,570,833	1,849,545	5,845	

九圓十錢となり、昭和二年には二十一圓二錢に上つてゐる。購買品の主なるものは米、薪炭、食料品、酒、呉服類、洋物、雜貨、醬油、砂糖、雜穀、乾物等である。一組合員平均賣却高の累年の異動を見るに明治四十四年には百二十九圓なりしも、大正十年には百七十六圓に上り、昭和二年には稍減じて百六十一圓となつてゐる。素より大勢は漸増の傾向に向つてゐる。

更に又運轉資金に對する剰餘金の割合の累年の異動を見るときは明治三十九年より昭和二年に至る迄異動甚だしく、結局明治四十四年には一割二分、大正五年には一割六分に増加せるも同十年には一割一分同十四年には五分となり昭和二年には再び一割に戻つてゐる。

今府縣別に之れを見るに組合数の最も多きは東京の十六にして、栃木(九)京都(八)之に次いでゐる。組合員数に於ては東京の二萬三千三百五十二人が最高で福岡(一八、五四一)大坂(一一、八八六)北海道(一一三、九五六)の順位である。次に之が概況を示す。(昭和二年末現在)

種 目	年 次									
	明治三十三年末	大正四年	大正九年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年		
信用組合聯合會										
販賣組合聯合會										
購買組合聯合會										
利用組合聯合會										
販購組合聯合會										
販利組合聯合會										
購利組合聯合會										
販販組合聯合會										
信購組合聯合會										
信販組合聯合會										
信購利組合聯合會										
信販購利組合聯合會										

聯合、購買組合聯合會之に次ぐ。其他の聯合會は大正十年以來増加の趨勢を示して居らぬ。利用組合聯合會の單營は大正十四年に初めて一つの設立を見るに至り其の後の設立を見ざ

るは利用事業の困難を示すのであらう。之が發達の狀況を示せば次の如くである。

昭和二年	年次	經營主體數	棟數	坪數	收 容	
					穀 物	力
昭和二年	計	二、〇八	三	二、〇	四、五八	一、三九、二八二
佐賀		二	一	二	七	一八、三六
長崎		三	一	一	三	一、二六、一八
熊本		五	二	三	七	一、三六、六〇
宮崎		三	一	一	二	一、三六、六〇
鹿兒島		三	一	一	二	一、三六、六〇
沖繩		一	一	一	一	一、三六、六〇
合 計		二、〇八	三	二、〇	四、五八	一、三九、二八二
昭和元年		二、三九	三	二、〇	四、八七	一、四九、五五〇
現在		二、〇八	三	二、〇	四、五八	一、三九、二八二

産業組合聯合會の組織の認められたるは明治四十二年の組合法改正の結果である。其の翌四十三年の設立聯合會數は十

一 種類別聯合會數

第二節 産業組合聯合會 第一 産業組合聯合會累年比較

三に過ぎなかつたが大正十三年末迄は二百五迄増加し昭和二年末には百八十二となつた。而して各種聯合の中販賣購買組合聯合最高にして總數の三割二分強五十九を示し、信用組合

二 事業別聯合會數

産業組合聯合會の認められてより大正十三年迄は各事業共漸次増加の趨勢を示し、聯合會數三百七十六に對する百分比は信用事業を行ふもの二・八販賣三〇・八購買四三・一利用四・三を示したるも爾後減少し昭和二年末に於ては三百二十五となり之に對する百分比は信用二一・五販賣三二・三購買四〇・〇利用六・一となつて居る。

之が累年比較を示せば次の如くである。

種 目	十 三 年	十 四 年	十 五 年	十 六 年	十 七 年	十 八 年	十 九 年	二 十 年	二 十 一 年	二 十 二 年	二 十 三 年	二 十 四 年	昭 和 元 年	昭 和 二 年
信用組合聯合會	二	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	七
販賣組合聯合會	九	七	七	九	九	八	八	八	八	八	八	八	八	七
購買組合聯合會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
利用組合聯合會	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三	一三	一三	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一八

備考 本表に於ける各事業組合數は兼營を包含するものとす

三 産業組合聯合會事業概況

大正元年に於ける一聯合會平均所屬組合四十一より逐年増加し昭和元年には二・一倍強となり、一所屬組合平均出資額は三百五十圓、同じく拂込濟額百三十圓なりしが昭和元年に於ては前者は一千二百七十二圓、後者は七百九十一圓に増加して居る。今拂込濟出資金、積立金、借入金、貯金を資金として總括的に見ると年度末現在の内部資金(拂込濟出資金、積立

状態に在る。更に年度末現在の貯金額に對する貸付金額の年々の移動を見ると大正元年の一・一六倍より大正三年の二・〇九倍に至る迄漸増したるも大正四年以來漸減して同十三年に於ては〇・六九倍同十四年に於ては〇・五五倍に減少し、昭和元年には〇・五九倍になつて居る。販賣品目の重なるものは生絲、繭、米、麥等にして其の販賣額は大正元年より同八年に至る迄此の間同四年に於て前年の約七分二厘の減少を見たるのみにして漸増しつゝあつたが同九年の財界變動の爲め四割五厘の激減を來したるも以來漸次増加しつゝある。而して昭和元年に於ける販賣額は三千九百二萬四千二百五十六圓にして購買額は二千三十五萬六千六百四十四圓にして其の購買品の主なるものは肥料農蠶具、鹽、醬油、砂糖、魚類、薪炭業なり。利用設備の主なるものは印刷機械、教婦、指導員、糶摺機等なり。次に之が狀況を示す事にする。

種 目	大 正 元 年	大 正 四 年	大 正 九 年	大 正 十 一 年	大 正 十 二 年	大 正 十 三 年	大 正 十 四 年	昭 和 元 年
調査聯合會	二六	七三	一五五	一八七	一九〇	一九七	一八八	一七四
所屬組合	一、六四	三、六五	八、〇八四	一〇、七四七	三、四三六	一、三三七	一四、二九七	一五、三五四
出資總額	四二、三〇〇	一、四四、三三〇	四、五八、六九〇	八、九三、八七五	一、二四、三、六〇〇	一、四、九七五、五七〇	一、七、九〇六、三四〇	一、九、五五七、二一〇
拂込濟出資	一五、六四九	五七、一六八	二、四四、〇九八	四、六七、〇八三	六、四三、一六三	八、五三、二八八	一〇、一八九、八五三	一、一、五五、四三三
積立金	三三、〇三三	一、三三、六六〇	七、九五、六三三	一、〇八九、三八	一、四三、七九八	一、六三、七三三	一、六六、三〇九	二、一七、七三三
借入金	三四、六六六	一、三四、六三二	七、二五〇、八七	九、四七、七四	一、一、三、八六九	一、三、一、九、二二	一、五、四、八、九四三	一、九、四、〇、七七〇
信用調査聯合會數	二五	五三	六六	九〇	八三	八二	七三	七三
貯蓄金	二八、五〇〇	一、〇八〇、三三	二、一、五〇、四七	二〇、八元、四四	二、五、七、五、四三	三、七、六、八、五三	五、九、六、七、一四九	七、一、六、五、〇三三
貸付金	三三、一〇三	一、三、六〇、八一	八、四、五、三、三三	一、七、八、七、〇〇四	三、三、八、八、五、四	二、五、八、二、〇三	三、三、七、四、七、七	四、三、五、四、八八一
販賣調査聯合會數	一三	七	七	一〇四	一〇一	一〇六	八八	九四
販賣高	七、九五、六八	八、九〇三、〇二五	二〇、三、三、二、七四	三、四、八、五、五、六	四、〇、八、七、一、九〇九	三、五、六、七、五、八六	三、九、五、〇、一、九五	三、九、〇、二、四、三、六

購買 事業	調査聯合會數	購買 高	調査聯合會數	利用 事業		剩 餘 金
				利 用 料	利 用 料	
一四	二六、八九	三、七、九、九	一、〇〇	一四	二、四、四三	三、七、六三
二〇	三、七、七、三、九、八	六、七、七、三、九、八	二〇	一	三〇、五一	三〇、五一
一四	一四	七、七、三、六、七	一四	一	一〇、八、三〇	一〇、八、三〇
一七	一七	七、八、九、八、四、三	一七	一	九、六、三三	九、六、三三
一五	一五	二、九、七、八、四、七	一五	一	三、一、六、七	三、一、六、七
二五	二五	一、六、七、一、九、八〇	二五	一	一、五、九、三、三	一、五、九、三、三
二七	二七	二〇、三、五、六、〇、六四	二七	一	七、四、一、三三	七、四、一、三三

第二 地方別産業組合聯合會現況

聯合會數に於て最高を示せるは愛知の十二にして岡山、山口、愛媛の各九之に次ぎ宮城、栃木、山梨、鳥取、島根、長崎、熊本、鹿兒島、沖繩の各縣は各一聯合會を有するに過ぎない、所屬組合數にありては東京の一千一百五十六最高にして愛知の八百六十三之に次ぎ長野、埼玉、新潟、岡山之に次ぎ沖繩の四十三が最下位にある。次に拂込済出資金に付いて見るに、長野の二百九十萬四千九百七十四圓を第一位とし東京、愛知之に次ぎ奈良最も少く積立金は長野の三十九萬三千七百六十六圓首位を示め静岡、東京之に次ぎ最下位は鹿兒島にして僅に八圓を示して居るに過ぎない。借入金は滋賀の二百四萬九千二百圓(所屬一組合平均借入高六千九百二十三圓弱)を最高とし長野東京之に次ぎ最下位は長崎の四萬八千二百七十圓(一組合平均借入金三百五十五圓弱)である。貸付金にありては長野の六百七十一萬六千四百圓(一組合平均貸付高八

千八百二十六圓弱)を最高とし東京之に次ぎ福井の十三萬八千十四圓所屬(一組合平均貸付高五百七十三圓)を最低とす、貯金に於ては長野の七百二十二萬六千六百四十四圓を最高とし愛知之に次ぎ沖繩の二萬一千九百九十七圓を最低とす。更に又所屬一組合平均の販賣額購買額を見るに前者にありては生糸を主なる販賣品とする群馬の二萬九千三百八十四圓最も多く、福井の二萬六千六百七十九圓、長野、愛知之に次ぎ、愛媛(一圓六十五錢強)青森(三圓六十七錢)茨城(四圓五十一錢)は何れも五圓に充たざる有様にて後者は山口の四千六百四十三圓が最後として香川の三千八百六十七圓之に次いでおる。

左に之が縣別狀況を掲げる(昭和二年度末)

種目	地方別	聯合會數	所屬組合	出資總額	拂込済出資	積立金	借入金	貸付金	貯金	販賣額	賣却價	利用料	剩餘金	
北海道	北海	二	二	二、六九、〇〇〇	一〇、五、九、六、一	一〇、一、九、九、六	三〇〇、五、五、九	三三三、〇、七、七	三、六、〇、五、四	三、六、八、三三	七、四、〇、五、三	—	二、三、三、九、六	
	青森	二	二	一、六六、〇〇〇	一、四、七、七、〇	三、〇、五、五、五	一、八、五、〇、五、五	三、六、〇、四、四、〇	三、三、一、一、四、一	五、六、四	一、八、〇、六、〇	—	一、三、七、二、〇	
	岩手	二	二	一、七〇、〇〇〇	一、八、〇、四、四、四	二、二、七、七、九	一、六、四、四、六	一、九、八、七、三、三	二、六、〇、〇、六	—	—	—	—	六、一、四、四、二
	秋田	三	三	一、七五、〇〇〇	一、六、三、三、〇、五	一、一、六、五、九	九、三、九、三、八	一、八、六、六、七、〇	一、六、三、一、〇、七	—	—	—	—	三、三、五、七、七
	山形	二	二	一、七五、〇〇〇	一、五、一、〇、九	七、三、四、八	五、九、九、〇、九	一、〇〇、四、一、〇、五	三、七、六、九、九	—	—	—	—	一、七、八、六、五
	宮城	一	一	一、三三、〇〇〇	一、三、七、〇、〇	七、三、九、八	一、九〇、七、二、四	二、九、五、四、三、八	六、三、一、六、三	—	—	—	—	六、九、三、三、三
	福島	二	二	一、三三、〇〇〇	一、三、七、〇、〇	七、三、九、八	一、九〇、七、二、四	二、九、五、四、三、八	六、三、一、六、三	—	—	—	—	六、九、三、三、三
	茨城	三	三	一、三三、〇〇〇	一、三、七、〇、〇	七、三、九、八	一、九〇、七、二、四	二、九、五、四、三、八	六、三、一、六、三	—	—	—	—	六、九、三、三、三
	栃木	一	一	一、三三、〇〇〇	一、三、七、〇、〇	七、三、九、八	一、九〇、七、二、四	二、九、五、四、三、八	六、三、一、六、三	—	—	—	—	六、九、三、三、三
	群馬	六	六	一、三三、〇〇〇	一、三、七、〇、〇	七、三、九、八	一、九〇、七、二、四	二、九、五、四、三、八	六、三、一、六、三	—	—	—	—	六、九、三、三、三
	群馬	六	六	一、三三、〇〇〇	一、三、七、〇、〇	七、三、九、八	一、九〇、七、二、四	二、九、五、四、三、八	六、三、一、六、三	—	—	—	—	六、九、三、三、三
	千葉	二	二	一、三三、〇〇〇	一、三、七、〇、〇	七、三、九、八	一、九〇、七、二、四	二、九、五、四、三、八	六、三、一、六、三	—	—	—	—	六、九、三、三、三
	東京	二	二	一、三三、〇〇〇	一、三、七、〇、〇	七、三、九、八	一、九〇、七、二、四	二、九、五、四、三、八	六、三、一、六、三	—	—	—	—	六、九、三、三、三
神奈川	三	三	一、三三、〇〇〇	一、三、七、〇、〇	七、三、九、八	一、九〇、七、二、四	二、九、五、四、三、八	六、三、一、六、三	—	—	—	—	六、九、三、三、三	
新潟	三	三	一、三三、〇〇〇	一、三、七、〇、〇	七、三、九、八	一、九〇、七、二、四	二、九、五、四、三、八	六、三、一、六、三	—	—	—	—	六、九、三、三、三	
富山	七	七	一、三三、〇〇〇	一、三、七、〇、〇	七、三、九、八	一、九〇、七、二、四	二、九、五、四、三、八	六、三、一、六、三	—	—	—	—	六、九、三、三、三	
石川	二	二	一、三三、〇〇〇	一、三、七、〇、〇	七、三、九、八	一、九〇、七、二、四	二、九、五、四、三、八	六、三、一、六、三	—	—	—	—	六、九、三、三、三	
福井	三	三	一、三三、〇〇〇	一、三、七、〇、〇	七、三、九、八	一、九〇、七、二、四	二、九、五、四、三、八	六、三、一、六、三	—	—	—	—	六、九、三、三、三	

地方別	昭和二年度末		昭和三年度末		百分率
	現在組合數	加入組合數	現在組合數	加入組合數	
北海道	四九一	一五一	一五五	一五五	三〇
青森	二一九	一五五	一七三	一七三	七〇
岩手	二〇〇	一七三	二二〇	二二〇	八六
秋田	二五二	二二〇	二二〇	二二〇	八七
山形	二九三	二二三	二二三	二二三	七六
宮城	二一〇	一七〇	一七〇	一七〇	八〇
福島	三三〇	二六二	二六二	二六二	八一
茨城	二二七	二二七	二二七	二二七	一〇〇
栃木	一八二	一一三	一一三	一一三	六二
群馬	三七三	三六二	三六二	三六二	九七
埼玉	四二九	四二六	四二六	四二六	九九
千葉	三四六	二七九	二七九	二七九	八〇
東京	二六四	二二六	二二六	二二六	八五
神奈川	二一五	一九二	一九二	一九二	八四
新潟	五一三	四四七	四四七	四四七	八七
富山	三二〇	二七八	二七八	二七八	八六
石川	二五一	一八八	一八八	一八八	七四

第二 地方別會員數及加入率

地方別	昭和二年度末		昭和三年度末		百分率
	現在組合數	加入組合數	現在組合數	加入組合數	
福井	二七二	一七八	二九二	二九二	六五
岐阜	四七一	三九七	四一六	四一六	八四
滋賀	四九六	二九二	二九二	二九二	五八
山梨	二一四	二〇二	二〇二	二〇二	九四
静岡	二〇七	二〇一	二〇一	二〇一	九七
愛知	四五〇	四一六	四一六	四一六	九二
三重	六五〇	六三四	六三四	六三四	九七
京都	四一一	三四六	三四六	三四六	八四
兵庫	二九八	二八四	二八四	二八四	九五
大阪	五七一	四八一	四八一	四八一	八四
奈良	二三四	二〇四	二〇四	二〇四	八七
和歌山	一八三	一一六	一一六	一一六	六三
鳥取	三〇九	一五二	一五二	一五二	四九
島根	二二六	一九三	一九三	一九三	八五
岡山	三二九	二九八	二九八	二九八	九〇
広島	四三九	四二四	四二四	四二四	九六
山口	四五九	四〇〇	四〇〇	四〇〇	八七
徳島	二八二	二四七	二四七	二四七	八七
香川	一七六	一三九	一三九	一三九	七三
福岡	二一一	一四四	一四四	一四四	六八

第一 會員數及支會數累年比較

年	會員數		支會數
	正會員	贊助會員	
明治四十二年	二、八六八	二、三八七	一〇
同 四十三年	三、五四九	二、五八八	三八
同 四十四年	三、四六四	二、六五二	三九
大正元年	五、〇七〇	二、五三四	四一
同 二年	五、七一一	二、四八五	四一
同 三年	六、二八二	二、五二〇	四四
同 四年	六、九四〇	二、六六七	四五
同 五年	七、五二二	二、六六四	四六

第一節 産業組合中央會

我が國産業組合の全國的中央機關としては、指導獎勵機關としては産業組合中央會あり、金融機關として産業組合中央金庫あり、購買事業の中央機關として全國購買組合聯合會あり、此等の沿革、機能に就ては第一部第一編第一章に於て記

第三章 全國的産業組合中央機關

述せらるるを以て此處には主として此等團體の各種數字並に昭和二年度の事業狀況に付き記載することにした。尙ほ我が國組合製絲の中央機關たる大日本生絲販賣組合聯合會は昭和三年三月を以て設立されたのである。

年	正會員	贊助會員	支會數
大正六年	七、八二三	二、二六六	四六
同 七年	八、四四三	二、二七四	四七
同 八年	九、〇九九	二、二八二	四七
同 九年	九、五七六	二、三三九	四七
同 十年	一〇、〇四四	二、四一	四七
同 十一年	一〇、五九五	二、〇一九	四七
同 十二年	一一、〇六八	一、八四四	四七
同 十三年	一一、九三九	一、四五三	四七
同 十四年	一二、二二五	一、四四五	四七
昭和元年	一一、五九一	一、四四二	四七
昭和二年	一一、四九二	一、〇三五	四七

種目	會社			事業			收入			年次
	會費	業務費	事務費	其計	其他	交付金	其他	計	費	
明治十二年	二,四六六	七,四	一,七四四	一,三五八	六,二六三	九四七	一,三四七			
大正三年	二,六九三	四,三九六	一,五〇〇	四,五一	三,六三三	三,六七	一七,三八			
大正八年	三,一九九	六,五二八	一,五〇〇	一,一四六	五,四九一	三,九三	二〇,一五〇			
大正十一年	三,八九八	一〇,八〇五	四,〇〇〇	三,〇四八	二,五六一	二,八六六	四八,九四〇			
大正十二年	四,一八五	三,七三三	三,八五〇	四,〇六七	二,三二一	三,二三五	五,四六			
大正十三年	六,三六三	七,六四六	四,五〇〇	三,五七七	一,四九〇	二,八一〇	六八,〇九一			
大正十四年	七,八九三	三,三三三	四,五〇〇	四,五三三	一,六七三	二,九四九	八二,七五一			
昭和元年	六,五五九	九,三三九	四,五〇〇	四,八四	一,五七九	一,五二〇	一〇三,三三三			
昭和二年	七,三五	一四,八七二	六,一〇〇	四,〇四八	一,七二七	一,八〇七	一〇二,三七			

第四 收支累年比較

種目	實務講習		講習		監査		年次
	回數	修了者數	府縣平均回數	府縣平均回數	組數	日數	
明治十二年			四元	一五			
大正三年			八〇五	三三			
大正八年			一,一五六	二六			
大正十一年	一八三	二,三〇三	九〇〇	二〇			六九
大正十二年	一六四	三,七四四	一,一八二	二七			九七
大正十三年	八二	四,七五五	一,〇七九	二六			二二
大正十四年	一〇六	四,五〇四	一,〇〇〇	二六			二六
昭和元年	一七六	五,八九〇	九九五	二七			二六
昭和二年	二二	四,六三七	八四六	三			二二

(内聯合會)

第三 事業概況累年比較

種目	普通講習		長期講習		年次
	回數	開催府縣數	回數	修了者數	
明治十二年	七	元			
大正三年	三	三			
大正八年	一〇〇	三			
大正十一年	一三	三			
大正十二年	二六	四			
大正十三年	四	三			
大正十四年	四	〇			
昭和元年	三	三			
昭和二年	三	三			

種目	鹿島	宮崎	熊本	長崎	佐賀	福岡	大分	高知	愛媛
明治十二年	二四六	一七五	一九八	一六七	一四二	四二〇	二六〇	二二〇	二九二
大正三年	一七六	八八	一二〇	一一八	一三七	三八〇	二一五	一九八	一七一
大正十一年	七二	五〇	六〇	七六	九七	九〇	八二	九〇	五八

年度別	會員		合計
	正會員	贊助會員	
前年度末	二,四四五	一,四〇三	四,八四八
本年度末	三,一三六	一,四〇三	四,五三九
增加度	六八八	〇	六八八
減少度	〇	〇	〇
現年度末	二,七七一	一,〇五五	三,八二六

會員ノ數及其ノ移動左ノ如シ(昭和三年三月三十一日現在)

支會交付金	一、五、三	一〇、八、八	一三、五、九	一五、九、三	一五、九、三	一六、八、四	一七、八、九	一八、三、五	一八、三、五	三〇、三、八
其	一、二、五	一、二、四	六、二、五	二七、八、七	二四、二、四	三、二、七	三、二、八	三、二、八	三、二、八	三、八、七
他	四、一、四	三、三、二	四、一、九	一〇、一、六	二、一、二	一、七、一	一、七、一	一、七、一	一、七、一	一、八、一
計										

第五 昭和二年度事業報告

一 事業の状況

(一)第二十三回全國産業組合大會の開催
昭和二年十月一日より三日間静岡岡中静岡縣師範學校に於て第二十三回全國産業組合大會を開催す來會者六千名を超へ組合表彰、本會功勞章贈進、協議、講演、組合實驗談等あり尙本會に提出附議せられたる協議問題五十二件ありたり

(二)組合表彰及功勞章贈進
第二十三回全國産業組合大會に於て成績良好なる組合兵庫縣大路村信用販賣購買組合外六組合の表彰を行ひ尙巽に表彰したる組合中成績顯著なる岡山縣、茶屋町信用販賣購買組合、鹿兒島縣、末吉信用販賣購買利用組合に對し夫々恩賜財産特別獎勵金貳百五十拾圓宛を授與し特に之を表彰したり
又産業組合の普及發達若くは産業組合の經營に盡瘁せる功勞者三十四名に對し功勞章を贈進したり

(三)支會役員協議會の開催
昭和二年五月二十四日本會事務所に於て第二十七回支會役員

協議會を開催し四十七支會役員出席し組合指導其の他に關する問題二十三件に就き協議をなし又同年九月二十九、三十の兩日静岡市教育會館に於て第二十八回支會役員協議會を開催し四十六支會役員出席し組合指導其の他に關する問題五件に就き協議し又昭和三年一月十三、十四の兩日本會事務所に於て第二十九回支會役員協議會を開催し四十三支會役員出席し組合指導其の他に關する問題九件に就き協議を爲したり

(四)支會主事々務打合せの開催
昭和二年五月二十五日本會事務所に於て第一回支會主事々務打合せを開き各支會主事出席事務の連絡其他に付打合せを爲したり

(五)産業組合協議會の開催
昭和二年五月二十六日より三日間本會事務所に於て第五回産業組合協議會を開催す出席者は各道府縣郡及支會の主事及主事補等百十一名にして産業組合指導上必要なる事項六十三件に付協議研究を爲したり

(六)第五回全國市街地信用組合協議會の開催
昭和二年九月三、四の兩日秋田市秋田縣記念會館に於て第五

回全國市街地信用組合協議會を開催し各府縣より二百名出席市街地信用組合の發達に關する問題三十八件に付協議を爲したり

(七)道府縣區域信用組合聯合會協議會の開催
昭和二年九月三十日静岡縣教育會館に於て道府縣を區域とする信用組合聯合會協議會を開催し三十一名出席し資金供給に關する協議を爲したり

(八)全國農業倉庫協議會の開催
昭和二年七月四、五の兩日東京市赤坂溜池三會堂に於て全國農業倉庫協議會を開催し各道府縣の主任官及農業倉庫の理事者百六十九名出席し農業倉庫の普及發達に關する問題四十二件に付協議を爲したり

(九)購買組合協議會の開催
購買組合及購買組合聯合會の系統的聯絡並に其の振興を期する爲め昭和二年七月一日以降左の各縣に於て購買組合協議會を開催し本會より役員出席し購買組合振興に關する重要事項に付協議し其の實行を期したり本協議會の開催月日並に本會より出席の役員左の如し

縣 名	期 日	出席者數	本會より出席の役員名
埼玉縣	七月一日	二六〇	月田理事 千石主事
千葉縣	七月二十五日	一七〇	月田理事

山形縣	七月二十七日	九〇	月田理事
北海道	八月九日	一三〇	千石主事
廣島縣	九月十一日	二四〇	月田理事
山口縣	九月十三日	一三〇	月田理事
愛媛縣	九月十五日	一六五	千石主事
長野縣(上田市)	十月十一日	一八〇	月田理事
同 (松本市)	十月十三日	一四〇	千石主事
福島縣	十月十五日	一一五	月田理事
香川縣	十月二十四、五日	一一四	千石主事
滋賀縣	十一月七日	一八〇	月田理事
三重縣	十一月九日	三四〇	千石主事
奈良縣	十一月十一日	七五	月田理事
鳥取縣	十一月十三日	一五〇	月田理事
富山縣	十一月十五日	一〇〇	月田理事
福岡縣	十二月六日	二四〇	月田理事
佐賀縣	十二月八日	一三〇	月田理事
青森縣	十二月十三日	七七	濱田主事

(十)第七回産業組合婦人講習會の開催
昭和二年八月二十六日より五日間千葉市に於て婦人に對し消費經濟に關する知識の發達を圖り購買組合の普及を期する爲第七回産業組合婦人講習會を開催す講習修了者八十五名なり

(十一)第四回産業組合實務講習會の開催

昭和二年六月一日より同月三十日に至る一ヶ月間本會事務所
に於て産業組合の實務に従事する者を養成するの目的を以て
現に組合の事務に従事し居る者又は將來之に従事せんとする
者に對し第四回産業組合實務講習會を開催す講習修了者五十
二名なり

(十二)特別講習會の開催

- 一、鶏卵販賣組合講習會 昭和二年五月九日より五日間本會
事務所に於て鶏卵販賣組合の事務に従事する者又は將來鶏
卵販賣を行はんとする産業組合の役職員に對し鶏卵販賣組
合講習會を開催す講習修了者四十六名なり
- 二、教育者産業組合講習會 産業組合の普及を期する爲め師
範學校、實業學校教員養成所及實業補習學校の法制經濟又
は實業科受持教員に對し昭和二年七月二十七日より五日間
長野縣北安曇郡平村木崎湖畔に於て第四回教育者産業組合
講習會を同年八月八日より五日間福岡市第一公會堂に於て
第五回教育者産業組合講習會を開催す講習修了者前者は三
十名後者は二十五名なり

(十三)調査

- 一、休業銀行と産業組合に關する調査
昭和二年四月突發せる金融恐慌に際し休業したる銀行の産
業組合に及ぼした影響に付き調査を爲し「財界動亂と産業
組合に關する調査」を發行したり

二、販賣組合現勢に關する調査

昭和二年四月調査川紙を本會より各支會を通じて全國販賣
組合に配布し各組合をして昭和元年末の現況を調査記入し
て提出せしめたり本會は更に之を整理計算表として同年十
一月「販賣組合現勢調査」を發行せり

三、販賣組合に關する調査

販賣組合の事業振興に關し必要なる事項を調査審議する爲
め昭和二年五月販賣組合調査委員會を設置し先づ生糸販賣
組合に關する調査を行ふこととなし八名の委員と七名の臨
時委員を選任し同年五月七日第一回委員會を開催したり委
員會は特別委員六名を選任して同日第一回特別委員會を開
催し更に五名の小委員をして細目に亘りて調査研究せしむ
ることとなし爾來小委員會に於て調査研究中に屬す

四、産業組合の火災保險契約に關する調査

産業組合の保險事業に關する調査資料の一として産業組合
の火災保險に關する現狀に付調査し「産業組合の火災保險
契約に關する調査」を發行せり

五、労働者消費組合簿記方法に關する調査

労働者消費組合用として簡明なる簿記方法を定むる爲め昭
和二年三月より調査研究を重ね決定したる簿記方法を「消
費組合記帳の栞」として發行したり

六、其の他の調査

以上の外本年度に於て調査發表したる事項左の如し

- 一、本邦消費組合經營事例
- 一、英國消費組合發達史
- 一、支那に於ける産業組合運動
- 一、産業組合職員退職給與金制度
- 目下調査中に屬する事項左の如し
- 一、産業組合と小作問題に關する調査
- 一、市街地信用組合に關する調査
- 一、産業組合と宣傳川催物に關する調査
- 一、産業組合と婦人に關する調査
- 一、日本に於ける産業組合の地位に關する調査
- (十四)産業組合調査資料の印刷
本年度に於て調査したる事項其の他参考となるべき事項を産
業組合調査資料として印刷發行したるもの左の如し
- 第二十一編 本邦消費組合經營事例
- 第二十二編 財界動亂と産業組合に關する調査
- 第二十三編 獨逸に於ける産業組合の農業用機械及農具の
利用
- 第二十四編 英國消費組合發達史
- 第二十五編 支那に於ける産業組合運動
- 第二十六編 産業組合の火災保險契約に關する調査
- (十五)産業組合宣傳叢書の發行

産業組合の趣旨を一般に徹底せしむる爲め前年度より産業組
合宣傳叢書の發行を開始したるが本年度に於て發行せしもの
左の如し

第二輯 消費組合と新社會への途

第三輯 農村副業を産業組合化せよ

第四輯 海外諸國の産業組合

第五輯 製絲販賣組合を作れ

第六輯 日本の産業組合運動

第七輯 消費組合と婦人

(十六)産業組合歌の作製

産業組合の普及宣傳の爲め産業組合歌を作製することとし作
歌を西條八十氏に、作曲を小松耕輔氏に依頼したるが昭和三
年一月出來したるを以て之を印刷に付し各府縣に配布せり尙
ほ之を蓄音器レコードに吹込作製せり

(十七)産業組合年鑑の發行

産業組合年鑑の發行は本會に於て夙に其の必要を認めたるも
未だ實行するに至らざりしが本年度に於て急に之を發行する
ことに決定し内外に於ける産業組合に關する諸般の事項を調
査蒐集して昭和三年用産業組合年鑑を編纂發行せり今後年と
共に其の完成を期せんとす

(十八)産業組合及産業組合聯合會の監査

本會は大正十三年度より本會々員たる組合及聯合會に對し其

の健全なる發達を圖る爲め其の財産及經理状態の監査を開始せるが本年度に於ては一道三府三十四縣に亘り一聯合會百四十三組合の監査を執行したり

(十九)購買組合販賣組合に關する指導調査

本年度に於て購買組合及販賣組合に關する事業經營上の指導及調査の爲職員の出張したる府縣は北海道、大阪府及兵庫、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、奈良、三重、愛知、静岡、山梨、滋賀、岐阜、長野、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、福井、石川、富山、鳥取、廣島、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀の一道一府三十一縣なり

(二十)全國購買組合聯合會の助長獎勵

全國購買組合聯合會の助成に關しては前年度に引續き之れが實行に努めたる結果大正十五年八月一日より昭和二年七月三十一日に至る第四事業年度に於ける事業分量は肥料其他産業用品取扱高三百十三萬二千二百四十圓經濟用品五十二萬三千二百三十圓總額三百六十五萬五千四百七十圓會員數九百六十七に達せり然れども加入會員及出資額は未だ豫定計畫の三分の一に過ぎず會員の利用状態は漸次普遍的に進みつゝあるも尙ほ遺憾の點少しとせず昭和二年年度に於ては全國二十ヶ所に於て購買組合協議會を開き専ら全國購買組合聯合會の加入會員及出資の増加を獎勵し且取扱物品の宣傳に努めたり同年度内に於て會員の増加したるもの三十六組合出資の増加二十口

にして漸次進展の趨勢にありと雖本會は引續き助成に力を注ぎつゝあり昭和三年三月末日に於て左の成績を見るに至れり

加入會員數

千一

出資總額

六十七萬八千五百圓

肥料取扱高

三百四十八萬一千八百六十二圓

雜貨取扱高

四十五萬六千二百五十一圓

(二十一)産業組合學校

青年有益の人物に産業組合教育を授け將來産業組合主義に依る地方の中樞人物を養成するの目的を以て昭和元年度より修業年限を一ヶ年とする本會附屬産業組合學校を設置し已に第一回の卒業生を出したるか本年亦優秀なるもの三十名を撰抜して入學せしめ昭和三年三月三十日第二回卒業式を舉行し豫定の教課を修了したるもの二十五名に對し卒業證書を授與したり

(二十二)役職員の出張

本年度に於ける役職員の出張は全國に亘り其の用件は講習、講話、組合大會、支會總會、協議會、實地指導、組合監査、組合視察及各種の調査等にして尙千石主事は朝鮮總督府、濱田主事は臺灣總督府の依頼により夫々出張したり

(二十三)出版物

本年度内に於て發行したる出版物種類左の如し

一、會報自二百五十八號至二百六十九號

一、家の光自三卷四號至四卷三號

一、第十五回特別表彰組合事績

一、産業組合教科書

一、農村と農村産業組合

一、消費組合と新社會への途

一、農村副業を産業組合化せよ

一、海外諸國の産業組合

一、製絲販賣組合を作れ

一、日本の産業組合運動

一、消費組合と婦人

一、産業組合法發布前産業組合文獻集

一、購買組合の取扱ふ雜貨の話

一、本邦消費組合經營事例

一、財界動亂と産業組合に關する調査

一、英國消費組合發達史

一、支那に於ける産業組合運動

一、生絲販賣組合に關する資料

一、産業組合の火災保險契約に關する調査

一、販賣組合現勢調査

一、獨逸に於ける産業組合の農業用機械及農具の利用

一、消費組合記帳の榮

一、昭和三年用産業組合年鑑

(二十四)海外産業組合との連絡

一、昭和二年八月十五日より十八日迄スエーデン國ストックホルム市に於て開催せられたる第十二回國際産業組合大會に本會を代表して參事荷見安氏を參列せしめたり

二、前記大會に際して各國産業組合の教育宣傳用資料展覽會開催せられたるを以て本會は我國産業組合の現勢統計圖表及パンフット等を出したり

三、最近著しく海外産業組合との通信頻繁となれり本年度に於て通信せるもの、内主要なるものを舉ぐれば英國、獨逸、米國、露西亞、瑞西、和蘭、波蘭、佛蘭西、チエツコスロバキヤ、伊太利、白耳義、匈牙利、加奈太、印度、支那、リトアニア、に於ける中央會及卸賣組合等の中央機關なりとす。又上記各外國の中央會とは全國大會、其他大會用等の宣傳教育上の目的を以て數十點の資料を交換せり亦國際産業組合聯盟と聯絡を取りて國際産業組合運動に參加し國際産業組合婦人協會と常時通信して産業組合關係婦人の國際的地位の向上に努めたり

(二十五)建議

一、農業倉庫獎勵規則に依る補助金交付を繼續せられたき件に付其筋に建議をなしたり
全國農業倉庫協議會の決議に基き左の事項に就き其の筋に

建議をなしたり

- 一、農業倉庫の指導に關する専任の職員を地方廳及産業組合中央會に設置し之に對して政府より相當の經費を補助せられたきこと
 - 二、農業倉庫建築獎勵金の交付を繼續し聯合農業倉庫の建設に對しては新に獎勵金を交付するの途を開かれたきこと
 - 三、政府買上米に對し農業倉庫に優先權を與へられたきこと
 - 四、農業倉庫及聯合農業倉庫の販賣米に對し輸送を圓滑にせられたきこと
- 第二十三回全國産業組合大會の決議に基き左の事項に就き其の筋に建議をなしたり
- 一、國費を以て速に地方廳に産業組合監督官を設置せられたきこと
 - 二、農業倉庫の建築、改築、買入、修繕等に對する國庫補助を明年度以後に於ても繼續實行せられたきこと
 - 三、産業組合中央會の地方支會に對し國庫より補助金を交付せられたきこと
 - 四、産業組合中央金庫に長期年賦貸付を爲し得る様法律を改正せられたきこと
 - 五、産業組合法第一條第八項の規定に依る利用組合の設備中に人畜醫療設備を加へられたきこと
 - 六、中央卸賣市場卸賣人指定の場合に於て産業組合及同聯合

會に優先權を附與せられたきこと

休業銀行關係府縣信用組合聯合會役員協議會の協議に基き左の事項に就き其の筋に陳情したり

- 一、休業銀行の産業組合預金に關する件

(二十六) 質問應答

組合の經營、法規、簿記、登記手續等に關する質問に應答したるもの百八十三件なり

- (二十七) 書類の發送及受付件數

發送件數 一三、七一六

受付件數 一八、六九一

- (二十八) 理事會、監事會及參事會

本年度に開きたる理事會は七回、監事會は二回にして參事會は十回なり

- (二十九) 昭和二年度收入支出決算左の如し

昭和貳年度産業組合中央會收入支出決算(本會計)

二 農林省囑託事業

- (一) 産業組合理事者養成に關する事業

- 甲、大正十五年度事業

- 一、講習會

1、長期講習會 長期講習會は大正十五年九月十日より十二月九日に至る九十一日間東京市に於て開催せり應

募人員百七名より設備の上七十一名を採用し二十九科

目を三百七十一時間に亘り講習し試験の結果七十名に

修了證書を授與せり修了者の出身地方は一道三十八府

縣の外臺灣に及へり

ロ、普通講習會 普通講習會は三十五府縣九十一ヶ所に

於て開催し其延日數七百十三日にして講習員三千六百

八十一名の内二十五時間以上出席し講習證書を授與し

たる者三千三百六十七名なり即一講習會平均講習員四

十名強の内講習證書授與者三十七名に當る

ハ、實務講習會 實務講習會は一道三十府縣百七十六箇

所に於て開催し其延日數四百十五日にして講習修了者

五千八百九十名に達し帳簿整理、届出報告其他組合經

營上の實務に關し指導をなしたり

(二) 講話會

講話會、北海道外三十六府縣に於て九百八十五箇所に開催し

一府縣下平均二十七箇所の割合に當れり尙右講話會を兼ね産

業組合に關する活動寫眞を映寫し組合趣旨の宣傳に努めたる

は一道二十八府縣なり

(三) 事業經營方法の指導

イ、實地指導 實地指導は三十五府縣に於て本會及支會の役

職員を巡廻せしめて之を行ひ既設組合又は新に組合を設立

せんとする者に對し定款及帳簿の作成登記其他の諸般の手

續を爲さしめたり

ロ、優良組合の視察 既設組合の役員又は新に組合を設立せ

んとする者を勧誘し成績良好なる産業組合を視察せしめた

り其の府縣數十五視察員總數百五十九名にして一府縣平均

十一名弱の割合なり

ハ、協議會 産業組合理事者にして經營上に關する諸般事項

の研究協議を爲し益々組合事業の發達を圖らしめんか爲め

産業組合協議會を開催したる道府縣は北海道外三十二府縣

にして其回数二百六十五回に達し本會及支會役員之に出

席し講演又は指導をなし諸般の質問に應答したり尙右協議

會を機とし北海道、長崎、愛知、岩手、鳥取、鹿兒島等に於て

は産業組合資料展覽會を開催せり

ニ、印刷物配布 本會及支會に於て産業組合大會、講習、講

話、協議會等の場合の外常時各種の印刷物を無代又は實費

を以て配布し組合事業の發達に資したり

(四) 事務整理、届出、報告其他に關する指導

事務整理、届出報告其他に關する指導に付ては本會及支會役

職員に於て實地に指導を爲したる外届出用紙帳簿用紙其他之

に類する印刷物配布を爲したるもの二十七府縣なり

右各種事業執行の爲めの經費の内金壹萬圓は理事者養成事業

費として農林大臣より交付を受けたるものなり

乙、昭和二年度事業

昭和二年七月二十五日附を以て農林大臣より産業組合理事者養成事業を囑託せられ其の費用として金壹萬圓交付ありたるを以て之か事業を執行し右金額は指定せられたる事業に支出したり其成績は次年度に於て報告すへし

(一) 農業倉庫理事者養成事業

昭和二年一月十七日農林大臣より本會に對し金參千二百圓の補助ありたるを以て静岡市、明石市、秋田市の各地に於て各十日間農業倉庫理事者養成講習會を開催し修業證書を授與したるもの百十六名なり

右事業の支出決算左の如し

科 目	決 算	豫 算	比較増減(△ハ減)
第一項 農業倉庫理事者養成講習會費	三、二〇〇・一一〇	三、二〇〇・〇〇〇	〇・一一〇
第一目 會 場 費	一五〇・〇〇〇	一五〇・〇〇〇	
第二目 旅 費	二、三五二・一〇〇	二、二九五・〇〇〇	五七・一〇〇
第三目 手 當 費	五四〇・〇〇〇	五三一・〇〇〇	九・〇〇〇
第四目 雜 費	一五八・〇一一〇	二二四・〇〇〇	六五・九九〇
合 計	三、二〇〇・一一〇	三、二〇〇・〇〇〇	〇・一一〇

但支出超過金拾壹錢は本會計より支辨す

(二) 信用組合事業調査及販賣組合事業調査

昭和三年一月三十一日農林大臣より本會に對し金壹萬圓の補助ありたるを以て左の指定事業を遂行したり

一、信用組合事業調査

信用組合金融の状況を闡明し以て金融制度の改善及經營の參考に資せんが爲め農林省に於て全國一萬二千餘の信用組合に對し配布せられたる小票の集計をなせり

二、販賣組合事業調査

全國販賣組合の現勢を調査する爲め一定の調査票を各支會

を通し全國の販賣組合及同聯合會に配布し昭和元年十二月末の現狀を記入送付し來りたるものに對し之が整理、統計、作表、印刷をなしたり又販賣組合の販賣組織改善に資する目的を以て販賣組合調査委員會を設置し先づ生糸販賣組合

に關する調査を行ふこととし主として同組合製糸事業經營に關する諸種の事項に付研究調査を開始したるが未だ終了するに至らず

右事業の支出決算左の如し

科 目	決 算	豫 算	比較増減(△ハ減)
第一項 信用組合事業調査	三、二四二・三一〇	四、二六〇・〇〇〇	一、〇一七・六九〇
第一目 手 當 費	二、五三二・九七〇	三、二〇〇・〇〇〇	六六七・〇三〇
第二目 印 刷 費	六九六・三九〇	一、〇〇〇・〇〇〇	三〇三・六一〇
第三目 雜 費	一二・九五〇	六〇・〇〇〇	四七・〇五〇
第二項 販賣組合事業調査	六、七五七・八二〇	五、七四〇・〇〇〇	一、〇一七・八二〇
第一目 印 刷 費	二、〇三九・四〇〇	一、二〇〇・〇〇〇	八三九・四〇〇
第二目 通 信 費	四八七・〇〇〇	四八〇・〇〇〇	七・〇〇〇
第三目 旅 費	一、〇八七・二五〇	一、五〇〇・〇〇〇	四一二・七五〇
第四目 手 當 費	二、八一〇・四〇〇	二、三五〇・〇〇〇	四六〇・四〇〇
第五目 雜 費	三三三・七七〇	二一〇・〇〇〇	一二三・七七〇
合 計	一〇、〇〇〇・一三〇	一〇、〇〇〇・〇〇〇	〇・一三〇

支出超過金拾參錢は本會計より支辨す

科目	決算	豫算	比較増減(△、減)	備考	四收入支出決算	
					收入	支出
第一款會費	七二,三五二,三〇〇	七〇,七五〇,〇〇〇	六〇二,三〇〇		現	三八,四二〇
一會費	七一,三五二,三〇〇	七〇,七五〇,〇〇〇	六〇二,三〇〇		合	三五〇,五三一,八五〇
第二款事業收入	一四,八七一,二八〇	一〇,一〇〇,〇〇〇	四,七七二,二八〇		計	三五〇,五三一,八五〇
一出版物收入	七,六三二,六七〇	三,五〇〇,〇〇〇	四,一三二,六七〇			
二會報收入	四,〇四一,七五〇	五,〇〇〇,〇〇〇	九五八,二五〇			
三、產業組合學校授業料	一,三六五,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	一三五,〇〇〇			
四、其ノ他	一,八三一,八六〇	一〇〇,〇〇〇	一,七三一,八六〇			
第三款基本財産收入	二〇,〇四八,五七五	二〇,二七五,〇〇〇	二二六,四二五			
一、利子收入	一八,九九六,九五〇	二〇,二六五,〇〇〇	一,二六八,〇五〇			
二、償還差益金	一,〇五一,六二五	一〇,〇〇〇	一,〇四一,六二五			
第四款寄附金	一四,〇〇〇,〇〇〇	一四,〇〇一,〇〇〇	一〇,〇〇〇			
一、產業組合中央金庫寄附金	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇				

三貸借對照表 (昭和二年度末)

種目	貸方		借方	
	金額	種目	金額	備考
有價證券	二六四,四一四,二五〇	恩賜財産	三四,三〇九,四九〇	
定期預金	一二,七七二,七七〇	通常基金	九,三〇三,九二六	
特別當座預金	八,一二八,七二〇	新基金	二三一,六三五,六三〇	
當座預金	二,三二八,一八〇	退職給與積立金	一〇,八九三,三三〇	
振替貯金	二,四三六,九二〇	壽像維持及記念基金	七,〇九〇,九四〇	
基本金地方預金	八,八〇七,五〇〇	假受	一三,一〇〇	
振替貯金基本預金	二〇,〇〇〇	本年度剩餘金	五,七九五,四二四	
土地	一五,一〇〇,〇〇〇	家の光繰越金	八,五七〇,〇七〇	
建物	一八,七一四,四九〇	出版物未拂金	二,三七,二一〇	
備品	六,三一五,六二〇	其ノ他未拂金	二,三一四,〇五〇	
圖書	一,八五三,八六〇	純資	四〇,三六八,六八〇	
出版物在庫品	二,二七一,五一〇			
出版物未收入金	一,三三八,五一〇			
其ノ他在庫品	四六〇,二四〇			
其ノ他未收入金	二,九一六,八三〇			
假渡金	二,六一五,〇三〇			
合計	三八,四二〇	合計	三五〇,五三一,八五〇	

科 目	決 算	豫 算	比較増減(△、減)	備 考
六、通信運搬費	一、四四〇、二四〇	二、〇〇〇、〇〇〇	五五九、七六〇	
七、使 用 料	一、〇一九、五五〇	八七五、〇〇〇	一四四、五五〇	
八、土地家屋費	九八三、二九〇	一、二〇〇、〇〇〇	二一六、七一〇	
九、印 刷 費	三八六、二三〇	五〇〇、〇〇〇	一一三、七七〇	
十、國際産業組合諸費	七五七、八八〇	七〇〇、〇〇〇	五七、八八〇	
十一、雜 費	二、一二四、九一〇	二、四〇〇、〇〇〇	二七五、〇九〇	
第二款 會 議 費	二、五六八、一〇〇	三、一五〇、〇〇〇	五八一、九〇〇	
一、總 會 費	三〇六、四五〇	四〇〇、〇〇〇	九三、五五〇	
二、代 議 員 會 費	四〇九、七〇〇	七〇〇、〇〇〇	二九〇、三〇〇	
三、理事監事會費	七一六、〇五〇	七四〇、〇〇〇	二三、九五〇	
四、參 事 會 費	一、一三五、九〇〇	一、二一〇、〇〇〇	七四、一〇〇	
五、顧問講師會費		一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
第三款 指定事業費	一〇、〇〇〇、六七〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六七〇	
一、俸 給 及 諸 給	四、二七〇、〇〇〇	四、三六五、〇〇〇	九五、〇〇〇	
二、講 習 會 費	三、三八〇、六七〇	三、二八五、〇〇〇	九五、六七〇	
三、支 會 交 付 金	二、三五〇、〇〇〇	二、三五〇、〇〇〇		
第四款 監查事業費	二六、三四一、三四〇	二六、四三三、〇〇〇	九一、六六〇	
一、俸 給 及 諸 給	一五、〇六〇、〇〇〇	一五、七八三、〇〇〇	七二、三〇〇	
二、旅 費	一一、一一八、六四〇	一〇、五三〇、〇〇〇	五八八、六四〇	
三、事 務 費	一六二、七〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	四二、七〇〇	

豫備費ヨリ壹百四拾四圓五拾五錢充用
豫備費ヨリ九拾五圓流用
豫備費ヨリ六十七錢及本款第一項ヨリ九十五圓充用
本款第二項へ九拾五圓流用
本款第一項ヨリ五百八拾八圓六拾四錢充用
本款第一項ヨリ四百貳圓七拾錢充用

科 目	決 算	豫 算	比較増減(△、減)	備 考
第一款 事務所費	一八、〇七一、四三〇	一七、九八五、〇〇〇	八六、四三〇	
一、俸 給 及 諸 給	七、三三三、八七〇	七、一一〇、〇〇〇	二〇三、八七〇	
二、旅 費	一〇四、三九〇	二〇〇、〇〇〇	九五、六一〇	
三、備 品 費	一、〇六三、四四〇	八〇〇、〇〇〇	二六三、四四〇	
四、圖 書 費	一、五〇六、六三〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇六、六三〇	
五、消 耗 品 費	一、三七一、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一七一、〇〇〇	
二、日本勸業銀行寄附金	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇		
三、其ノ他寄附金	一、一八四、四五〇	九二四、〇〇〇	二六〇、四五〇	
第五款 雜 收 入	一、一八四、四五〇	九二四、〇〇〇	二六〇、四五〇	
一、雜 收 入	四、八一五、〇七九	九、〇〇〇、〇〇〇	四、一八四、九二一	
第六款 繰 越 金	四、八一五、〇七九	九、〇〇〇、〇〇〇	四、一八四、九二一	
一、繰 越 金	六一、〇〇〇、〇〇〇	六一、〇〇〇、〇〇〇		
第七款 農林省交付金	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇		
一、指定事業交付金	五一、〇〇〇、〇〇〇	五一、〇〇〇、〇〇〇		
二、事業補助交付金	一八七、二七一、六八四	一八六、〇五九、〇〇〇	一、二一二、六八四	

豫備費ヨリ貳百參圓八拾七錢充用
豫備費ヨリ貳百六拾參圓四拾四錢充用
豫備費ヨリ五百六圓六拾參錢充用
豫備費ヨリ壹百七拾壹圓充用

第五款 事業費	八九,八三四,五八〇	八九,九六七,〇〇〇	一三二,四三〇
一、俸給及諸給費	二〇,八二七,一三〇	二〇,八八四,〇〇〇	五六,八七〇
二、旅費	六,一〇〇,六五〇	五,五〇〇,〇〇〇	六〇〇,六五〇
三、講習會及協議會費	二,四七三,七九〇	二,七〇〇,〇〇〇	二二六,二一〇
四、大會費	三,二一六,一七〇	三,六〇〇,〇〇〇	三八三,八三〇
五、表彰費	六七二,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	二八,〇〇〇
六、調查費	三,二九〇,二〇〇	三,八〇〇,〇〇〇	五〇九,八〇〇
七、支會交付金	二七,八七八,〇〇〇	二七,八〇三,〇〇〇	七五,〇〇〇
八、產業組合學校費	九,一一一,九六〇	八,六八〇,〇〇〇	四三一,九六〇
九、產業組合記念日費	二五五,四〇〇	三〇〇,〇〇〇	四四,六〇〇
十、購買組合獎勵費	一六,〇〇九,二七〇	一六,〇〇〇,〇〇〇	九,二七〇
第六款 會報發行費	二四,三五七,七一〇	二六,〇一八,〇〇〇	一,六六〇,二九〇
一、印刷費	二一,〇八〇,二七〇	二二,五二八,〇〇〇	四四七,七三〇
二、編輯費	一,〇二七,三六〇	一,七〇〇,〇〇〇	六七二,六四〇
三、發送費	二,二五〇,〇八〇	二,七九〇,〇〇〇	五三九,九二〇
第七款 基本財産利子配當	八,八〇〇,二七〇	八,八九〇,〇〇〇	八九,七三〇
一、新基本金利子配當	八,八〇〇,二七〇	八,八九〇,〇〇〇	八九,七三〇
第八款 基本財産募集費	二,一七〇	一,五〇〇,〇〇〇	一四七,八三〇
一、新基本財産募集費	二,一七〇	一,五〇〇,〇〇〇	一四七,八三〇
第九款 基本財産繰入費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	

本款第六項ヨリ九圓貳拾七錢充用
 本款第六項ヨリ四百參拾壹圓九拾六錢充用
 本款第八項〜四百參拾壹圓九拾六錢充用
 本款第九項〜九圓貳拾七錢充用
 本款第十項〜九圓貳拾七錢充用

第十款 退職給與積立金	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	
一、職員退職給與積立金	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	
第十一款 豫備費	一八一,四七六,二六〇	一八六,〇五九,〇〇〇	四,五八二,七四〇
一、豫備費		一,九六六,〇〇〇	一,九六六,〇〇〇
合計			

第一項〜貳百參拾八圓七錢流用
 第二項〜貳百參拾八圓七錢流用
 第三項〜貳百參拾八圓七錢流用
 第四項〜貳百參拾八圓七錢流用
 第五項〜貳百參拾八圓七錢流用
 第六項〜貳百參拾八圓七錢流用
 第七項〜貳百參拾八圓七錢流用
 第八項〜貳百參拾八圓七錢流用
 第九項〜貳百參拾八圓七錢流用
 第十項〜貳百參拾八圓七錢流用
 第十一項〜貳百參拾八圓七錢流用
 第十二項〜貳百參拾八圓七錢流用
 第十三項〜貳百參拾八圓七錢流用
 第十四項〜貳百參拾八圓七錢流用
 第十五項〜貳百參拾八圓七錢流用
 第十六項〜貳百參拾八圓七錢流用
 第十七項〜貳百參拾八圓七錢流用
 第十八項〜貳百參拾八圓七錢流用
 第十九項〜貳百參拾八圓七錢流用
 第二十項〜貳百參拾八圓七錢流用

五 家の光發行費收入支出決算 (特別會計)

差引剩餘金五千七百九十五圓四十二錢四厘

收入之部

科 目	決 算	豫 算	比較増減(△、減)	備 考
第一款 雜誌賣却代金	三二,二四七,四九〇	二八,八〇〇,〇〇〇	三,四四七,四九〇	
一、雜誌賣却代金	三二,二四七,四九〇	二八,八〇〇,〇〇〇	三,四四七,四九〇	
第二款 廣告料	二,〇五一,三六〇	二,四〇〇,〇〇〇	三四八,六四〇	
一、廣告料	二,〇五一,三六〇	二,四〇〇,〇〇〇	三四八,六四〇	
第三款 前年度繰越金	四,三七二,六四〇	四,〇〇〇,〇〇〇	三七二,六四〇	
一、前年度繰越金	四,三七二,六四〇	四,〇〇〇,〇〇〇	三七二,六四〇	
合計	三八,六七一,四九〇	三五,二〇〇,〇〇〇	三,四七一,四九〇	

支 出 之 部

科 目	決 算	豫 算	比較増減(△減)	備 考
第一款 發行費	二九、六三六、六〇〇	三〇、七〇〇、〇〇〇	一、〇六三、四〇〇	本款第一項ヨリ充用 本款第二項ヨリ充用 本款第三項ヨリ充用 本款第四項ヨリ充用 本款第五項ヨリ充用
一、印刷費	一九、八〇一、五八〇	二二、四四〇、〇〇〇	二、六三八、四二〇	
二、編輯費	五、五七四、六四〇	四、二〇〇、〇〇〇	一、二七四、六四〇	
三、發送費	一、六六二、三六〇	一、五二〇、〇〇〇	一四二、三六〇	
四、雜費	二、五九八、〇二〇	二、四四〇、〇〇〇	一五八、〇二〇	
第二款 販賣費	四六四、八二〇	五〇〇、〇〇〇	三五、一八〇	本款第一項ヨリ充用
一、販賣費	四六四、八二〇	五〇〇、〇〇〇	三五、一八〇	
第三款 整年度繰越金	八、五七〇、〇七〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、五七〇、〇七〇	本款第一項ヨリ充用
一、整年度繰越金	八、五七〇、〇七〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、五七〇、〇七〇	
合 計	三八、六七一、四九〇	三五、二〇〇、〇〇〇	三、四七一、四九〇	

六 基本財産及積立金

甲 恩賜財産

一金參萬參千參百九圓四十九錢

大正十五年度(昭和元)末現在

一金壹千圓

計金參萬四千參百九圓四拾九錢

乙 通常基本財産

一金九千參百參圓九拾貳錢六厘

丙 新基本財産

一金貳拾參萬壹千參百五拾九圓貳拾貳錢

昭和二年末現在

昭和二年末現在

一金貳百七拾六圓四拾壹錢
計金貳拾參萬壹千六百參拾五圓六拾參錢
丁 退職給與積立金

大正十五年度(昭和元)末現在
昭和二年末現在高

計金七千百拾壹圓九拾四錢
內金貳拾壹圓
差引金七千九拾圓九拾四錢

昭和二年末現在

一金壹萬參百六拾壹圓九拾壹錢

大正十五年度(昭和元)末現在

一金拾八萬七千貳百七拾壹圓六拾八錢四厘

昭和二年末現在

一金六百壹圓四拾貳錢

昭和二年末現在

一金拾八萬壹千四百七拾六圓貳拾六錢
差引

一金五百圓

計金壹萬壹千四百六拾參圓參拾參錢

一金五千七百九拾五圓四拾貳錢四厘
此ノ處分

差引金壹萬八百九拾參圓參拾參錢

昭和二年末現在

一金五千七百九拾五圓四拾貳錢四厘
右昭和二年末財産目錄、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處
分案相違無之候也

一金六千六百五拾四圓參拾壹錢大正十五年度(昭和元)末現在

昭和三年四月九日

昭和三年四月九日

第六 昭和三年度經費收入支出豫算

收 入 之 部

科 目	本 年 度 豫 算	前 年 度 豫 算	差 引 増 減 (△減)
第一款 會費	七〇、八五四、〇〇〇	七〇、七五〇、〇〇〇	一〇四、〇〇〇

科目	支出	本年度預算	前年度預算	差引增減(△、減)
第一款 事務所費	支	一八,一五〇	一七,九八五	一三〇
第一項 俸給及諸給	出	七,四九〇	七,三一〇	一八〇
第二項 旅費	之	二〇〇	二〇〇	—
第三項 備品費	部	七〇〇	八〇〇	一〇〇
第四項 圖書費	算	一,三〇〇	一,〇〇〇	三〇〇
第五項 消耗品費		一,四五〇	一,二〇〇	二五〇
第六項 通信運搬費		一,八〇〇	二,〇〇〇	二〇〇
第七項 使費用料		九七五	八七五	一〇〇
第八項 土地家屋費		八〇〇	一,二〇〇	四〇〇
第九項 印刷費		五〇〇	五〇〇	—
第十項 國際產業組合諸費		五〇〇	七〇〇	二〇〇
第十一項 雜費		二,四〇〇	二,四〇〇	—
第二款 會議費		三,九五〇	三,一五〇	八〇〇
第一項 總會費		四〇〇	四〇〇	—
第二項 代議員會費		七〇〇	七〇〇	—
合計		一八四,六九三	一八六,〇五九	一,三六六

科目	收入	本年度預算	前年度預算	差引增減(△、減)
第一項 會費	入	七〇,八五四	七〇,七五〇	一〇四
第二項 出版物收入	入	一〇,四〇〇	一〇,一〇〇	三〇〇
第三項 會報收入	入	四,五〇〇	三,五〇〇	一,〇〇〇
第四項 產業組合學校授業料	入	四,一〇〇	五,〇〇〇	九〇〇
第五項 其他	入	一,五〇〇	一,五〇〇	—
第六項 基本財產收入	入	三〇〇	一〇〇	二〇〇
第七項 利子收入	入	二〇,〇〇五	二〇,二七五	二七〇
第八項 償還差益金	入	一九,九九五	二〇,二六五	二七〇
第九項 寄附金	入	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	—
第十項 產業組合中央金庫寄附金	入	一四,〇一〇	一四,〇一〇	—
第十一項 日本勸業銀行寄附金	入	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	—
第十二項 其他ノ寄附金	入	四,〇〇〇	四,〇〇〇	—
第十三項 雜收入	入	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	—
第十四項 越收	入	九二四	九二四	—
第十五項 越金	入	一二,〇〇〇	九,〇〇〇	三,〇〇〇
第十六項 農林省交付金	入	一〇,〇〇〇	九,〇〇〇	一,〇〇〇
第十七項 指定事業交付金	入	五六,五〇〇	六一,〇〇〇	四,五〇〇
第十八項 事業補助交付金	入	九,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇
合計		一八四,六九三	一八六,〇五九	一,三六六

第三項	理事、監事會費	一、五五〇,〇〇〇	七四〇,〇〇〇	八一〇,〇〇〇
第四項	參事會費	一、二〇〇,〇〇〇	一、二一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
第五項	顧問、講師會費	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	—
第三款	指定事業費	九,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
第一項	俸給及諸給	三,八五〇,〇〇〇	四,三六五,〇〇〇	五一五,〇〇〇
第二項	講習會費	二,八〇〇,〇〇〇	三,二七五,〇〇〇	四七五,〇〇〇
第三項	講話會及實地指導費	二,三五〇,〇〇〇	二,三五〇,〇〇〇	—
第四款	監查事業費	二二,九三三,〇〇〇	二六,四三三,〇〇〇	三,五〇〇,〇〇〇
第一項	俸給及諸給	一五,七八三,〇〇〇	一五,七八三,〇〇〇	—
第二項	旅費	七,〇三〇,〇〇〇	一〇,五三〇,〇〇〇	三,五〇〇,〇〇〇
第三項	事務費	一二〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	—
第五款	事業費	九二,八三七,〇〇〇	八九,九六七,〇〇〇	二,八七〇,〇〇〇
第一項	俸給及諸給	二二,三九七,〇〇〇	二〇,八八四,〇〇〇	一,五一三,〇〇〇
第二項	旅費	五,五〇〇,〇〇〇	五,五〇〇,〇〇〇	—
第三項	講習會及協議會費	一,五五〇,〇〇〇	二,七〇〇,〇〇〇	一,一五〇,〇〇〇
第四項	大會費	五,〇〇〇,〇〇〇	三,六〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇
第五項	表彰費	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	—
第六項	調查費	三,八〇〇,〇〇〇	三,八〇〇,〇〇〇	—
第七項	支會交付金	二八,二五〇,〇〇〇	二七,八〇三,〇〇〇	四四七,〇〇〇
第八項	產業組合學校費	九,三四〇,〇〇〇	八,六八〇,〇〇〇	六六〇,〇〇〇

第九項	產業組合紀念日費	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	—
第十項	購買組合獎勵費	一六,〇〇〇,〇〇〇	一六,〇〇〇,〇〇〇	—
第六款	會報發行費	二五,八九〇,〇〇〇	二六,〇一八,〇〇〇	—
第一項	印刷費	二一,九二〇,〇〇〇	二一,五二八,〇〇〇	三九二,〇〇〇
第二項	編輯費	一,五〇〇,〇〇〇	一,七〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
第三項	送費	二,四七〇,〇〇〇	二,七九〇,〇〇〇	三二〇,〇〇〇
第七款	基本財產利子配當	八,一六〇,〇〇〇	八,八九〇,〇〇〇	七三〇,〇〇〇
第一項	新基本財產利子配當	八,一六〇,〇〇〇	八,八九〇,〇〇〇	七三〇,〇〇〇
第八款	基本財產募集費	五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
第一項	新基本基金募集費	五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
第九款	基本財產繰入費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—
第一項	恩賜財產繰入費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—
第十款	退職給與積立金	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	—
第一項	職員退職給與積立金	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	—
第十一款	豫備費	二,二五八,〇〇〇	一,九六六,〇〇〇	二九二,〇〇〇
第一項	豫備費	二,二五八,〇〇〇	一,九六六,〇〇〇	二九二,〇〇〇
合計		一八四,六九三,〇〇〇	一八六,〇五九,〇〇〇	一,三六六,〇〇〇

第七 各支會昭和元年度經費收支決算表

支會名	種別	會員負擔金	中央會交付金	基本金	道府縣補助費	其他收入	繰越金	計	事務所費	會議費	事業費	補助費	積立金	中央會費	其ノ他	計
大阪		五,三〇〇	六〇〇	六〇	一,〇〇〇	一〇〇	五〇〇	七,六〇〇	一,一〇〇	一八〇	三,七〇〇	七〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇	四〇〇	七,六〇〇
神奈川		三,九二六	一,三三五	九〇	三,〇〇〇	八五五	五〇	八,四五一	六〇〇	二〇	六,一〇〇	二〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇	四〇〇	八,四五一
兵庫		一〇,五〇〇	一,三三五	一〇〇	四,〇〇〇	四,五五五	六〇〇	二二,〇〇〇	六,六五五	四八〇	一〇,五八〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	二〇	二二,〇〇〇
長崎		三,九一〇	五〇〇	一八〇	八〇〇	一〇〇	一〇〇	五,六九〇	二,三〇〇	一〇〇	三,一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇	五,六九〇
新潟		四,〇〇〇	八五〇	一三〇	四,六〇〇	一,三二二	三〇〇	一〇,〇〇〇	二,七〇〇	三〇〇	七,三〇〇	一,一〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇	一〇,〇〇〇
埼玉		二,五九九	八六四	三三四	三,五〇〇	三〇五	八五〇	一七,五〇二	四,五〇〇	四〇〇	四,五〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇	一七,五〇二
群馬		六,五〇〇	八六〇	四〇〇	一,三〇〇	一,四二二	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	二七〇	九,三〇〇	四〇〇	四〇〇	一,〇〇〇	三〇	一〇,〇〇〇
千葉		一〇,〇六八	七〇〇	三〇〇	五,〇〇〇	二,七二二	九〇	一九,〇八八	一,九〇〇	三六〇	一四,八八八	五〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	三〇	一九,〇八八
茨城		五,三三〇	六五〇	四〇〇	二,八〇〇	一,一八五	六〇	一〇,〇〇〇	一,八〇〇	四〇〇	七,二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇	一〇,〇〇〇
栃木		三,七〇〇	五〇〇	二九〇	二,五〇〇	九六〇	八〇〇	八,七六八	一,五七〇	一〇〇	六,九〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九〇	八,七六八
奈良		三,三〇〇	四七〇	七〇	一,〇〇〇	一,一五〇	一〇〇	六,〇〇〇	一,三〇〇	一八〇	二,八〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	六,〇〇〇
三重		四,三九六	七五〇	三〇〇	一,〇〇〇	二,五五六	六五〇	九,八三三	二,九〇〇	二四〇	四,〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	九,八三三
愛知		七,九四三	一,二〇〇	一〇〇	二,〇〇〇	一,七五〇	一,八〇〇	一四,六九三	一,九〇〇	四〇〇	一三,八〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	一四,六九三
静岡		九,一七六	八〇〇	二九七	三,〇〇〇	六,八〇〇	一,四八〇	二〇,六五三	二,五五〇	三〇〇	一八,一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	二〇,六五三
山梨		二,一三〇	六〇〇	六〇	一,五〇〇	七〇	八〇	三,三三〇	一,八七五	一〇〇	二,四〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	三,三三〇
滋賀		二,一六〇	五七〇	二九〇	八〇〇	七〇	一〇〇	四,〇〇〇	九七〇	二七〇	二,七〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	四,〇〇〇
岐阜		五,〇〇〇	六五〇	三〇〇	七〇〇	八〇〇	五〇〇	七,九〇〇	八九〇	三〇〇	六,一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	七,九〇〇
長野		九,〇〇〇	八〇〇	二〇〇	一〇,〇〇〇	八七〇	二,五七〇	一三,九四〇	二,一九五	三〇〇	一三,七四〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	一三,九四〇
宮城		二,九〇九	五五〇	八〇	一,〇〇〇	八七〇	四〇〇	六,九〇九	二,一四五	二九五	二,一九五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	六,九〇九
福島		三,一三二	六〇〇	一〇〇	二,〇〇〇	五〇	三〇〇	六,一三二	一,四五三	六〇〇	三,八六〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	六,一三二

第八 各支會昭和三年度豫算表

支會名	種別	會員負擔金	中央會交付金	基本金	道府縣補助費	其他收入	繰越金	計	事務所費	會議費	事業費	補助費	積立金	中央會費	其ノ他	計
香川		三,五〇三	四九四	三元	一,六〇〇	四五	一,八〇〇	七,五二二	一八九	二七七	四,二八九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	四,七五五
愛媛		一,四五〇	五四六	一	二,七〇〇	一,〇五七	三〇〇	六,〇〇〇	五六七	一九九	四,六〇二	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	五,六九八
高知		三,六二七	五七三	三三	三,〇〇〇	二二	九三	八,三三〇	二,三五六	七五	二,一〇二	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	六,六九〇
福岡		二,五〇八	八〇〇	三〇六	五,七三二	二,〇二〇	三三四	二〇,〇八八	三,五九五	一,二二六	六,四〇五	九,三三六	一〇〇	一〇〇	八〇	二〇,五五二
大分		五五七	五七九	二二	三,〇〇〇	三二二	一,一八七	六,四三七	二,七五三	三三	二,〇〇六	五〇	一〇〇	一〇〇	一〇	五,三三二
佐賀		三,四八八	四九〇	五	七〇〇	七九	一七	四,七六五	二,二八〇	七六	二,一六六	五〇	一〇〇	一〇〇	一〇	四,七〇〇
熊本		一,九七七	四八七	五	二,五六〇	四二	二六	五,七六二	七〇八	二二五	三,九〇三	二六二	一〇〇	一〇〇	一〇	四,九九七
宮崎		一,七三〇	四二二	七	一,五〇〇	六四	一	四,二六二	二,〇八	三〇六	一,二四四	五四	一〇〇	一〇〇	一〇	四,二四八
鹿兒島		二,四〇〇	四七八	一八七	九五〇	五五九	三	四,五八〇	三,三五九	二二五	三,五八〇	四〇七	一〇〇	一〇〇	一〇	四,五八〇
沖繩		八三七	三五三	一	七〇〇	二五三	三九〇	二,五五三	九九七	二二	九二二	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	一,九三二
合計		一七,八七九	二六,六六六	八,〇〇六	八二,一四四	四六,九四二	二五,六二二	三九〇,二四七	九六,七二〇	二,一三七	一七二,三七九	三〇四,六八五	五,一五二,三六六	七,七九九	三,五九九	三,四〇〇,五二二

道府種別	監督獎勵職員				監督獎勵豫算			支會又ハ部補助金	備考
	主事	主事補	其他	他	旅費	其他	計		
北海道	一	二	三	三	三,三六〇	一,八〇〇	一,三〇〇	一,二〇〇	外ニ産業組合助成費 四八〇
東北道	三	三	三	三	一七,三二一	三,〇九〇	二,六四〇	五,〇〇〇	外大會協賛會ハ、五,〇〇〇
東京都	一	二	三	三	二,三六〇	四,三七七	五九七	一,〇〇〇	
大阪府	一	九	九	九	九,九〇四	二,〇一〇	四〇四	一,〇〇〇	
神奈川	一	五	五	五	六,五五四	二,九〇一	一,三七七	三,〇〇〇	
兵庫	一	二	二	二	二,四九二	六,一四四	一,三三三	四,〇〇〇	
新潟	一	二	二	二	六,五〇四	二,六三四	一,〇〇〇	八〇〇	
長野	一	二	二	二	一〇,九八八	四,五二〇	一,〇〇〇	四,六六〇	
群馬	一	二	二	二	二,一八八	四,二〇〇	一,〇〇六	三,五三〇	上欄ノ内部會 三,五三〇
群馬	一	九	八	八	一〇,〇〇〇	二,〇〇〇	四,〇〇〇	一,六〇〇	
群馬	一	八	八	八	一〇,〇〇〇	二,〇〇〇	四,〇〇〇	一,六〇〇	

第九 道府縣產業組合監督獎勵費豫算 (昭和三年度)

道府種別	主事	主事補	其他	旅費	其他	計	支會又ハ部補助金	備考
熊本	三,四六〇	四七	二,九二〇	五八八	三五五	七,八三五	一五〇	六,二三四
宮崎	三,〇〇〇	五〇〇	三,〇〇〇	八三〇	七,三五〇	一五〇	六〇〇	三,一五〇
鹿兒島	三,〇〇〇	六〇〇	四,五〇〇	七三〇	四,一〇七	四,〇〇〇	一五〇	二,四〇〇
沖繩	七,〇〇〇	三,〇〇〇	五,〇〇〇	三三	一,〇〇六	九,〇〇〇	四〇〇	九,四〇〇
合計	二二,〇〇〇	三,〇八八	八,〇八九	五〇,六五五	三三,三六一	一〇二,三六二	一三,八六五	二六,九五七

道府種別	主事	主事補	其他	旅費	其他	計	支會又ハ部補助金	備考
岩手	四,一五〇	五八八	五〇	四〇〇	五,九七三	一,三〇〇	二五〇	三,〇〇〇
青森	三,〇〇〇	五三〇	五〇	八〇〇	七,〇〇〇	二,三〇〇	一五〇	四,二七〇
山形	二,五三六	六八〇	二〇	一〇〇	四,五八九	一,四三三	三五〇	二,五五〇
秋田	二,一三三	六〇〇	一〇	一〇〇	四,九四七	二,一六〇	三五〇	二,〇九〇
福島	五,〇九九	六二五	一〇	一〇〇	一〇,六三八	三,六四五	九三〇	七,〇六八
石川	七,七三〇	五八〇	一〇	一〇〇	八,八八九	二,二〇〇	二一〇	五,〇〇〇
富山	七,七三〇	六八一	一〇	一〇〇	八,八八九	二,二〇〇	二一〇	五,〇〇〇
島根	三,八六一	六〇〇	一〇	一〇〇	四,五六一	一,〇〇〇	三〇〇	三,二六一
岡山	七,〇六〇	八五〇	一〇	一〇〇	八,〇二〇	二,〇〇〇	九〇〇	七,一二〇
廣島	六,九七三	七九〇	一〇	一〇〇	七,七六三	一,九五〇	二〇〇	五,八一三
山口	四,九七九	七〇〇	一〇	一〇〇	五,六四九	一,一〇〇	二〇〇	四,四四九
和歌山	三,〇五〇	六八三	一〇	一〇〇	三,八四三	九〇〇	一〇〇	二,八四三
徳島	二,九九四	五〇〇	一〇	一〇〇	三,五八四	七〇〇	二〇〇	二,八八四
香川	三,三三〇	五〇〇	一〇	一〇〇	三,九三〇	八〇〇	二〇〇	三,七三〇
愛媛	一,〇〇〇	五〇〇	一〇	一〇〇	一,六〇〇	四〇〇	一〇〇	一,一〇〇
高知	四,二二二	五〇〇	一〇	一〇〇	四,八二二	一,〇〇〇	二〇〇	三,八二二
福岡	二,四九九	八一〇	一〇	一〇〇	三,三〇九	九〇〇	二〇〇	二,四〇九
大分	二,一七五	六〇〇	一〇	一〇〇	二,八七五	七〇〇	一〇〇	二,一七五
佐賀	四,六六〇	五〇〇	一〇	一〇〇	五,二六〇	一,〇〇〇	二〇〇	四,〇六〇

備考 農林主事補ノ内兼務者アリ後表ヲ参照セラレタシ

合	沖	鹿	宮	熊	佐	大	福	高	愛	香	德	和	山	廣	岡	島	島
計	繩	兒	島	崎	本	賀	分	岡	知	媛	川	島	山	口	島	山	根
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三五 農林技手	屬四 屬一	屬三	屬二	屬一	屬一	屬一	屬一	屬一	屬一	屬一	屬一	屬一	屬一	屬一	屬一	屬一	屬一
四八、五九	一、六八〇	六、七七〇	五、〇〇八	七、六三六	四、五八八	九、五五四	二、二二五	八、九〇〇	九、六四四	七、三三六	五、二六八	六、五五〇	二、四四〇	二、九〇〇	八、二六八	八、三八四	六、五五二
一六九、二九	九〇〇	三、〇〇〇	二、四三三	三、八二五	一、八六五	四、八五〇	六、八五二	七、三三三	五、三四〇	二、三三〇	二、五六〇	二、七九〇	五、四一〇	五、四二五	二、七二六	四、〇五〇	三、四三〇
三、五四六	三〇〇	一、四四七	—	—	一、一九〇	三、八八六	一、一五五	五、一七	八、二二	七、二	—	一、〇九一	六、八二	九、九七	一、八九二	二、九六	—
六六、三六〇	二、六一	二、三三九	七、四五〇	二、四六一	七、五八三	一、八二四〇	二、〇二五	一〇、一四九	一、五七九六	九、六五八	七、八二八	一〇、四三二	一、七五三	一、九三二	二、八七六	二、七三〇	一〇、〇〇二
三〇、九七七	五〇〇	四、五〇〇	一、五〇〇	二、九二〇	七、〇〇	三、六〇〇	三、〇〇〇	三、〇三三	二、七〇〇	二、〇〇〇	一、一七	二、三三〇	二、三三〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、四〇〇
		上欄ノ内部會					上欄ノ内部會					上欄ノ内部會			上欄ノ内部會		上欄ノ内部會
		三、三三三					一、二六〇					一、七二〇			九、六〇〇		一、五〇〇

富	石	福	秋	山	青	岩	福	宮	長	岐	滋	山	靜	愛	三	奈	栃	茨	千
山	川	井	田	形	森	手	島	城	野	阜	賀	梨	岡	知	重	其	木	城	葉
一	一	一	一	二	一	一	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四屬四	八屬一	六屬一	六屬一	七屬二	三屬二	三屬二	一〇屬一	三屬農林技手	九屬一	八屬一	七屬一	六屬一	九屬一	二六屬一	二三屬二	五屬一	五屬一	七屬一	五屬一
八、三六四	七、四二八	六、二〇〇	六、二〇〇	九、六六八	四、五五八	五、二四〇	二、九〇〇	六、七〇〇	二、三六八	一、六三八	六、八六四	五、七四〇	一〇、一〇〇	一、八四〇	一、三〇八	五、二四〇	六、六四〇	五、四〇〇	六、七〇〇
二、七九〇	二、六五五	二、三三〇	三、八〇〇	二、六〇〇	一、八五〇	二、三三〇	五、五五五	二、三〇〇	四、八三三	五、七四六	二、八九九	二、三〇〇	五、一七〇	四、四六〇	三、八三八	二、〇〇〇	三、三三八	三、四〇〇	二、五三四
—	—	—	—	六、三六〇	三	—	一、〇五五	三、〇〇〇	二、八六	八、七	—	二、八五	—	一、七七五	一、五九四	一、六三	四〇〇	二、八〇〇	—
二、一五〇	一〇、三四三	八、五五〇	一〇、三四九	一、八六八	六、四三	一、二四〇	二、五五五	九、二六六	一、八四七	三、一八八	九、七三三	八、三三三	一、五、七〇	四〇、六三	一、八、七〇〇	八、八五二	一〇、三四二	二、七〇〇	九、二九四
二、一八〇	二、〇〇〇	一、七〇〇	一、五〇〇	一、二〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	五〇〇	五〇〇	一〇、〇六五	七〇〇	八〇〇	五〇〇	四、三〇	五、〇〇〇	二、七〇〇	一、四三〇	二、五〇〇	二、八〇〇	二、〇〇〇
													上欄ノ内部會		上欄ノ内部會		上欄ノ内部會		
													六〇〇		一、五〇〇		六三〇		

外ニ支會指導員四名設置費二、七〇〇ノ四割補助

産 業 債 券	本年度末現在	八〇四・九〇・一四〇	九・五三・八七四・〇一〇	八・三三・七六二・一四〇	一五〇・七七八・八九・九八〇	一四・八三・一五四・六九
	本年度發行高	—	—	六〇〇・〇〇〇・〇〇〇	五・一〇〇・〇〇〇・〇〇〇	三・二〇〇・〇〇〇・〇〇〇
利 餘 金	本年度末現在	九二・〇九・二七〇	六三・七四・五四〇	八四・三三・五九〇	九四・五五・七三〇	一・〇九・九四・七四〇
	本年度末現在	—	—	六〇〇・〇〇〇・〇〇〇	三・〇〇〇・〇〇〇・〇〇〇	一・〇九・九四・七四〇

備考 大正十三年度大正十四年度ノ手形貸付ハ割引手形中ニ加算セラル手形貸付高大正十四年度末現在ハ四・七七・七八三・七二〇圓
割引手形ノ大正十四年度末現在ハ六三一・五六五・三九〇圓ナリ

第一 第五年度自昭和二年四月三十一日業務概況

中央金庫第五年度業務概況として、茲に貸出及預金の状況、産業債券の發行、金融相談部の利用の各項に分ち、尙ほ資本金の拂込及投資者の異動状況を附記して参考に資することとする。

一 貸出及預金の状況

前年度に引續き、農村は米價及繭糸價等の下落に因り、都市に於ては各種事業不振を極め、依然不況の域を脱しないので、其餘波は都鄙を通じて深く組合界に及び、爲に資金の需要は主として事業の維持、整理に關するものに止まり、事業の新興、擴張等所謂積極的の需要が少かつた。斯くして一面寧ろ其餘裕金の運用に腐心して居る組合があるに反し、他面資金難に苦んで居る組合は、其の基礎鞏固ならず信用十

分ならざる等諸種の事情に因り、當中央金庫本年度の貸出も、さして多額に上るまいと豫想せられたが、前年度末から本年度初頭に互り勃發せる財界空前の大動亂は、當金庫の本年度業務に多大の影響を與へ、貸出高は著しく増加し、恰も本年度の業務の大部分は之が前半期は恐慌時の對策を以て、後半期は恐慌後に於ける善後金融を以て終始したるが如き觀がある。而して之を反面から見れば、貸出に付ては前半は中央金庫の自主的活動であり、後半は政府資金の取扱を主としたと謂ふも差支無からうと思はれる。又預金に付ては恐慌以來順に其の増加を來し、益々餘裕金の運用に付多大の努力を要するに至つた。

1 貸 出

1 財界動亂に對する措置

前年度末に近づき、香川、愛媛兩縣下に於て休業銀行を見本年度に入りては四月上旬神戸方面に、次いで滋賀縣下に銀行不安の情勢を來し此等の影響により前各地の組合には相當動搖が起つた。此等組合及信用組合聯合會に對しては、當金庫は夫々關係當局とも提携し、應急金融の處置を講じ何れも難關を切り抜けたのである。然るに財界は益々險惡で、其の組合界に及ぼす影響少からざるべきを察したので、當金庫の餘裕金預入先銀行及び一二代理所の基金預入先に對し警戒を加へ、又市街地に於ける組合に對しては經營上遺憾なき様注意し、尙ほ大阪支所には比較的多額の資金を存置して萬一に備へたのである。其の後東京其他に於ける有力銀行の預金取付及休業等相踵いで起り、四月二十一日に至り金融界は極度の恐慌を來したので、當金庫に於ても應急現金準備をなせしも、翌二十二日突如として全國各銀行一齊に二日間に亙る休業を發表するに至つた。

右休業期間中東京市及近郊の組合其他各地から、當金庫に對し預金拂戻と新規貸出を求むる向も相當あつた。又大阪支所では附近の組合及管内各地聯合會よりの融通申込み幅輻し、各地の情勢不穩にて、財界の前途逆睹し難きものあつたので、支所と協議連絡を圖り、當金庫の預金銀行よりの特別融通、日本銀行よりの公債擔保借入に依り當金庫は兎も角も現金一千萬圓の準備をなして、緊急必要な向に對しては、各種

預金の拂戻及貸出の請求に應ずることとし、萬一組合界に取付の發生するが如き場合は、極力之を援助する様夫々手配をなした。然るに休業期間中に組合界も漸次平靜に歸したる爲、資金の需要は意外に少なく、却て往々預金の預け入を見たのみならず、貸出金は數日中に返還せられたものが少なくなつた爲、二十五、二十六兩日の當金庫貸出高は四百六十八萬餘圓、預金拂戻高七十三萬八千餘圓に過ぎなかつたので頗る拍子抜けの感があつた。

斯くて四月廿二日公布せられた支拂延期令適用期間中は、預金の拂戻比較的平穩なるべき見込が立つたが、一方農村に於ける肥料仕入、養蠶資金其他の資金需要期に直面し、而も組合及聯合會中には取引銀行の貸出緊縮及預金拂戻制限の爲金融上に支障を來たし組合員の産業に悪影響を及ぼす虞あり、又休業銀行に預入せる預金の拂戻停止に遭ひたる爲、資産の上に相當多大の缺陷を來したる組合、聯合會もあり、此等に向つては幾分の危険を冒しても、敢て之が救援に努むるの必要ある事が察知せられたのであるが、時恰も臨時議會召集せられ、日本銀行特別融通及損失補償法案其他が提案せられたので組合界に對しても何等か適當の策を講ずるの要ありとし相當研究が重ねられ、組合側よりも亦、當金庫よりも組合界の實情を政府に具陳した。監督官廳に於ては一般組合界の爲に特に多大の考慮を拂はれ、種々計畫せらるゝ所あり、兎も

角も需要期に迫れる當金庫の貸出資金に付ては政府は取敢へず五月九日一千万圓の産業債券を引受けられ、當金庫の資金準備を整うたのである。然るに他面モラトリウム明けも、既に切迫せる折柄でもあつたから、當金庫は組合及聯合會に對し、貯金拂戻の要求相當あるべきを察し五月十三日貯金拂戻準備資金貸出要項を定めて、各府縣及信用組合聯合會にも通知し其の準備を進めたが、政府に於ても六月二十三日附を以て産業組合の貯金拂戻に要する資金等融通に關する通牒を發せられ、且つ一千万圓迄産業債券を引受けらるゝこととなつたから、當金庫に於ては直ちに之に基き曩の取扱要項を改め、財界動搖に關する特別貸出取扱要項を定め、再び各府縣當局及信用組合聯合會に通知し、更に銀行休業に因る打撃激甚なりと思はれる府縣の當局及信用組合聯合會當事者の打合せを、本所及支所の兩所に開催し、資金貸出上遺憾なきを期したり。然るに支拂猶豫期間中は勿論、期間満了に際しても、さしたる資金の急需に接せず、頗る平穩に經過し、右貯金拂戻の爲特に債券の發行を必要とする程度には達しなかつたのである。斯くして組合界の貯金拂戻及救済的資金の貸出は年度初から八月迄に累計約一千万圓に止まつたのみならず、其の償還は頗る迅速で、八月末には殆んそ其の大部分が回収せられたり。

特殊資金の貸出

財界動搖の結果、金融界に於ける資金偏在、都會集中の事實顯著となつて、一般産業經濟殊に地方産業の發達に悪影響を及ぼす虞があるので、政府に於ては資金の地方還元を考慮せられ、郵便貯金の運用を畫策せらるゝに至つた。時恰も養蠶期に際し、長野、群馬、岡山の諸縣に雹霜の被害があり、之が救済の必要を叫ばれたので、預金部に於ては之が爲に先づ二百六十萬圓を中央金庫を通じて、右地方に供給せらるゝこととなつた。次で夏秋繭出廻季に至り、糸價崩落して製絲家の救済が唱へらるゝと共に、養蠶家援助の必要も亦叫ばれ、終に中央金庫を通じて養蠶應急資金約二千六百萬圓を青森外四十一府縣の組合に供給せらるゝこととなり、更に十一月下旬に至り組合の舊債借換の爲にする資金二千四百餘萬圓の供給通牒を受け、次いで本年二月下旬米作者應急資金千十八萬圓の供給通牒あり、更に三月に入り中小商工業者應急資金、和歌山外八府縣に對する金六百三十二萬六千二百圓供給の通牒に接した。而して之に加ふるに、毎年供給せらるゝ地方低利資金は從來の倍額六十萬圓を割當られ、斯くして政府資金の取扱は財界動搖に關する特別貸出を除いても、其の數六種金額約七千萬圓に達するに至つた如きは、實に從來嘗て見なかつた所である。尤も此等政府資金の年度末貸出進捗の狀況は、左表の通りである。

資金の種類	供給豫定額	貸付済額	貸付通知額	供給未済額
電霜害救済資金	二、六〇〇、〇〇〇・〇〇	二、六〇〇、〇〇〇・〇〇	—	—
養蠶應急資金	二四、八二五、〇〇〇・〇〇	二一、九二四、〇六七・五〇	八八七、二四三・〇〇	二、〇一三、六八九・五〇
舊債借換資金	二四、七九七、〇〇〇・〇〇	三、二七四、四一〇・〇〇	二、九七五、九〇八・〇〇	一八、五四六、六八二・〇〇
米作者應急資金	九、八九六、〇〇〇・〇〇	—	一〇一、〇〇〇・〇〇	九、七六一、〇〇〇・〇〇
中小商工業者應急資金	六、三二六、二〇〇・〇〇	—	—	六、三二六、二〇〇・〇〇
地方低利資金	六〇〇、〇〇〇・〇〇	五二五、〇〇〇・〇〇	七三、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
計	六九、〇四四、二〇〇・〇〇	二八、三五七、四七七・五〇	四、〇三七、一五一・〇〇	三六、六四九、五七一・五〇

備考 供給未済額は道府縣より供給協議未達のものが大部分を占めて居る。

之が爲め組合界は一時に資金潤澤となり或る方面では終に過剰を告げ、殊に信用組合聯合會に於ては舊債借換資金の取扱に依り、政府資金に肩替せられたる固有資金の回収と、各種資金の借入に依り生じた組合の餘裕金が殺倒し來つた爲とで、多額の遊資を擁して放資難に陥つたものが尠くないやうである。斯くて全國各道府縣信用組合聯合會の昭和三年三月末日現在貯金合計九千七百萬圓に垂んとするに拘らず、貸出金は五千百餘萬圓にして其の半に過ぎず、之に拂込濟出資金積立金及借入金なきを加へて餘裕金は頗る多額に上つたのである。

斯くの如き事情であるから、昭和二年十一月に引續き、本年一月殆んそ全國に及び各信用組合聯合會に對する中央金庫貸出利率の引下を斷行したが、到底之が爲に資金の需要を喚起しなかつたのは、蓋し止むを得ない次第である。而して此の現象は當に信用組合聯合會のみに止まらず、組合間にも現はれ各信用組合聯合會は貸出利率の引下を行つたが、中央金庫に於けると同様其の固有資金に對する組合の需要は、特殊の事情あるものでない限り、當分著しく喚起せらるゝに至らな

いことと思はれる。之を一面より見れば中央金庫及信用組合聯合會は政府の巨額なる低利資金の供給により其の自治的

融を幾分抑制せられたる観なきを得ないのである。
 従来の地方資金貸出に當つては、政府は信用組合聯合會の保證貸を認められなかつたが、今回の各種政府資金殊に舊債借換資金に付ては、信用組合聯合會の事業經營上に及ぼす影響が頗る重大なるを察せられ、斯種資金の取扱には中央金庫普通資金に於て行ひ來つたのと同様、信用組合聯合會をして其の間に介在せしめられ、以て系統的連絡の下に、組合金融の發達を圖ることになつた。尙ほ此等養蠶應急資金及舊債借

換資金の取扱に付ても協議會を開催して、地方廳及信用組合聯合會と隔意なき協議を遂げ取扱の敏速と圓滑とを圖つた次第である。
 之を要するに、過去一ケ年の貸出狀況は之を正常の狀態に在るものと認め得られないが、兎も角も中央金庫資金貸出の分量は著しき増加を來し、從來示したる年毎に倍加の趨勢を依然として持續して來たことは、左表に示す通りである。

年 度	貸 出 累 計 額	償 還 累 計 額	年 度 末 残 高
第一年度	一七、五六三、〇三六・八九〇	一三、九八五、六〇九・三四〇	三、五七七、四二七・五五〇
第二年度	三〇、三七八、二四四・一七〇	二四、九四〇、七八五・五九〇	九、〇一四、八八六・一三〇
第三年度	五六、八八八、九二七・一九〇	五二、六四七、二〇六・四八〇	一三、二五六、六〇六・八四〇
第四年度	一一六、一六八、一七七・七四〇	八七、七五四、四六六・九五〇	四一、六七〇、三一七・六三〇

ハ 貸出金と剩餘金關係

中央金庫の貸出は既記の如き激増を示したが、年度末現在残高四千六百六十七萬餘圓中、自己資金の貸出は僅に三割強に當る一千二百六十六萬餘圓に過ぎずして、餘は悉く政府資金の轉貸融通に屬するものである。中央金庫は素より營利を目

的とせず、剩餘金の一部は特別配當として割戻を行つて居るのは勿論、隨時貸出利率を引下げ中央金庫利用者の直接利益を圖つて來たのであるから、中央金庫の剩餘金歩合は既に可なり低下して居るが、右政府資金の貸出には供給の趣旨を體し、可成薄利を以て取扱つたから、之に依り剩餘金の増加を

期待し難い實狀である。況んや中央金庫自己資金による從來の貸出金は、此等資金に依り直接間接に借換へられるものも少からず、又多額の低利なる資金が地方組合界に供給せられてある爲、資金需要期に際しても中央金庫の自己資金に對する新規需要は拂々しく喚起せられず、從て金庫は勢ひ多額の餘裕金を擁して、貸出難を感じるに至つた。而も一般銀行預金利率の引下と、國債及地方債利廻の低下とは餘裕金の運用を益々不利ならしめつつある。
 斯る情況であるから、本年度は事業分量及餘裕金の増加したのに反し、剩餘金歩合が低下したのは蓋し當然の歸結であつて、剩餘金は前年度に比し僅かに十三萬餘圓の増加を示すに止まつた。而して此の現象は營に中央金庫のみならず、各道府縣信用組合聯合會にも及んで、其の經營に鈔からず、變調を來さしめつゝあることと思はれる。

2 預 金

信用組合聯合會の資金狀態上記の如くで、組合の金融狀態も亦之に類するものある一方に、中央金庫に對する理解が進み又金融恐慌の結果一層系統機關の利用を促進した等の結果、此等の有する餘資は自然中央金庫に流入して來た。
 昨年三月直接受入及代理受入の一部に對し、預金利率の引下を行ひ、十月再び直接預金の利下を行つたにも拘らず、此の大勢は依然として持續し、中央金庫の預り金は逐月増加して、昭和二年末現在残高は千八百萬圓に達した。尙ほ本年一月殆ど全國に亙つて代理預金利率の引下を行つたが、尙ほ増加の趨勢を辿つて居り本年度末現在残高は昨年同期に比し約三倍に達して居り、其の趨勢は左表の通りである。

年 度	受 入 累 計 額	拂 戻 累 計 額	年 度 末 残 高
第一年度	六〇、〇九二・〇〇〇	—	六〇、〇九二・〇〇〇
第二年度	三、一九九、五六八・九三〇	二、六一一、二八〇・七〇〇	六四八、三八〇・二三〇
第三年度	一一、〇八七、〇六〇・二〇〇	一〇、四三二、五七七・一七〇	一、三〇二、八六三・〇八〇
第四年度	二七、二六四、四八四・九〇〇	二〇、七〇四、八〇七・六二〇	七、八六二、五四〇・三六〇